

会長挨拶

勝山 進 (日本大学)

東芝の不適切会計は、本年度のわが国経済界における最大のスキャンダルになる可能性がある。同社の「第三者委員会報告書」によれば、2008年度から2014年度までの税引き前利益が1,562億円の減額になるという。問題の発端は、インフラにおける収益認識基準としての工事進行基準の原価の過少見積もりであった。このことだけなら、原価の適正な見積もりには限界があることから、必ずしも、不適切会計であるとは断定できない。しかし、受注時にすでに損失を認識しておりながら、「損失引当金」の計上をしなかったことは問題であろう。この他、パソコン、テレビおよび半導体における意図的な会計操作が行われていたという。今回の事例は、悪質と判断される可能性が高く、刑事告発されれば粉飾決算となる。

当学会は、「企業」と「社会」との接点についての研究を行っているが、不適切会計は、企業の社会的責任(CSR)を問う以前の問題であり、少なくとも私は研究の枠外においていた。今回の改正会社法(2015年5月施行)は、「監査等委員会」の設置を認め、取締役会が業務執行者(代表取締役)を監査・監督する権限をもたせたので、「コーポレートガバナンス・コード」(2015年6月)と相俟って制度面からの有効性が見込まれる。このコードは、「サステイナビリティ」についても多くの記述がある。例えば、ステークホルダーとのエンゲージメント、社会・環境への対応、非財務情報の開示、企業価値創造等々であり、このような項目は、当学会員の関心が高いものと思われる。しかし、制度の構築のみでは、限界があり、企業経営を担うのは「人間」であるので、彼らには高い倫理観が必要であり、風通しの良い社風を作ることが求められる。

本号は、10本の投稿原稿があったが、査読の結果5本が採択されたことから質の高い論文集になったと思っている。採択された5本の論文は、環境財務会計、環境管理会計、福祉法人会計そして永遠のテーマである私的利益と公的福祉という研究成果であり、いずれも当学会の研究に相応しい内容である。

2015年9月

目 次

会長挨拶

【研究論文】

カーボンSBSCフレームワークの構築とその有効性の検証 岡 照二, 西谷 公孝.....	1
組織間管理会計とマテリアルフローコスト会計 岡田 華奈.....	17
社会福祉法人における人的支出と内部留保の関連性 黒木 淳.....	31
損害賠償基金に対するIFRIC第5号の適用 —メキシコ湾岸原油流出事故を題材として— 土井 聡恵.....	43
シュマーレンバッハの会計哲学 —私的利益と公的福祉の調和— 宮崎 修行.....	59

スタディグループ中間報告

学会行事

Research in Corporate Social Accounting and Reporting

Volume 27 October, 2015

Articles

Construction of Carbon SBSC Framework and Verification of its Validity <i>Shoji Oka and Kimitaka Nishitani</i>	1
Inter-organizational Management Accounting and Material Flow Cost Accounting <i>Kana Okada</i>	17
The Relationship between the Human Expenditures and the Endowments on Social Welfare Corporations <i>Makoto Kuroki</i>	31
Application of IFRIC Interpretation 5 for the Compensation Fund: In the Case of the Explosion of the Deepwater Horizon in the Gulf of Mexico <i>Toshie Doi</i>	43
Accounting Philosophy of E. Schmalenbach:Harmony of Private Profit and Public Welfare <i>Nobuyuki Miyazaki</i>	59

Published by

The Japan Corporate Social Accounting and Reporting Association

Osaka City University, Faculty of Business

3-3-138 Sugimoto, Sumiyoshi-ku Osaka, 558-8585 Japan

【研究論文】

カーボンSBSCフレームワークの構築と その有効性の検証

岡 照 二
西 谷 公 孝

論文要旨

本稿の目的は、エコ・エフィシエンシー指標であるカーボン利益率（ROC）を向上させるためのプロセスをサステナビリティ・バランスト・スコアカード（SBSC）を利用して明らかにすることである。まず、SBSCの各視点の業績評価指標をブルームバーグから入手し、ROC向上を目的としたカーボンSBSCフレームワークを構築した。そして、規模や産業をコントロールした上でフレームワーク内の各視点間の因果関係を実証分析した。その結果、各視点は概ね統計的に縦に繋がっており、カーボンSBSCフレームワーク構築の有効性が証明された。また、一部の視点間の因果関係には産業の違いが大いに影響することも同時に明らかとなった。

1 はじめに

Kaplan and Norton (1992) は、財務的指標と非財務的指標を組み入れた新たな業績評価システムとして、バランスト・スコアカード（Balanced Scorecard: BSC）を提唱した。BSCは、「財務」、「顧客」、「内部業務プロセス」、「学習と成長」という4つの視点で構成されており、BSCを採用するには財務と非財務、外部と内部、遅行と先行、定量と定性といった各視点間の業績評価指標をバランスさせる必要がある。その後、Kaplan and Norton (2001) は戦略とプロセスを伝達・実行するツールとして戦略マップ（Strategy Map）を提唱しており、BSCは戦略的マネジメント・システムとしても利用されてきた。また今日、BSCは非営利組織（医療組織、自治体等）においても導入されており、非営利組織のBSCでは最終目標を顧客の視点に代えたり、顧客の視点と財務の視点を同列にしたりしており、BSCは組織のミッションに応じて変化していると言える（岡, 2012）。BSCに対しては、規範・事例・実証研究などが蓄積されており、そうした研究を体系的にまとめた書誌学的研究も数多くある（西居, 2011; 河合・乙政, 2012; Hoque, 2014）。

一方で、近年では、企業は自社内外のステイクホルダーから環境や社会に配慮した経営（サ
キーワード：サステナビリティ・バランスト・スコアカード (sustainability balanced scorecard), カーボン利益率 (return on carbon), ブルームバーグ (Bloomberg)

テナビリティ経営¹⁾を要求されており、サステナビリティ経営におけるBSCの利用についても研究がなされている。特に、欧州を中心に従来のBSCに環境や社会の側面を付加したものをサステナビリティ・バランスト・スコアカード (Sustainability Balanced Scorecard: SBSC)²⁾と呼び、2000年以降、規範・事例研究³⁾や書誌学的研究が行われている (Figge et al., 2002; Schaltegger und Dyllick (Hrsg.), 2002; Hansen and Schaltegger, 2014; 岡, 2015)。そうした中で、例えば、SBSCとサステナビリティ会計やサステナビリティ報告書が連携するフレームワークが示されており (Schaltegger and Wagner, 2006)、企業がSBSCを構築する際にはサステナビリティ会計やサステナビリティ報告書からより多くの情報を得ることによって、SBSC導入が促進されるのではないかと指摘されている (岡, 2009)。さらには、SBSCにエコ・エフィシエンシー (Eco-efficiency) 指標を組み入れることへの可能性についても言及されている (岡, 2010)。

以上から、SBSCは内部管理目的のみならず外部報告目的としても利用することに意義があるため (Möller and Schaltegger, 2005; Schaltegger and Wagner, 2006)、公表されている環境・社会・ガバナンス (ESG) 情報を用いてSBSCを作成することによって、サステナビリティ経営に取り組む企業を評価できる可能性がある⁴⁾。そこで本稿では、エコ・エフィシエンシー指標としてカーボン利益率 (Return on Carbon: ROC) に焦点を当てて、ブルームバーグ (Bloomberg) のESGデータベースを使用して、ROCを向上させるためのSBSC (以下、カーボンSBSCとする) のフレームワークを構築したうえで、各視点間の因果関係の実証分析を行い、その構築の有効性を検証する。

本稿の構成は以下のとおりである。第2節では、SBSCに関する先行研究をレビューし、SBSC研究の課題を抽出する。第3節では、実証仮説を導出する。第4節では、リサーチデザインについて説明する。第5節では推定結果について議論し、第6節で結論を述べる。

2 先行研究

本節では、SBSCに関する代表的な先行研究をレビューし、SBSC研究の課題を抽出する。まず、これまでの研究から、SBSCとは「BSCの4つの視点に環境や社会の側面を付加したサステナビリティ活動に対する中長期的な業績評価システム」と定義することができる。そして、SBSCも戦略マップを併用することで、サステナビリティ経営のビジョンと戦略を効果的かつ効率的に策定、実行するための戦略的マネジメント・システムとしても機能する。なお、SBSCのフレームワークを構築する方法には、①BSCの4つの視点の中に環境や社会の側面を組み入れる (サブサンクション型)、②BSCに5つ目の視点として環境や社会の視点を付け足す (アディクション型)、③BSCとは全く異なる新たな4つもしくは5つの視点を用いてSBSCを作成する (インテグレーション型) という3つの類型がある (岡, 2008)。

こうした特徴を踏まえて、岡（2009）は、SBSCとサステナビリティ報告ガイドラインの連携について言及し、サステナビリティ報告書を作成する際に利用されるGRIや環境省のガイドラインにある業績評価指標をSBSC作成時に利用できる可能性を指摘している。また、SBSCは当初の内部管理目的のみならず外部報告目的においても機能する可能性があり、そのためにSBSC情報を外部に開示することの有用性についても考察している。一方で、Schaltegger and Wagner（2006）は、SBSCとサステナビリティ会計やサステナビリティ報告書を連携させ、サステナビリティとマネジメントが協調できるようなフレームワークを示している。そして、このフレームワークを用いることで、企業はSBSCを構築する際に、サステナビリティ会計、サステナビリティ報告書からより多くの情報を得ることができるため、SBSC導入の推進が期待されると指摘している。

さらには、岡（2010）はSBSCでのエコ・エフィシェンシー指標の利用可能性について検討している。エコ・エフィシェンシーには、環境効率性と経済効率性の両方を同時に達成しようとする目的があり、Schaltegger and Burritt（2000）によれば、「付加価値と環境負荷の割合、もしくは、経済パフォーマンス指標と環境パフォーマンス指標の割合」と定義されている。また、Möller and Schaltegger（2005）は、エコ・エフィシェンシー分析はSBSC構築のためのデータを提供するため環境情報システムとして機能すると指摘している。こうした分析では、SBSCのフレームワーク最上位の視点を「環境」と「経済」の両立を図るエコ・エフィシェンシー指標にすることで、環境保全活動と経済活動を同時に行った結果をあらゆるステイクホルダーに対してより明確に示すことができるとも指摘されている（岡, 2010）。つまり、SBSCは、企業のサステナビリティ経営がエコ・エフィシェンシー指標の向上に繋がるプロセスに見える化するためのツールと言える。

また、SBSC研究はBSC研究と比べ、実証研究が少ない。河合・乙政（2012）によれば、欧米英文主要会計学術雑誌におけるBSC研究は規範的研究1論文（2.1%）に対しアーカイバルデータを用いた実証研究8論文（17.0%）が挙げられている。一方、Hansen and Schaltegger（2014）によれば、欧米英文主要雑誌におけるSBSC研究は規範的研究24論文（33.3%）に対しアーカイバルデータを用いた実証研究は3論文（4.3%）（Spiller, 2000; Panayiotou et al., 2009; Nikolaou and Tsalis, 2013）に留まっている⁵⁾。また、日本企業を対象とした実証分析は、著者たちが知る限りOshika *et al.*（2013）しかない。Oshika *et al.*（2013）は、CO₂排出量削減と会計的利益増加を同時達成し、企業価値の持続的成長を実現するようなカーボンSBSCモデルを提案したうえで、東洋経済新報社が毎年公表している『CSR企業総覧』等のデータベースから得られた業績評価項目を各視点に配置し、その経路を証明している。

上記で見てきたように、SBSCのフレームワーク構築時におけるサステナビリティ報告書などの外部開示情報の利用、SBSC情報の外部報告目的、さらにはSBSCでのエコ・エフィシェンシー指標の利用について、これまで規範的研究が多く行われてきたことがわかる。一方で、実証研究

はほとんど行われていないのが現状である。今後、SBSCを普及させるためには、その構築によって企業が環境と経済を両立できるかを実証する必要がある。特に、地球温暖化に影響を与えるCO₂の排出量削減は企業に課せられた喫緊の課題でもあるために、その削減と会計的利益の増加を同時に目指すROCに対して、SBSC構築がもたらす有効性を明らかにすることは意義がある。

3 仮説

本稿では、Oshika *et al.* (2013) と同じくCO₂排出量削減と会計的利益増加を同時達成するカーボンSBSCモデルを構築する。ただし、使用するデータベースが違っており、またそのために構築するフレームワークも異なっている。

まず、低炭素型社会構築が叫ばれる状況における企業のミッションを、「低炭素型社会に向けてCO₂排出量削減活動に積極的に取り組むことで企業の社会的責任を果たし、同時に企業価値を持続的に向上させること」とする。それゆえに、CO₂排出量削減と会計的利益向上の両立を目指すことが企業にとってそのミッションを達成するためのビジョンとなり、またROC向上がこのビジョンを実現するための戦略となる。なお、ROCは分子に会計的利益、分母にCO₂排出量をおいたもので、CO₂一単位あたりの利益を指しており、サステナビリティへ向けた企業の取り組みを評価するエコ・エフィシエンシー指標として有用なもの1つである。したがって、本稿でのSBSCフレームワークにおける最終目標にはROCの向上を配置する。

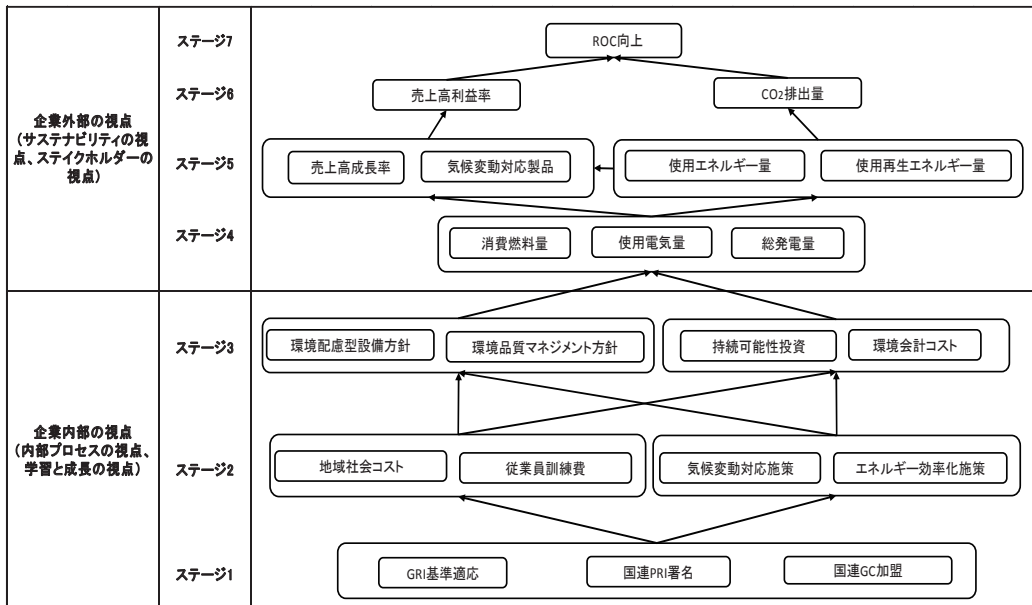
つぎに、カーボンSBSCフレームワークの概要について説明する(図1)⁶⁾。なお、SBSCは、各視点内の戦略目標、尺度、目標値、実施項目など横の因果連鎖と各視点間の縦の因果連鎖を有することにより構築されるが、本稿では一部を除いてSBSCの縦の因果連鎖のみに注目した戦略マップを作成する。まず、カーボンSBSCは比較的新しいモデルであるために、SBSCの3つのタイプのうち、新たに構築する際には導入が容易なインテグレーション型を採用する。そのうえで、最上位にはROCを配置していることから、「環境」と「経済」の同時実現のため、SBSCのすべての視点に経済と環境的側面を有した指標を組み入れる。具体的には、ブルームバーグのESGデータベースから得られた業績評価項目を、カーボンSBSCのビジョンと整合的になるように各視点に配置する。ただし、インテグレーション型では通常4つから5つの視点を用いるものの、今回使用するデータベースからの業績評価指標の入手可能性の問題から、企業外部の視点(サステナビリティの視点、ステイクホルダーの視点)と企業内部の視点(内部プロセスの視点、学習と成長の視点)の2つの視点に絞っている。そのうえで、企業内部の視点から企業外部の視点への因果連鎖を見るにあたり、企業内部の視点は3つのステージ(ステージ1~3)、企業外部の視点は4つのステージ(ステージ4~7)に分け、ステージ7にカーボンSBSCモデルの最終目標であるROC向上を配置している。

すなわち、企業外部の視点では、ROC向上を最終目標とし（ステージ7）、その目標を達成するために、経済戦略として売上高利益率増加、環境戦略としてCO₂排出量削減を業績評価指標とする（ステージ6）。そのつぎには、営業利益を増加させるための売上高成長率向上、気候変動対応製品の販売増加、CO₂排出量を削減させるための使用エネルギー量減少、使用再生エネルギー量増加が挙げられる（ステージ5）。そして、上記の業績評価指標を向上させるための、消費燃料量、使用電気量、総発電量の削減が必要となる（ステージ4）。なお、これらの業績評価指標は、定量的情報が多い。

一方、企業外部の視点に影響を与える企業内部の視点は、定性的情報が多い。消費燃料量、使用電気量、総発電量の削減には、環境配慮型設備方針、環境品質マネジメント方針、持続可能性投資、環境会計コストが関連してくる（ステージ3）。これらの業績評価指標には、社会的側面では地域社会コスト、従業員訓練費が、また環境的側面では気候変動対応施策、エネルギー効率化施策が重要と考えられる（ステージ2）。そして、GRI基準適応、国連PRI（責任投資原則）署名、国連GC（グローバルコンパクト）加盟がSBSCモデルの根底に位置する（ステージ1）。これらの適応が地域社会コスト、従業員訓練費、および気候変動対応施策、エネルギー効率化施策の契機となる。

したがって、これらのステージにおけるブルームバグの各業績評価指標が1～7まで繋がっているという仮説を検証する。

図1 カーボンSBSCの理想モデル



4 リサーチデザイン

図1において、カーボンSBSCの1つの理想モデルを示したが、データ入手の制約から、実証分析用に簡易的なカーボンSBSCを作成した(図2)。理想モデルと異なり、各ステージの業績評価指標の数が減少しているが、カーボンSBSCモデルにおける企業内部の視点から企業外部の視点へと因果連鎖があることを示し、それらが最終的にはROC向上に繋がっているという仮説を検証することに意義があるため、業績評価指標の数は大きな問題ではない。

本稿で用いるサンプルは、2015年1月現在で、東京証券取引所1部および2部に上場している製造業企業(東証16分類)1,028社である。これらの企業を対象に、2013年度の環境データや財務データをブルームバーグから入手した。

Oshika *et al.* (2013) は、カイ二乗検定やウィルコクソン順位和検定を分析に使用しているが、企業のCO₂排出量削減活動は、企業規模や産業によって大きく異なるため、本稿では、図2の各視点間の因果関係を明らかにする際に、それらの影響をコントロールした回帰分析によって推定を行う⁷⁾。具体的には、被説明変数が連続変数の場合は最小二乗法(OLS)で、ダミー変数の場合にはプロビット法で推定する。また、ブルームバーグにおける環境データは企業が開示したデータをもとにしており、環境への取り組みに積極的な企業のみが情報を開示している可能性があることから、逆ミルズ比を説明変数に加えてサンプルセレクションバイアスを修正している⁸⁾。したがって、各推定モデルの観測数は異なっているものの、同様の特徴を持ったサンプルで推定したものとみなしている。なお、各ステージには複数の指標があるためにそれらを同じモデルで推定する方が望ましいが、欠損値によってサンプルが減り、プロビット法で推定する一部のモデルでは被説明変数と説明変数が完全に一致してしまい推定ができなくなるため、各指標を個別に推定する。

推定に用いる変数を以下で紹介する。また、これらの記述統計量は表1にある。

ステージ1

- GRI基準適応：企業がGRI基準に適応している場合に1をとるダミー変数

ステージ2

- 気候変動対応施策：企業が温室効果ガス排出削減のための何らかの施策を行っている場合に1をとるダミー変数
- エネルギー効率化施策：企業がエネルギー効率改善のための何らかの施策を行っている場合に1をとるダミー変数

ステージ3

- 環境配慮型設備方針：企業が設備を設計したり建設する際に環境技術や環境方針を採用している場合に1をとるダミー変数

- 環境品質マネジメント方針：企業が環境負荷を包括的に削減するために環境品質マネジメントや環境マネジメント・システムを導入していれば1をとるダミー変数
- 持続可能性投資：企業が環境や社会の持続可能性のために投資した金額を売上高で割ったもの
- 環境会計コスト：企業の環境会計費用を売上高で割ったもの
ステージ5（生産側）⁹⁾
- 使用エネルギー量：使用エネルギー量を売上高で割ったもの
ステージ5（需要側）
- 売上高成長率：2013年度の売上高から2012年度の売上高を引いて2012年度の売上高で割ったもの（各年度売上高はGDPデフレーターで実質化）
- 気候変動対応製品：温室効果ガス排出削減に貢献する製品を新たに開発もしくは販売していれば1をとるダミー変数
ステージ6（経営指標：環境）¹⁰⁾
- CO₂排出量：CO₂総排出量を売上高で割ったもの
ステージ7
- ROC：営業利益をCO₂総排出量で割ったもの

コントロール変数

- 企業規模：売上高の対数値
- 東証1部上場ダミー：東京証券取引所第1部に上場している場合に1をとるダミー変数
- 産業ダミー：素材産業（パルプ・紙、化学、石油・石炭製品、ゴム製品、ガラス・土石製品、鉄鋼、非鉄金属、金属製品）、加工組立産業（機械、電気機器、輸送用機器、精密機器）、その他産業（食料品、繊維製品、医薬品、その他製品）に属している場合にそれぞれ1をとるダミー変数

ここで、指標によってセンサーされずに使用できるサンプル数が違うために、サンプル全体の平均値と比較してどの程度企業規模、東証1部上場、産業が異なっているのかを確認しておく。表2によると、持続可能性投資や環境会計コストといった観測数が少ない指標ほど企業規模が大きく、東証1部上場企業が多いが、産業分布は指標間でそれほど大きな差はない。

図2 カーボンSBSCの実証分析用モデル

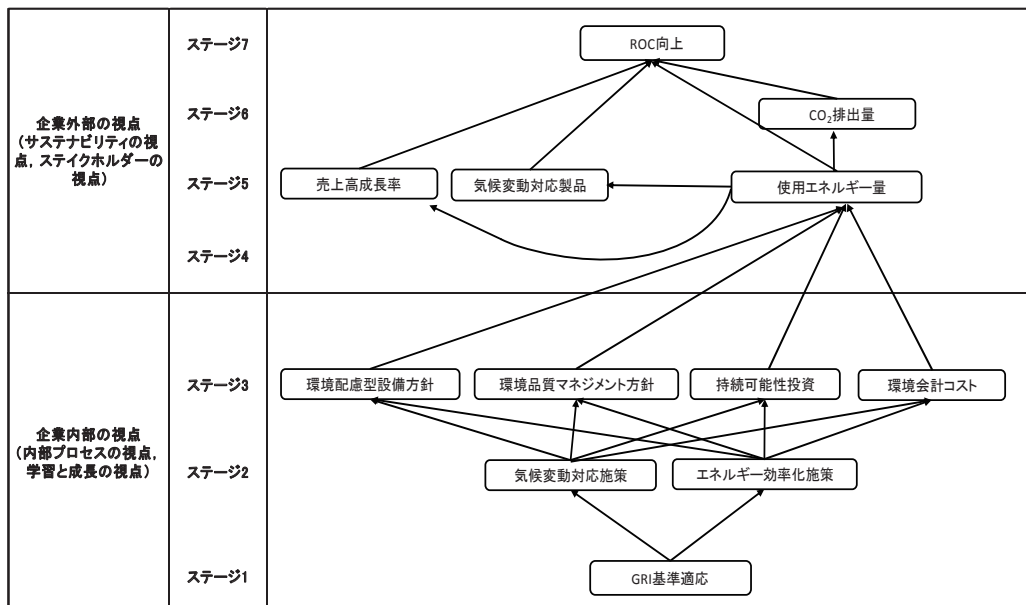


表1 記述統計量

	観測数	平均	標準偏差	最小	最大
国連GC加盟	1028	0.064	0.245	0	1
GRI基準適応	612	0.324	0.468	0	1
気候変動対応施策	581	0.692	0.462	0	1
エネルギー効率化施策	581	0.933	0.250	0	1
環境配慮型設備方針	581	0.136	0.343	0	1
環境マネジメント方針	581	0.931	0.253	0	1
持続可能性投資	279	0.003	0.010	0.000	0.135
環境会計コスト	287	0.008	0.007	0.000	0.044
エネルギー消費量	366	0.005	0.010	0.000	0.093
売上高成長率	1023	0.127	0.607	-0.402	18.648
気候変動対応製品	577	0.038	0.192	0	1
CO ₂ 排出量	348	0.0001	0.0005	0.000	0.007
ROC	348	2.807	5.546	-33.315	44.270
売上高の対数値	1028	24.986	1.631	16.997	30.990
東証1部上場ダミー	1028	0.749	0.434	0	1
産業ダミー					
素材産業	1028	0.339	0.474	0	1
加工組立産業	1028	0.442	0.497	0	1
その他産業	1028	0.219	0.414	0	1

注：推定結果の係数を見やすくするために変数によっては単位を変更している。

表2 指標間におけるサンプルの偏り

	観測数	売上高の対 数値	東証1部上場 ダミー	素材産業	加工組立産業	その他産業
全体	1028	24.986	0.749	0.339	0.442	0.219
GRI基準適応	612	25.763	0.940	0.348	0.459	0.193
気候変動対応施策	581	25.811	0.935	0.358	0.451	0.191
エネルギー効率化施策	581	25.811	0.935	0.358	0.451	0.191
環境配慮型設備方針	581	25.811	0.935	0.358	0.451	0.191
環境マネジメント方針	581	25.811	0.935	0.358	0.451	0.191
持続可能性投資	279	26.393	0.964	0.333	0.484	0.183
環境会計コスト	287	26.409	0.962	0.334	0.488	0.178
エネルギー消費量	366	26.176	0.951	0.355	0.426	0.219
売上高成長率	1023	24.990	0.751	0.339	0.442	0.219
気候変動対応製品	577	25.823	0.936	0.357	0.452	0.191
CO ₂ 排出量	348	26.294	0.948	0.330	0.454	0.216
ROC	348	26.294	0.948	0.330	0.454	0.216

5 推定結果

推定結果は表3にある。横一行が1つのモデルである（モデル（11'）を除く）。産業の違いがどれほど結果に影響しているのかを明らかにするために、パネルAには産業をコントロールしていない結果、パネルBには産業をコントロールしている結果を掲載している。なお、パネルAの各モデルは表に記載している変数の他に売上高の対数値および東証1部上場ダミー、逆ミルズ比を含んでおり、パネルBの各モデルはそれらに加え3種類の産業ダミーを含んでいる。しかし、紙面の都合上、これらのコントロール変数の係数や標準誤差は掲載していない。

パネルAから見ていく。モデル（1）から（2）では、気候変動対応施策やエネルギー効率化政策に対してGRI基準適応が有意に正の影響を持っている。GRI基準に適応している企業ほど気候変動対応施策やエネルギー効率化施策に取り組んでいる。したがって、ステージ1から2への経路は確認された。

モデル（3）から（10）では、環境配慮型設備方針、環境マネジメント方針、持続可能性投資に対して気候変動対応施策とエネルギー効率化施策が、環境会計コストに対してエネルギー効率化施策が有意に正の影響を持っている。気候変動対応施策やエネルギー効率化施策に取り組んでいる企業ほど概ね環境配慮型設備方針や環境マネジメント方針を採用し、持続可能性投資を行い、また環境対策に費用を支出している。以上より、ステージ2から3への経路は確認された。

モデル（11）から（14）では、エネルギー消費量に対して環境配慮型設備方針が有意に負の影響を、持続可能性投資と環境会計コストは有意に正の影響を持っている。一方で、環境マネジメント方針は有意な影響を持っていない。環境配慮型設備方針を採用している（していない）企業、持続可能性投資や環境会計コストが少ない（多い）企業ほどエネルギー消費量が少ない（多い）。

すなわち、環境配慮型設備方針に関してのみステージ3から（ステージ4を通した）ステージ5（生産側）への経路は確認された。なお、持続可能性投資や環境会計コストがエネルギー消費量の削減に与える影響は現在でなく将来出てくるのかもしれない。

モデル（15）から（16）では、売上高成長率や気候変動対応製品に対してエネルギー消費量が有意に負の影響を持っている。エネルギー消費量が少ない企業ほど売上高成長率が高く、気候変動対応製品を新たに開発もしくは販売している。これらの結果から、ステージ5（生産側）（あるいは、ステージ4からステージ5（需要側）への経路は確認された。

モデル（17）では、CO₂排出量に対してエネルギー消費量が有意に正の影響を持っている。エネルギー消費量が多い（少ない）企業ほどCO₂排出量が多い（少ない）。これより、ステージ5（生産側）からステージ6（経営指標：環境）への経路は確認された。

モデル（18）から（21）では、ROCに対してエネルギー消費量が有意に負、売上高成長率が有意に正、CO₂排出量が有意に負の影響を持っている。一方で、気候変動対応製品は有意な影響を持っていない。エネルギー消費量が少ない企業、売上高成長率が高い企業、CO₂排出量が少ない企業ほどROCが高い。したがって、ステージ5（生産側）やステージ5（需要側）から（ステージ6（経営指標：利益）を通した）ステージ7への経路やステージ6（経営指標：環境）からステージ7への経路は確認された。

以上の推定結果によって明らかになった経路を図3に描写している。ここからも見て取れるように、ステージ1から7までの経路が統計的に繋がっていることが明らかとなった。

つぎに、パネルBを見ていく。意外なことにパネルAの結果と一部を除いて変わらない。パネルAで有意であったモデル（3）の環境配慮型設備方針に対する気候変動対応施策の影響、モデル（7）の持続可能性投資に対する気候変動対応施策の影響、モデル（11）のエネルギー消費量に対する環境配慮型設備方針の影響、モデル（13）のエネルギー消費量に対する持続可能性投資の影響、モデル（16）の気候変動対応製品に対するエネルギー消費量の影響が有意でなくなっただけである。したがって、ほとんどのモデルでは、産業の違いをコントロールしても十分な因果関係があることが見て取れる。一方で、これら5つのモデルでは、パネルAから因果関係が確認される傾向にはあるものの、産業の違いに大きく依存していることがわかる。

これら5つのモデルのうち、モデル（11）の結果は、図3でも特に重要な経路であるために、より詳細な分析を行う必要があるだろう。このモデルで影響が有意でなくなったことに対しては、ある特定の産業に環境配慮型設備方針とエネルギー消費量の関係が集中していることが理由の1つとして考えられる。そこで、環境配慮型設備方針がエネルギー消費量に与える影響が産業ごとに違いがあるのかを確認するために、環境配慮型設備方針と産業ダミーとの交差項を作成し、それぞれの産業における環境配慮型設備方針の影響を追加的に推定した。

モデル（11'）では、エネルギー消費量に対して環境配慮型設備方針と組立加工産業との交差項および環境配慮型設備方針とその他産業との交差項が負の影響を持っている一方で、環境配慮型

設備方針と素材産業との交差項は有意な影響を持っていない。組立加工産業、その他産業といった産業では環境配慮型設備方針を採用している企業ほどエネルギー消費量が少ないが、素材産業ではそうした関係は確認されなかった。素材産業のようなエネルギーを多く消費する産業では、環境配慮型設備方針（またはクリーナープロダクション方針）を採用したとしてもエネルギー消費量を少なく抑えることが難しいことを示唆している。

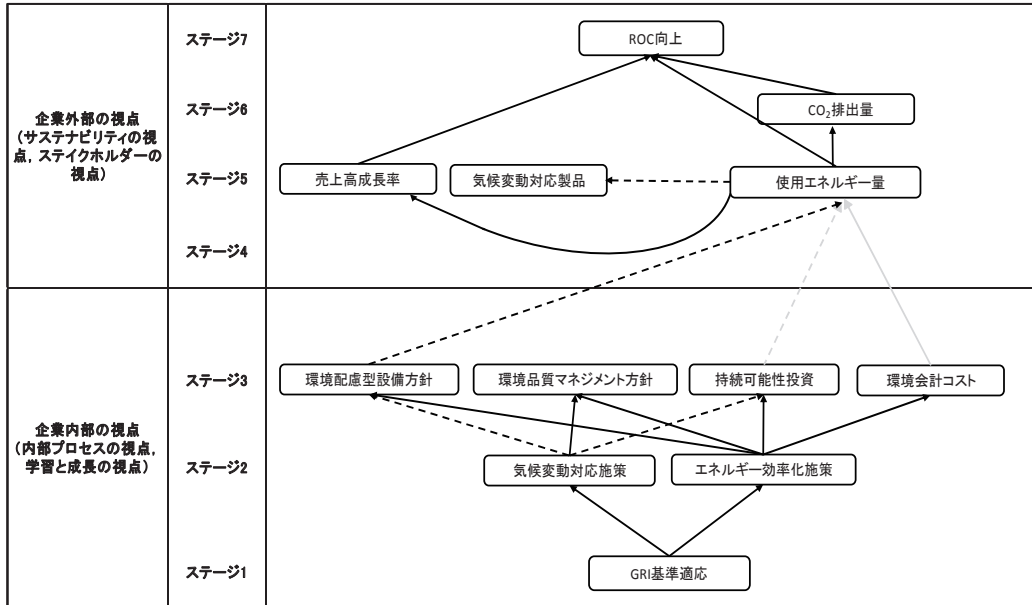
以上の結果より、産業をコントロールしてもパネルAと同様にステージ1から7までの経路が統計的に繋がっているものの、その場合、ステージ3から（ステージ4を通した）5（生産側）への経路は主に組立加工産業やその他産業において観測されることが明らかとなった。

表3 推定結果

説明変数	パネルA				パネルB			
	係数	標準誤差	R ² /Pseudo R ²	観測数	係数	標準誤差	R ² /Pseudo R ²	観測数
被説明変数：気候変動対応施策								
(1) GRI基準適応	0.633	0.165 ***	0.181	578	0.650	0.168 ***	0.190	578
被説明変数：エネルギー効率化施策								
(2) GRI基準適応	1.108	0.356 ***	0.115	578	1.133	0.351 ***	0.120	578
被説明変数：環境配慮型設備方針								
(3) 気候変動対応施策	0.287	0.171 *	0.032	581	0.270	0.170	0.040	581
(4) エネルギー効率化施策	0.780	0.440 *	0.035	581	0.804	0.437 *	0.044	581
被説明変数：環境マネジメント方針								
(5) 気候変動対応施策	1.190	0.212 ***	0.200	581	1.214	0.220 ***	0.211	581
(6) エネルギー効率化施策	1.402	0.231 ***	0.191	581	1.414	0.234 ***	0.202	581
被説明変数：持続可能性投資								
(7) 気候変動対応施策	0.002	0.001 *	0.008	279	0.002	0.001	0.031	279
(8) エネルギー効率化施策	0.002	0.001 ***	0.005	279	0.001	0.001 *	0.028	279
被説明変数：環境関連コスト								
(9) 気候変動対応施策	0.001	0.001	0.010	287	0.002	0.001	0.197	287
(10) エネルギー効率化施策	0.004	0.001 ***	0.011	287	0.002	0.001 ***	0.192	287
被説明変数：エネルギー消費量								
(11) 環境配慮型設備方針	-0.003	0.001 **	0.023	366	-0.002	0.001	0.153	366
(11) ×素材産業	-	-	-	-	-0.001	0.004	0.153	366
×組立加工産業	-	-	-	-	-0.002	0.001 *	-	-
×その他産業	-	-	-	-	-0.002	0.001 ***	-	-
(12) 環境マネジメント方針	-0.002	0.002	0.015	366	0.000	0.001	0.150	366
(13) 持続可能性投資	0.036	0.020 *	0.011	246	-0.022	0.020	0.169	246
(14) 環境会計コスト	0.578	0.124 ***	0.153	253	0.421	0.132 ***	0.211	253
被説明変数：売上高成長率								
(15) エネルギー消費量	-1.824	0.629 ***	0.041	365	-1.704	0.620 ***	0.095	365
被説明変数：気候変動対応製品								
(16) エネルギー消費量	-59.905	34.561 *	0.110	366	-30.322	26.603	0.160	348
被説明変数：CO ₂ 排出量								
(17) エネルギー消費量	0.020	0.005 ***	0.195	313	0.017	0.005 ***	0.215	313
被説明変数：ROC								
(18) エネルギー消費量	-107.843	29.142 ***	0.075	313	-81.512	26.783 ***	0.111	313
(19) 売上高成長率	11.071	3.539 ***	0.087	347	9.726	3.301 ***	0.117	347
(20) 気候変動対応製品	1.123	1.088	0.034	348	0.301	1.065	0.077	348
(21) CO ₂ 排出量	-1462.323	635.607 **	0.046	348	-917.197	476.111 *	0.082	348

注：モデル (1) ~ (6), (16) はプロビットで、それ以外はOLSで推定している。パネルAの各モデルは、企業規模、東証1部上場ダミー、逆ミルズ比を含んで推定している。パネルBの各モデルは、企業規模、東証1部上場ダミー、産業ダミー、逆ミルズ比を含んで推定している。***, **, *は係数がそれぞれ1%, 5%, 10%水準で有意であることを示している。

図3 カーボンSBSCの実証分析用モデル（推定結果）



注：点線は産業をコントロールしなければ因果関係が確認されることを意味する。また、グレーの線は想定した逆の符号を意味する。

6 おわりに

本稿の目的は、「環境」と「経済」の両立を図るエコ・エフィシェンシー指標であるROCを向上させるためのプロセスを、SBSCのフレームワークを利用して明らかにすることであった。ブルームバーグから得られた業績評価指標を用いてカーボンSBSCフレームワークを構築し、規模や産業をコントロールしたうえでフレームワーク内の各視点間の因果関係を実証分析した。その結果、カーボンSBSCフレームワークにおける各視点は概ね縦に繋がっており、その有効性が証明されたが、一部の視点間の因果関係には産業の違いが大いに影響することも同時に明らかとなった。よって、公表されているデータベースを使用してもSBSCのフレームワークを構築することが可能であり、そのSBSCのフレームワークによって企業内部の定性的な活動が企業外部の定量的な結果に繋がるプロセスを明らかにできることがわかった。すなわち、SBSCは当初の内部管理目的だけでなく、外部報告目的においても利用できるということである。ただし、特に環境配慮型設備方針とエネルギー消費量の因果関係等の確立には産業ごとの工夫が必要であろう。

最後に今後の残された課題をあげると、本稿では、日本企業を対象としたカーボンSBSCのフレームワークを構築したが、カーボンだけでなく廃棄物や水を対象とすることも可能である。また、海外企業を対象とした分析との比較も意義があると考えられる。したがって、これらを含む

的に明らかにすることにより、今後のさらなるSBSCの導入やその有効活用が期待される。

注

- 1) 本稿では、サステナビリティ経営とは、「企業経営者は経済的利益のみを追求した経営を行うのではなく、環境・社会的な側面も配慮した上での経済的成長・発展を目指した経営」を指す。
- 2) 欧州では環境や社会的な側面を付加したBSCを一般的にSBSCと呼ばれているが、日本ではあまり普及していない。本稿では、従来までのBSCと区別するために、環境や社会に配慮したBSCをSBSCと呼ぶこととする。日本におけるSBSC研究の文献サーベイについては、岡（2015）を参照して頂きたい。
- 3) 欧州各国の研究機関で実施されたSBSCに関する研究は、岡（2008）を参照して頂きたい。
- 4) 本稿では、SBSCの外部報告目的の機能に限定し、ブルームバーグのデータベースにある業績評価項目のみでカーボンSBSCモデルを構築し、指標間の因果関係を実証分析し有効性を検証することで、カーボンSBSCモデルの1つを提案し、企業におけるカーボンSBSC導入の普及を狙っている。
- 5) Spiller (2000), Panayiotou *et al.* (2009), Nikolaou and Tsalis (2013) による実証研究は、SBSCの利用方法として内部管理目的や外部報告目的ではなく、ベンチマーキングとして扱われている (Hansen and Schaltegger, 2014)。
- 6) カーボンSBSCの理想モデルの作成において、Kaplan and Norton (1996; 2001), Hsu and Liu (2010), Oshika *et al.* (2013) を参考に作成している。Kaplan and Norton (2001) によれば、戦略は仮説であるという前提のもと、意図された道筋は一連の結びつけられた仮説を意味し、BSCにより戦略的な仮説は系統立てられ、検証可能な一連の因果関係として説明することが可能となる。例えば、ビジョンと戦略を設定し、財務の視点において、成功するためには株主に何を提示するのか、と問いかけ、顧客の視点において、ビジョンを達成するためには顧客に何を提示しなければならないのか、と問いかける。続いて、内部ビジネス・プロセスの視点において、顧客を満足させるためにはどのビジネス・プロセスに卓越しなければならないのか、と問いかけ、学習と成長の視点において、ビジョンを達成するためには組織体はどのように学習し改善していかなければならないのか、とBSCの企業外部（上位）の視点から企業内部（下位）の視点へとブレイクダウンされていく。本稿においては、ブルームバーグのデータベースより、まずROCを向上させるために必要な業績評価項目を抽出し、企業外部の視点と企業内部の視点に区分した。カーボンSBSCの理想モデルの最上位にROCを配置し、ROCを向上させるためにはどうすればよいのかという仮説に問いかけ、経営指標と環境指標に区分し業績評価項目に因果関係があるように、モデルの作成をおこなった。
- 7) こうしたモデル全体の経路を明らかにするために、パス解析や共分散構造分析を用いることも考えられる。しかし、本稿での推定はパス解析の逐次モデルを推定していることとほぼ同様である。また、本稿で明らかにすべき対象は観測されている指標に隠れた潜在変数ではなく、観測されている指標そのものの影響であるために共分散構造分析は用いていない。
- 8) 全サンプル1,028社を対象に、各推定に用いる変数が入手可能な場合に1をとるダミー変数を、国連GC加盟ダミー（企業が国連GCに加盟している場合に1をとるダミー変数）、企業規模、東証1部上場ダミー、産業ダミーに回帰して逆ミルズ比を計算している。なお、国連GCは自主的な環境・社会活動の国際的取り組みのことであり、国連GCに加盟する企業は環境への対応を含む4分野・10原則の実現に向けてトップ自らのコミットメントのもとで様々な取り組みを行っている（西谷, 2014）。国連GCは社会的な説明責任、透明性、情報開示を前提としているために、国連GCに加盟している企業は環境情報開示に積極的である一

方で、トップのコミットメントを得ることを通して直接的にはなく間接的に各取り組みを行っていると考えられる。ただし、これは少し強い仮定である。このように国連GC加盟ダミーを逆ミルズ比を計算するための変数として用いているために、これをステージ1の指標としては用いていない。

- 9) 使用エネルギー量と使用電気量はほぼ比例しているために、図1におけるステージ4の使用電気量は分析には用いない。その代わりに、使用エネルギー量を使用電気量の同等の指標として、売上高成長率や気候変動対応製品に与える影響を追加的に分析する。
- 10) 図1ではステージ6（経営指標：利益）に売上高利益率があるが、売上高利益率とROCの関係は自明であるために分析には用いない。

参考文献

- Figge, F., Hahn, T., Schaltegger, S. and Wagner, M. (2002) "Sustainability Balanced Scorecard-Linking Sustainability Management to Business Strategy," *Business Strategy and the Environment*, Vol. 11, No. 5, pp. 269-284.
- Hansen, E. G. and Schaltegger, S. (2014) "The Sustainability Balanced Scorecard: A Systematic Review of Architectures," *Journal of Business Ethics*, in press.
- Hoque, Z. (2014) "20 Years of Studies on the Balanced Scorecard: Trends, Accomplishments, Gaps and Opportunities for Future Research," *The British Accounting Review*, Vol. 46, No. 1, pp. 33-59.
- Hsu, Y. L. and Liu, C. C. (2010) "Environmental Performance Evaluation and Strategy Management Using Balanced Scorecard," *Environmental Monitoring and Assessment*, Vol. 170, pp. 599-607.
- Kaplan, R. S. and Norton, D. P. (1992) "The Balanced Scorecard: Measures that Drive Performance," *Harvard Business Review*, Vol. 70, No. 1, pp. 71-79.
- Kaplan, R. S. and Norton, D. P. (1996) *The Balanced Scorecard: Translating Strategy into Action*, Harvard Business School Press. (吉川武男訳 (1997) 『バランス・スコアカード：新しい経営指標による企業変革』生産性出版。)
- Kaplan, R. S. and Norton, D. P. (2001) *The Strategy-Focused Organization: How Balanced Scorecard Companies Thrive in the New Business Environment*, Harvard Business School Press. (櫻井通晴監訳 (2001) 『キャプランとノートの戦略バランス・スコアカード』東洋経済新報社。)
- Möller, A. and Schaltegger, S. (2005) "The Sustainability Balanced Scorecard as a Framework for Eco-efficiency Analysis," *Journal of Industrial Ecology*, Vol. 9, No. 4, pp. 73-83.
- Nikolaou, I. E. and Tsalis, T. A. (2013) "Development of a Sustainable Balanced Scorecard Framework," *Ecological Indicators*, Vol. 34, pp. 76-86.
- Oshika, T., Oka, S. and Saka, C. (2013) "Connecting the Environmental Activities of Firms with the Return on Carbon (ROC) : Mapping and Empirically Testing a Carbon Sustainability Balanced Scorecard (SBSC) ," *The Journal of Management Accounting, Japan*, Supplement 2, pp. 81-97.
- Panayiotou, N. A., Aravossis, K. G. and Moschou, P. (2009) "A New Methodology Approach for Measuring Corporate Social Responsibility Performance," *Water, Air, and Soil Pollution: Focus*, Vol. 9, No. 1-2, pp. 129-138.
- Schaltegger, S. and Burritt, R. (2000) *Contemporary Environmental Accounting: Issues, Concepts and Practice*, Greenleaf. (宮崎修行監訳 (2003) 『現代環境会計：問題・概念・実務』五紘舎。)

- Schaltegger, S. und Dyllick, T. (Hrsg.) (2002) *Nachhaltig managen mit der Balanced Scorecard: Kozept und Fallstudien*, Gabler.
- Schaltegger, S. and Wagner, M. (2006) “Integrative Management of Sustainability Performance, Measurement and Reporting,” *International Journal of Accounting, Auditing and Performance Evaluation*, Vol. 3, No. 1, pp. 1-19.
- Spiller, R. (2000) “Ethical Business and Investment: A Model for Business and Society,” *Journal of Business Ethics*, Vol. 27, No. 1/2, pp. 149-160.
- 岡照二 (2008) 「SBSCの意義とフレームワークに関する類型：ヨーロッパにおけるSBSC研究を中心として」『千里山商学』第65号, 1-24頁。
- 岡照二 (2009) 「サステナビリティ・バランスト・スコアカード (SBSC) と持続可能性報告ガイドラインの連携」『社会関連会計研究』第21号, 25-37頁。
- 岡照二 (2010) 「環境コストマネジメントにおける環境パフォーマンス指標の役割：SBSC構築に向けて」『原価計算研究』第34巻第1号, 91-101頁。
- 岡照二 (2012) 「サステナブル都市の実現に向けた自治体版SBSC構築の検討」『関西大学商学論集』第56巻第4号, 1-20頁。
- 岡照二 (2015) 「サステナビリティ会計におけるSBSC研究の現状と課題—ドイツから日本・中国への伝播を中心として—」関西大学経済・政治研究所東アジア経済・産業研究班編著『東アジア経済・産業のダイナミクス』所収, 関西大学出版部, 117-133頁。
- 河合隆治・乙政佐吉 (2012) 「わが国バランスト・スコアカード研究に関する文献研究：欧米主要会計学術雑誌・実務雑誌との比較を通じて」『会計プロGRESS』第13号, 112-124頁。
- 國部克彦 (2005) 「環境配慮型業績評価の意義と類型」『環境管理』第41巻第4号, 79-84頁。
- 西居豪 (2011) 「バランスト・スコアカード研究の系譜と展望」『専修大学会計学研究所報』第25号, 1-116頁。
- 西谷公孝 (2014) 「企業の環境への取り組みやその情報開示が株主価値に与える影響」『環境経済政策研究』第7号第1号, 10-22頁。

<謝辞>査読の先生方による大変有益なコメントに対して心より御礼申し上げます。

<付記>本稿は、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（平成26年～平成30年）による研究成果の一部である。

(岡：関西大学商学部准教授)

(西谷：神戸大学経済経営研究所准教授)

(2015年7月2日採択)

【研究論文】

組織間管理会計とマテリアルフローコスト会計

岡田華奈

論文要旨

本稿の目的はマテリアルフローコスト会計のサプライチェーン展開に関する分析に新たな視点を加えることである。とりわけ、組織間コントロールの研究において議論されている、組織間の関係を1つに絞らずに複数の関係性を考慮する視点、会計が組織間で果たす役割に注目する視点が必要であることを示す。

1 はじめに

近年、地球全体の抱える重要な問題として資源の有限性とそれに対する有効な活用方法の模索がある。一般消費者と異なり、多くの資源を用いて生産活動を行う企業は、この問題を見做することはできず、限られた資源を有効に用いた生産方法の開発は喫緊の課題と言える。時間あたりの生産性を高める方法に比べれば、資源生産性を高める手法¹⁾の研究はまだ発展途上にあり、研究の蓄積が求められるといえよう。本稿で取り上げるマテリアルフローコスト会計（以下、MFCA）は資源のフローと経済を結びつける特徴を持つ。MFCAはISO14051として発行された。ISO14051はMFCAを「組織内のマテリアルのフロー及びストックを物量単位で追跡し、定量化するマテリアルフローモデルを策定することによってマテリアル及びエネルギーの使用に関する透明性の向上を促進する。」（日本規格協会, 2012）と定義している。

MFCAはISO14051でも解説されているように、一企業に導入することを基本としているが、資源はサプライチェーン全体で消費されるものであり企業単独で努力できることは限定されている。さらに製造プロセスで負の製品となる原因の多くがサプライヤーからの納入形態に依存していることから、MFCAは本質的にサプライチェーンに拡張しようとする傾向と推進力を持つものといえる（中嶋, 2010）。さらに現在、サプライチェーンでの展開を対象とした新たな国際規格であるISO14052が策定準備中である。サプライチェーンでのMFCA展開に関して、適用事例の

キーワード：組織間管理会計 (inter-organizational management accounting), マテリアルフローコスト会計 (material flow cost accounting), サプライチェーン (supply chain), 環境会計 (environmental accounting)

分析が蓄積されており、サプライチェーンにおけるMFCA導入の効果分析（岡田・國部, 2013）や、業種や組織の特徴とMFCAの計算手法の関係（例えば木村・中畠, 2013）が明らかにされてきた。しかし、MFCAに関する先行研究ではその手法的な特徴から導かれる特徴や課題が注目される一方で、MFCAが適用される組織間の関係性に対する検討はあまり行われていない。本稿では組織間管理会計における議論をもとに、2つの分析アプローチを抽出する。これに基づいて、実際に行われた事例を示し、サプライチェーンにおける資源生産性を高める組織間活動を分析する際に用いるフレームワークを検討、指摘する。

本稿の構成は以下である。まず第2節では、MFCAのサプライチェーン展開への実践及び研究の現状を考察する。次に、第3節では、組織間管理会計の分野において組織間の関係がどう捉えられてきたかについて、先行研究を通して検討する。本稿では分析フレームワークに注目するため、経済的な効率性の追求を基礎においたアプローチと、組織間の相互作用に注目したアプローチに大別することで、両アプローチが組織の関係をどう切り取るかの違いを比較検討する。その上で、第4節においてMFCAの実践を振り返ることでより適切なフレームワークを提示し、これからの研究の課題と方向性を探る。

2 MFCAのサプライチェーン展開の特徴

MFCAは2000年の日本への導入後、経済産業省のプロジェクトでの多くの導入事例が重ねられてきた。当初は一企業における導入を念頭に行われたが資源生産性の向上という目的に応える形でサプライチェーンへの展開が推し進められてきた。合わせて、サプライチェーン導入の際には単独企業における場合と異なるいくつかの特徴が明らかにされてきた。

まず、サプライチェーンでMFCAを導入する場合、バイヤーとサプライヤーという異なる組織間で情報を共有することが求められる。情報を共有する際、どのような情報をどの程度共有するかが重要である。サプライチェーン全体でのマテリアルフローの計算は各々の企業で測定されたマテリアルのインプットとアウトプットの情報を取引企業間で組み合わせて完成される。しかし物量情報を企業間で共有することに対して主にサプライヤーから強い抵抗がみられる。これは、バイヤー・サプライヤー関係が基本的にコストダウン要求のもとにあるためサプライヤーが情報公開に消極的になること（中畠, 2014）が原因と指摘される。

先行研究では、こうした情報の共有の課題を含め導入を推進するための要件が明らかにされてきた。その一つが異なる組織の仲介役の存在である。例えば、製品ライフサイクル全体を俯瞰できる人物の存在の重要性（東田, 2008）や、「MFCAリーダー」²⁾と名付けられるようなMFCAをサプライチェーンに浸透させる推進力を持った企業の必要性（中畠・木村, 2012; 木村・中畠, 2013）が重要視される。

さらに、測定されたマテリアルロスの削減に向けては、中長期的な検討を要するものについて、改善活動を行うために複数のサプライヤーとバイヤーと中立的な第三者から構成される省資源化・コスト削減の検討会の可能性が検討されている（中嶋・木村, 2014）。

MFCAのサプライチェーン展開における特徴や要因に関する知見が蓄積されている一方で、その特徴を組織間の関係から説明することも必要である。本研究では、MFCA研究の新たなステップとしてMFCA導入による効果を組織間の関係から分析するフレームワークを検討する。次節では組織間管理会計における議論を参照する。

3 組織間管理会計における分析視角

企業は、単独で存在するのではない。取引を行う企業や非営利組織、政府など多様な組織との相互関係のもとに経営活動を行っている。他組織とどのように関係を構築していくかは企業の戦略に繋がる重要な問題である。例えば取引企業と長期的な取引を行うのか、ワンショットの取引を行うのかによってコミュニケーションの取り方や交換する情報は変化する。さらに近年のグローバル化や情報化によって企業間の関係は多数かつ複雑となっており、関係を結ぶ相手を選択し、相互関係を行い、維持するために管理会計手法およびそこから得られる会計情報をいかに利用するかが議論されてきた。窪田他（2008）でも指摘されているように、組織間管理会計の研究においては組織間の関係を様々なパースペクティブを用いることで分析しており、それぞれ問題意識、中核となる概念、捉える範囲が異なる。本稿では、組織間の関係と会計手法の関係について理論的特徴より2つの節で説明を行う。すなわち、組織間の関係性がコストベネフィットにもとづいていることに注目した経済学的アプローチと組織間の中のアクターの相互作用に注目した社会学的アプローチである。本稿ではそれぞれのアプローチにおいて支配的な理論である取引コスト理論とアクターネットワーク理論を中心に、それぞれの理論の主張と組織間マネジメントの研究における貢献を述べる。

3.1 経済学的パースペクティブ

経済学的アプローチでは組織間の関係性をコストで捉えようとする研究を扱う。これらの研究の背景である新古典派経済学では、取引相手の行動の不確実性と契約の不完全性を考慮する（Cooper and Slagmulder, 2004）。

組織間関係のマネジメントにおいて支配的な考えとなっている取引コスト理論もこのパースペクティブに含まれる。取引コスト理論では取引に係るコストの視点から、組織の境界の設定、すなわち自製か購入かの決定、に関する問題を扱ってきた（大浦, 2007）。

具体的には、バイヤーとサプライヤーの統治構造の説明において、取引コスト理論の適用がな

されている (Dekker, 2004; Van der Meer-Kooistra and Vosselman, 2000; Tomkins, 2001; Håkansson and Lind, 2004)。取引コスト理論では、統治構造を競争的入札に特徴づけられる市場型、インセンティブを調整し、監督を行い、法令によって仕事がコントロールされるヒエラルキー型、その間のハイブリッド型の3種類 (Williamson, 1991) に類型化する。バイヤーは要する取引コストからサプライヤーと3種のうち、どの形態の関係を結ぶかを定める。ここで測定される取引コストは、取引関係の特徴、組織の置かれる環境等の要因によって変動する。ハイブリッド型の関係でなく、信頼に基づいた関係が存在すると指摘する論者もいる (Van der Meer-Kooistra and Vosselman, 2000; Tomkins, 2001など)。Van der Meer-Kooistra and Vosselman (2000) は市場ベースパターンとヒエラルキーベースパターンに加えて、契約が「親睦による結びつきか、以前の契約的な関係、信頼性の評判のいずれかに起因する信頼に基づいて選択される (Van der Meer-Kooistra and Vosselman, 2000, p. 59)」場合の信頼ベースのコントロールパターンが存在していることを指摘した。その上で、アウトソースをする組織が委託組織に対してこれら3つのどのコントロールパターンを行うのかを決定する、取引をめぐる要因を定義している。同じく組織間関係の説明に信頼概念を適用したTomkins (2001) は、信頼はコントロールに代替されるのではないとし、信頼の程度と関係のコントロールのために必要な情報の関係を逆U字型で示した。

Dekker (2004) では取引コスト理論と組織理論に基づいて、組織間関係で起こる2つの問題として、「流用の懸念 (Appropriation Concerns)」と「タスクの統合 (Coordination of Task)」を提示しており、これらの問題に対するコントロールメカニズムを提示している。彼は信頼を非公式なコントロールと捉えており、信頼が高まることで公式的なコントロールが低下することを明らかにしている。

一方、Håkansson and Lind (2004) は、市場型とヒエラルキー型の間形式として、2つの活動が密接に補完的でありながらも異質である場合に、適切な解決策を相互作用的に模索する協力型が取られるとした。また、取引関係を持つ企業の間をひとつの調整の形式で説明するだけでは不十分とし、それぞれの企業の中の部署のレベルでは異なるコントロール形式が重層的に行われていることを示した。

これらの議論は、取引コストとして費用を測定し、業務の効率化と適切な統治メカニズムがどのように行われるのかを明らかにする点に焦点を置いている。よって、複雑性や不確実性、資産特殊性といった規定要因が組織のコントロール構造にどのような影響を与えるのかを経済的に示すことに大きな意義がある。一方で、組織の持つ目的の複雑性や組織が社会的コンテクストに組み込まれている点はあまり考慮されていない (Dekker, 2004)。さらにコントロール構造や実践が他の組織的プロセスや組織的境界の変化を進める点が考慮されていない (Van der Meer-Kooistra and Vosselman, 2006) 点が課題として指摘されている。

3.2 社会学的パースペクティブ

前節では、経済的パースペクティブに基づく研究から、組織間でのコストの効率化と統治メカニズムの規定要素が明らかにされたことを示した。一方、本節では社会学的パースペクティブの研究として、会計が様々な社会的文脈に埋め込まれている視点から、組織間のコントロール・システムが変化する過程を捉えた研究 (Mouritsen et al., 2001; Thrane, 2007) を取り上げる。こうしたアプローチにおいて多用されるアクターネットワーク理論では、会計やシステムが必要なアクターを動員し、ネットワークを定義しながら関係性自体を変化させる様子に対する説明がなされてきた。アクターネットワーク理論 (Actor Network Theory: ANT) は技術と社会や人間と非人間といった二分法を避け同じアクターとして扱い、これらアクターが互いを規定しながらネットワークを構築していくという考えに基づいている (Latour, 1987)。よって、様々なアクターの特徴はそれ自身に規定されるのではなく、他のアクターとの繋がりや相互依存の形によって規定される。ANTは複数の概念を包括する複雑な理論であるが社会生活を遂行的な (performative) レンズを通して理解することを中心としている (Mouritsen et al., 2011)。

組織間コントロールに関してANTを用いた研究の1つの特徴は会計そのものがネットワークに動員するアクターを変化させながらネットワークの性質を変化させるプロセスを明らかにしたものである。Thrane (2007) はアクターネットワーク理論や一般システム論など複数の理論的パースペクティブに依拠し、組織間関係の変化とそのプロセスにおける会計の役割を分析する。Thrane (2007) はコンサルタント業のネットワークにおいて組織関係がヒエラルキー的な性質と組織のない (amorphous) 性質の間を揺れ動き、変化することを示したが、それは関係を持つそれぞれの組織のシステムの特徴に合わせられていた。また組織関係の変化にはネットワーク内部のオーナーシップ企業と各コンサルタントとの会計を通した相互作用だけでなく、コンサルタントネットワークの外部の新聞社とオーナーシップ企業との相互作用が重要な影響を与えていた。

Mouritsen *et al.* (2001) では、サプライチェーンの構築のプロセスで会計の導入を通して組織のアイデンティティが変化することが示された。Mouritsenらは警報機を製造するNewTech社と電話企業やラジオ・テレビ局で用いられる製品を製造するLeanTech社の2社をケースとして取り上げている。どちらの企業も市場の変化に対応するために外注を選択した点で共通する。外注の過程で2社は組織間に異なる管理会計手法を導入する。それぞれの企業のアイデンティティが変化する様子を通して、会計技法がもたらす多面的な効果を認識された。NewTech社は「技術開発者」という特徴を持っていたが、製品開発業務を外注することによって、「技術調整者」へと戦略を変化させた。それまで、技術は自社で開発していたが、外注によって、サプライヤーとの関係を柔軟にし、技術的潜在性をもったサプライヤーを探索することが求められるようになったのである。これがうまく作用したのは外注を決定した際に、サプライヤーに対して原価計算の機能分析と購買予算を提示したことによってコントロールしたからである。一方、LeanTech社は製

品の生産の大部分を自社内で扱っていたが需要変動に合わせて生産を確実にするために生産を外注することを選択した。自社の手から離れた場所で生産が行われることに対する懸念から、LeanTech社は売上予測を見せる代わりにサプライヤーに生産の会計システムを公開させた。このオープンブックによって、生産能力、財務資源、コンピテンシーの点で企業のネットワークが可視化された。その結果、それまで知らなかった情報を得たロジスティクスマネジャーは企業間のみならず、開発部や営業部に対しても提言を行う組織間調整者としての新たな役割を得た。これらの事例を通してMouritsenらは、会計手法を通じた情報がコントロールに関するテクノロジーや戦略の新たな概念化に取りこまれ、組織間の関係のみならず、導入した組織のアイデンティティをも変えることを示した。組織間マネジメントコントロールは組織活動の多面的な側面に関係することが示されたといえよう。Chua and Mahama (2007) においても会計の特徴が及ぼす影響が注目されている。彼らはそれまでの組織間管理会計研究がサプライヤーとバイヤーのダイアドな関係を取り上げて分析していたのに対して、供給関係を巡って多様なアクターが関与していることを指摘し、これらのアクターから成るネットワークの変容に注目している点に特徴がある。彼らはケース企業であるOzcomをめぐる、他の企業であるEuroComやオーストラリア政府、サプライヤーといった多様なアクターがネットワークに参加したり退出することによるネットワークの変化のプロセスを追う中で、その形成時 (formative) にはあまり重要視されなかった会計が、その形が作られる中で会計数値や電話通信ネットワークのスイッチ、既製品の価格といったものを計算の中にも含めることでアクターの行動を刺激することを示した。会計は単に技術的なコントロールの形態にとどまらず、組織間の業務に影響する規範的、センスメイキングのフレームワークの中で機能し、会計がネットワークにおける構成員の境界や力やアイデンティティを定義することにどう関わるかに依存する。

以上の研究は組織間で取り入れられる会計が会計の技術的な側面だけでなく社会的な側面を持っていることを示してきた。Mouritsen *et al.* (2001) に代表されるように特徴によって必要なアクターが取り込まれ、ネットワークを形成するという視点から議論を行っている。その際に、Chua and Mahama (2007) やThrane (2007) が指摘するようにサプライヤーとバイヤーという二者間で会計の役割を検討するのではなく、人間と会計数値や法律などの非人間からなるネットワークの配置が会計の適用がうまく進むかどうか重要な影響を与えていることが指摘される。

一方、これらの研究では「会計が関係を組織し、境界を構築する権利をもったアクターであるという概念を発展させる (Thrane and Hald, 2006, p.289)」点が強調され、「会計が組織内外に双方向的にどのように影響を及ぼすかが捉えられる可能性が大きい (小林, 2009, 10頁)」と言われる。一方で、組織間管理会計における因果性を強調しないので実務に対して具体的かつ実践的な処方箋を提案できない (窪田他, 2010) という指摘を受けている。

4 MFCAにおける組織間マネジメント

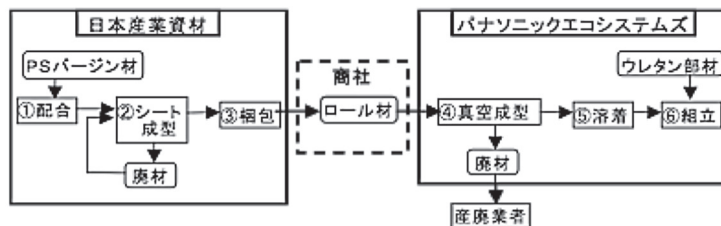
前節では、組織間マネジメントの研究において用いられている分析フレームワークを大きく2つに分け、明らかにしたい事象の特徴によって適当なフレームワークを分けることが重要であることを示した。

本稿は分析手法研究でありながら、MFCAの導入において見られる現象を説明するために適切なフレームワークの検討をより明確にするために具体的な事例を2件、用いる。1件目は平成20年度より進められた「サプライチェーン省資源化連携促進事業」の1つであるパナソニックエコシステムズの事例（田脇, 2009）であり、2件目は株式会社キヤノン（以下、キヤノン）の事例である。前者は、サプライチェーン省資源化連携促進事業において優れた成果を挙げたとして、2008年度サプライチェーン省資源化モデル大賞を受賞している。後者は、MFCAの初期の導入事例であり、製造工程の荒研削工程では97%（安城, 2007）という大きなマテリアルロスを発見、改善したという特徴を持っている。よって、この2事例がMFCAのサプライチェーン展開の事例の中でもベストプラクティスとして評価されており、大きな効果が得られたのはなぜかを検討するために取り上げる。分析方法は、両事例について、事業の報告書（経済産業省, 2009; 2011a; 2011b）及び事例に関わった当事者である人物による著作（田脇, 2009; 安城, 2003; 2007）の文献研究に合わせて、前者についてはアドバイザーの役割である統括診断員を務め、後者についてはキヤノングローバル環境推進本部環境統括・技術センター担当部長としてMFCA導入に関わった安城氏に対する追加的インタビューを行った。本インタビュー調査は2013年に約3時間、半構造的インタビューの形式を取って行われた。

4.1 事例1 パナソニックエコシステムズの事例

この事例では熱交換素子を対象として、サプライヤーである日本産業資材から納入されるシート成型された材料をパナソニックエコシステムズ（以下PE）で成型、加工、組み立てを行っている。日本産業資材ではバージン材であるポリスチレン（PS）材を加工してシートに成型してPEへと納入する（図1）。

図1 パナソニックエコシステムズ工程フロー



（出所）経済産業省（2011b, 72頁）

2社から構成されるサプライチェーンにおけるマテリアルフローの計算を行ったところ、改善の余地がある箇所として、トリミングロス、日本産業資材にて規格外として破砕していた端材、PEにおいて真空成形後に廃棄する廃材の3つが取り上げられた。これらは全て、廃棄されていたが、サプライチェーンでMFCAを導入し、投入材料とアウトプットを比較したところそのインパクトが明確になった。以上3つはどれもサプライチェーンでの導入による独特な発見ではあるが、本稿では組織間の関係の変化に注目するため、3つ目のPEにおいて外部へと売却されていた廃材について、サプライチェーン間でクローズド・リサイクルが行われた点について説明を行う。

まず、廃材の処理について田脇（2009）によれば、MFCA導入以前、アSEMBラーであるPEでは納入されたシート材を真空成型し、ウレタン部材と溶着して組立へと渡すが、真空成型の際に発生するPS廃材は産業廃棄物業者へと売却していた。また、バイヤー・サプライヤー間に商社が存在していたため日本産業資材における製造工程における情報は把握されていなかった。こうした状況のもと、前述の事業を通してMFCAを導入、工程におけるマテリアルのフローを分析した結果、PS廃材は有価売却しながらも廃材の生産コストに比べて2%しか回収できていないことがわかった（経済産業省、2011a）。MFCAの測定結果を巡って、サプライヤーとバイヤーの間でコミュニケーションが行われた。ここで共有された情報には製造におけるコスト情報が含まれていなかった。統括診断員へのインタビューの中では次のように述べられている。

「だからコスト情報なんか出したらどこもやんないよ。だから現場同士でしょ。営業も調達部も来なかったからうまくいったの。」（統括診断員）

この発言から、現場、すなわち生産に関わる部署以外の企業内の利害関係者を含めると、サプライヤーがコスト情報の公開、ひいては調達価格の引き下げ要求を恐れるために改善の議論が進まないという懸念がMFCAの導入において見られたことがわかる。

両社が協働して改善対策を検討したところ、真空成型にて発生した廃材をサプライヤーである日本産業資材で買い取り、シート成型の材料として投入できることができサプライチェーン内のクローズド・リサイクルが可能になった。これに対して、田脇（2009）においては「日本産業資材（株）と当社が、間に入る商社の理解を得ながら『サプライチェーンでの省資源化』というテーマで前向きにオープンな意見交換ができたことが成功の大きな要因（田脇、2009、48頁）」と述べ、両社の間での目標が省資源化であったことが大きな意味をもった。

さらに、インタビューの中では、両社と利害関係をもたない第三者である統括診断員である安城氏が参加することによってコミュニケーションが円滑になったのではないかと指摘されている。

「国の事業だったから両方が安心してきたんでしょね。私たち第三者だし。」（統括診断員）

以上、パナソニックエコシステムズの事例ではサプライヤーとバイヤーの間のコスト情報を含まない情報共有と両者とMFCAの省資源化を目指す手法という特徴、利害関係を持たない第三者の介入が重要な特徴であったといえる。

4.2 事例2：キヤノンの事例

キヤノンでは、宇都宮工場におけるレンズ加工工程を対象としてMFCAを導入実施した。この工程では導入以前、製品歩留りが98%以上となっており、ほとんど無駄なくレンズ加工が実施されていると認識していた（安城, 2003）。これはレンズのもととなる硝子の塊（硝材）が研磨されレンズへと加工される際に発生する割れなどの損品として処理されたもののみをロスと認識していたからである。MFCAによる分析を行うと硝材からレンズへと研磨する際に発生する硝子のスラッジがマテリアルロスとして認識され、その物量測定、コスト評価が行われた。結果、特に最初の荒研削工程でのマテリアルロスが高く、「（その内の）97%が硝子スラッジによるマテリアルコストと廃液等の処理コストであった」（安城, 2003, 30頁）。

硝子スラッジ量は加工前硝材の形状に起因している。キヤノンはガラス材料サプライヤーとの協力のもと「ニアシェイプ」と呼ばれる投入レンズの形状を変化させることに成功し、「レンズ用マテリアルロスを80%削減」（経済産業省, 2009）することができた。

このアイデアはキヤノンの技術部では把握されていたが量産には至っていないものだった。サプライヤーに対してニアシェイプを提案する際のことをインタビューでは次のように説明されている。

「…ニアシェイプの話をしたら、こういう試みを今までも付き合ったけれども量産に至ってないです。それと今回とどう違うんですかと言われた。そこで、『今までの取り組みについては存じ上げません。ただ、環境のためにひと肌脱いでよ。』と言ったら、『あそういうことですか。協力します。』って言っちゃって。こんなにコスト削減にいいですよ、っていくら言ってもなかなか飛び降りてくれないけれど環境にもいいですよって言ったら飛んでくれる。」

サプライヤーが協働に応えた要因として環境が重要であったことがわかる。また、この試みがサプライヤーにとってもメリットのあるものであったことも指摘されている。経済産業省（2011b）ではサプライヤーである硝材メーカーにおいても「投入資源、エネルギー、スラッジ排出物の削減といった環境面での効果と、原材料購入費の削減、エネルギー費用削減等による、大幅なコストダウン（コスト競争力の大幅向上）といった経済効果」（経済産業省, 2011b, 23頁）が得られたと評価されている。一方、サプライヤーへの説明は「マテリアルフローコスト会計の説明、続いて、レンズ加工工程での導入結果とマテリアルロス削減コスト効果メカニズムの説明を行った。」（安城, 2003, 31頁）と述べられており、両者の間で交わされたのはコスト効果メカ

ニズムであり、具体的に製造に関わるコスト情報は共有されていない。

本事例でも、コスト情報を含まないコミュニケーションやマテリアルロス削減による環境への効果が協働を促進するための要因であったことが考察できる。

5 MFCA分析のフレームワーク

前節で述べた2つの事例を組織間関係で捉えれば、その統治構造は市場型でもヒエラルキー型でもなく、ハイブリッドな調整関係が形成されたと解釈することができる。しかし、どちらの事例においても、共有された情報は物量情報のみでありコスト情報は共有されておらず、なぜ、サプライチェーンでの協力が達成されたのか、経済的な効率性に注目したアプローチからは十分に説明できない。

経済学的なパースペクティブの組織間管理会計の研究はコスト情報を重要視してきた。例えば、Dekker (2003) ではサプライヤーからのコスト情報の提供を受け、原価計算システムを構築したことがサプライチェーン全体でのコスト削減につながる意思決定において重要であると示した。この際に、サプライヤーに対してコスト情報の提供は任意であったこと、またその情報を価格交渉等の逆機能的に用いないことが強調されていた。それでもなお、サプライチェーンでの効率性の向上にはコスト情報が必須とされている。Cooper and Slagmulder (2004) においても組織間コストマネジメントからもたらされたコスト情報が組織間の協働において重要であると述べられている。

しかし、事例において調整が円滑に進んだ際にコスト情報は重視されず、むしろ、第三者の介入や環境会計としての特徴が強調されていた。

MFCAのサプライチェーン間で起こっている事象を検討する際には、コスト情報のやり取りとそれをめぐるサプライヤーとバイヤーの間の取引関係だけを見ることは不十分である。MFCAという会計が、社会的な関係の中に埋め込まれていることに考慮する必要がある。

では、MFCAを分析するにはどのようなフレームワークを用いることができるのか。組織の間ではコスト効率性の追求とは異なるメカニズムが作用していると想定される。そのメカニズムを理解するためには、サプライヤーとバイヤーという2つのアクターに限らず複数のアクターの相互作用のプロセスから検討を行う必要がある。このアクターには非人間、すなわち計算手法や会計も含まれる。組織間管理会計の研究では、組織間関係における会計の果たす役割に注目している。例えば Thrane and Hald (2006) では焦点が当てられる企業だけでなく複数のアクターの関わりを示唆することで、会計が組織間関係の構築にどのような役割を果たすのかを明らかにしている。パナソニックエコシステムズの事例では、バイヤー・サプライヤーの両者とも利害関係を持たない統括診断員の存在が、コミュニケーションを円滑にしていた。

また、本ケースに示されたように物量情報のみの取引によって行われたのはMFCAという非人間なアクターがネットワークを構成したことによるところが大きい。例えば、クローズド・リサイクルの結果もたらされる日本産業資材にとってのコスト削減は時間生産性をあげることによるコスト削減ではない。MFCAが資源生産性を高める手法であり、その計算手法に即し計算が行われたことによってPS廃材の買い取りというアイデアが生まれ、クローズド・リサイクルを巡る関係が構築されたのである。キヤノンの事例においても、環境への配慮のための手法であったために、サプライヤーからの協力を得ることができたと言える。

以上を踏まえると、MFCAの文脈においてサプライヤーとバイヤーの協働と改善が行われた要因はコストベネフィットだけでは捉えられない。事例を通して、Thrane (2007) で示されたような会計をめぐる複数のアクターの相互作用がみられ、MFCAを通して測定された物量での会計数値がアクター行動を刺激する (Chua and Mahama, 2007) と考えられる。またこの現象はサプライヤー、バイヤー、環境、資源、官公庁、MFCAといった人間・非人間によって構成される偶発的なネットワークによってもたらされた。よって、MFCAのサプライチェーン適用を分析するにはコストベネフィットに注目したフレームワークよりも、より組織間の相互作用と会計の役割に注目するフレームワークが適切といえる。

6 むすび

本研究では、資源生産性を高める手法の1つであるMFCAのサプライチェーン展開を分析するフレームワークの検討を行った。MFCAの文脈では、サプライヤー、バイヤー、統括診断員、MFCA、資源、環境といったアクターによって構成された独自のネットワーク内でアクターが相互作用した結果、コストベネフィットに基づいた意思決定とは異なる現象が見られた。分析フレームワークとしてはコストに基づいたものよりも、組織内外のアクターの相互作用のプロセスに注目する社会学的なアプローチが適切であるといえる。しかし、MFCAのサプライチェーン展開の文脈において、相互作用のプロセスに注目した経験的な研究は少ない。これからの展望として、社会学的なアプローチに基づいた経験的研究のより一層の蓄積が望ましい。

注

- 1) ここで、「時間あたりの生産性を高める」改善では、一定時間においてより多くの生産の達成を目指す取り組みを指す。それに対する「資源生産性を高める」取り組みは、投入された資源の使用における無駄を下げ、資源の利用の効率性を高める点で異なる。
- 2) MFCAリーダーについて木村・中嶋 (2013) では「サプライヤーや顧客と目的を共有し、具体的な目標をともに設定するために、サプライヤーや顧客にMFCAの導入を推奨し、MFCA分析を支援する役割を担

う」存在と定義されている（木村・中嶋, 2013, 16頁）。

参考文献

- Chua, W. F. and Mahama, H. (2007) "The Effect of Network Ties on Accounting Controls in a Supply Alliance: Field Study Evidence," *Contemporary Accounting Research*, 24 (1), pp. 47-86.
- Cooper, R. and Slagmulder, R. (2004) "Interorganizational Cost Management and Relational Context," *Accounting, Organizations and Society*, 29 (1), pp. 1-26.
- Dekker, H. (2003) "Value Chain Analysis in Interfirm Relationships: Evidence on Appropriation Concerns and Coordination Requirements," *Management Accounting Research*, 14 (1), pp. 1-23.
- Dekker, H. (2004) "Control of Inter-organizational Relationships: Evidence on Appropriation Concerns and Coordination Requirements," *Accounting, Organizations and Society*, 29 (1), pp. 27-49.
- Håkansson, H. and Lind, J. (2004) "Accounting and Network Coordination," *Accounting, Organizations and Society*, 29 (1), pp. 51-72.
- Latour, B. (1987) *Science in Action: How to Follow Scientists and Engineers through Society*, Harvard University Press. (川崎勝・高田紀代志訳 (1999) 『科学が作られているとき』産業図書。)
- Mouritsen, J., Hansen, A. and Hansen, C. (2001) "Inter-organizational Controls and Organizational Competencies: Episodes around Target Cost Management/Functional Analysis and Open Book Accounting," *Management Accounting Research*, 12 (2), pp. 221-244.
- Mouritsen, J., Mahama, H. and Chua, W. F. (2011) "Actor-network Theory and the Study of Inter-organizational Network-relations," in Håkansson, H., Lind, J. and Kraus, K. (eds.), *Accounting in Networks*, Routledge, pp. 292-313.
- Thrane, S. (2007) "The Complexity of Management Accounting Change: Bifurcation and Oscillation in Schizophrenic Inter-organizational Systems," *Management Accounting Research*, 18 (2), pp. 248-272.
- Thrane, S. and Hald, K. S. (2006) "The Emergence of Boundaries and Accounting in Supply Fields: The Dynamics of Integration and Fragmentation," *Management Accounting Research*, 17 (2), pp. 288-314.
- Tomkins, C. (2001) "Interdependencies, Trust and Information in Relationships, Alliances and Networks," *Accounting Organization and Society*, 26 (2), pp. 161-191.
- Van der Meer-Kooistra, J. and Vosselman, G. J. (2000) "Management Control of Interfirm Transactional Relationships: The Case of Industrial Renovation and Maintenance," *Accounting, Organizations and Society*, 25 (1), pp. 51-77.
- Van der Meer-Kooistra, J. and Vosselman, G. J. (2006) "Research on Management Control of Interfirm Transactional Relationships: Whence and Whither," *Management Accounting Research*, 17 (3), pp. 227-237.
- Williamson, O. E. (1991) "Comparative Economic Organization: The Analysis of Discrete Structural Alternatives," *Administrative Science Quarterly*, 36 (2), pp. 269-296.
- 安城泰雄 (2003) 「環境経営とマテリアルフローコスト会計」『環境管理』第39巻第7号, 28-32頁。
- 安城泰雄 (2007) 「キヤノンにおけるマテリアルフローコスト会計の導入」『企業会計』第59巻第11号, 40-47頁。

- 大浦啓輔 (2007) 「わが国のバイヤー・サプライヤー間におけるコントロール・システムと信頼に関する研究」神戸大学博士論文。
- 岡田華奈・國部克彦 (2013) 「マテリアルフローコスト会計の導入効果 - 企業単独とサプライチェーンの比較検討 -」『環境管理』第49巻第12号, 44-49頁。
- 木村麻子・中畠道靖 (2013) 「低炭素型サプライチェーン構築に向けたMFCA導入の課題-資源生産性に関するアンケート調査をもとに-」『社会関連会計研究』第25号, 13-28頁。
- 窪田祐一・大浦啓輔・西居豪 (2008) 「組織間管理会計研究の回顧と展望」『国民経済雑誌』第198巻第1号, 113-131頁。
- 窪田祐一・大浦啓輔・西居豪 (2010) 「組織間管理会計」加登豊・松尾貴巳・梶原武久編著『管理会計研究のフロンティア』所収, 中央経済社, 277-301頁。
- 経済産業省 (2009) 『マテリアルフローコスト会計手法導入事例集ver.2』経済産業省。
- 経済産業省 (2011a) 『サプライチェーン省資源化連携促進事業事例集』経済産業省。
- 経済産業省 (2011b) 『マテリアルフローコスト会計 MFCA事例集2011』経済産業省。
- 小林哲夫 (2009) 「組織内及び組織間の相互作用に関する管理会計研究」『産業経理』第68巻第4号, 4-11頁。
- 田脇康広 (2009) 「サプライチェーン省資源化促進事業に参加して」『環境管理』第45巻第10号, 43-49頁。
- 日本規格協会 (2012) 『JIS Q 14051 (ISO 14051) 環境マネジメント-マテリアルフローコスト会計-一般枠組み-』日本規格協会。
- 中畠道靖 (2010) 「MFCAの展開-サプライチェーンにおけるMFCAの有用性について-」『経営システム』第20巻第1号, 8-12頁。
- 中畠道靖 (2014) 「マテリアルフローコスト会計 (MFCA) の次の10年の展開に向けて」『環境管理』第50巻第1号, 67-71頁。
- 中畠道靖・木村麻子 (2012) 「MFCAによる改善活動と予算管理」『原価計算研究』, 第36巻第2号, 15-24頁。
- 中畠道靖・木村麻子 (2014) 「サプライチェーンへのMFCA活用の課題-バイヤー企業とサプライヤー企業のヒアリング調査を通じて-」『原価計算研究』第38巻第1号, 59-69頁。
- 東田明 (2008) 「マテリアルフローコスト会計のサプライチェーンへの拡張」『企業会計』第60巻第1号, 122-129頁。

<付記>本稿は, 2014年度メルコ学術振興財団研究助成金による成果の一部である。

(筆者: 神戸大学大学院経営学研究科博士後期課程)

(2015年7月2日採択)

【研究論文】

社会福祉法人における人的支出と内部留保の関連性

黒 木 淳

論文要旨

本稿の目的は、社会福祉法人における内部留保が相対的に多額となる要因について、人的支出との関連性の観点から検証することである。大阪府内に所在する社会福祉法人の財務諸表から手作業で構築した財務データベースを用いて、577社会福祉法人における人的支出と内部留保の関連性を分析した。その結果、社会福祉法人における人的支出、とりわけ常勤職員への人的支出と内部留保とのプラス有意な関連性を発見した。すなわち、人的支出が相対的に高く、人に手厚い社会福祉法人ほど、固定費である人件費を維持するために内部に資金を留保するインセンティブを持つ可能性がある。本稿の結果は、人件費と内部留保という2つの課題を検討する社会保障審議会や社会福祉法人の経営者などに対して、新たな知見を提供している点で重要である。

1 はじめに

社会福祉法人に関する内部留保とその要因に注目が集まっている。特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に平均して3億円の内部留保が存在する調査結果が報告され（明治安田生活福祉研究所, 2013）、財務省は、介護報酬改定に向けて、社会福祉法人における内部留保の過多を問題視している（日本経済新聞2014年10月7日付）。また、社会保障審議会介護給付費分科会や同審議会福祉部会においても、社会福祉法人における内部留保の過多について積極的に議論がなされている。具体的な議論として、社会福祉法人は内部留保に対する説明責任が不十分であることや、介護職員の不足という問題があるにもかかわらず内部留保を人件費にあてていないこと、などが指摘されている。

ところで、このような社会福祉法人における内部留保に関する検討は、わが国特有のものではない。内部留保をどのように判断するかについては、非営利組織に内在する解釈が難しい問題であり、諸外国の先行研究でもさまざまに検証が行われてきた。先行研究は、貸方に表示される利益の累積額としての内部留保だけに注目しておらず、借方に表示される流動資産、現預金及び現

キーワード：非営利組織 (not-for-profit organization)、基本財産 (endowment)、人的支出 (human expenditures)、介護保険サービス (insured long-term care service)、エージェンシー問題 (agency problem)

金等価物など、実際に運用可能な財産としての基本財産 (endowments) を保有する要因について分析している点に注意が必要である。また、その要因として検証される仮説は、非営利組織の経営者による財務的困窮に対する予備的動機と、経営者とステイクホルダーとのあいだのエージェンシー問題の顕在化、の2つである (Hansman, 1990; Fisman and Hubbard, 2003; Core *et al.*, 2006; Ramirez, 2010)。先行研究では、役員報酬がエージェンシー問題の顕在化を示す代理変数として用いられている。

一方で、わが国の制度改革にあたり注目されているような、内部留保の要因として常勤職員や非常勤職員の人的支出に注目した研究は少ない¹⁾。そこで、本稿は、わが国社会福祉法人において特有の論点である人的支出と内部留保の関連性に着目し、社会福祉法人において内部留保が相対的に過大となる要因について検証することを目的とする。社会福祉法人における人件費は、社会福祉法人会計基準に準拠した場合、役員報酬、職員俸給、職員諸手当、非常勤職員俸給などの小科目で表示されている²⁾。これらの小科目と、非営利組織における内部留保の尺度として、現金等価物を示す基本財産に加えて、社会福祉法人における内部留保を調査した明治安田生活福祉研究所 (2013) で示される実在内部留保、発生源内部留保、という3つの内部留保との関連性を検証する。

検証の結果、社会福祉法人における人的支出、とりわけ常勤職員の人件費と3つの内部留保とのプラス有意な関連性を発見した。すなわち、人的支出が相対的に高く、人に手厚い社会福祉法人ほど、固定費である人件費を維持するために内部に資金を留保するインセンティブを持つ可能性がある。本稿の結果は、人件費と内部留保という2つの課題を検討する社会保障審議会や社会福祉法人の経営者などに対して、新たな知見を提供しているという点で重要である。一方で、非常勤職員給与や役員報酬と内部留保と有意な関連性は検出されなかった。

本稿の発見事項には、次の2つの貢献がある。第1に、先行研究ではエージェンシー問題の顕在化として役員報酬に注目してきたが、本稿の分析結果は、役員報酬以外の固定費としての人的支出にも注目する必要性を示している。第2に、本稿の分析結果にもとづけば、制度改革にあたり、社会福祉法人における人的支出と内部留保については慎重に検討することが必要である。3年に1度生じる介護報酬の改定について、介護従事者を増加させる必要性に直面する中で、社会福祉法人における人的支出と内部留保の実態に即した議論が不可欠であろう。

本稿は5節で構成されている。次節では、非営利組織における内部留保に関する文献をレビューする。第3節では、本稿のリサーチ・デザインを説明し、サンプル選択を行う。第4節では、リサーチ・デザインにもとづき導出した分析結果を提示する。最後の第5節において、本稿の結論と、残された課題を論じる。

2 先行研究レビュー

2.1 非営利組織における内部留保の要因と効果

内部留保とは、経済活動を通して獲得した利益のうち、組織の内部へ保留され蓄積された部分である。非分配制約（non-distribution constraints）を有する非営利組織は、配当などにより利益を分配することができないことから、会計期間での利益は内部留保となる。ただし、非営利組織には利益を残すというインセンティブがないため、非営利組織の社会的目標の実現に直結する事業サービスへの支出を最大化することに用いられることになる（Hansmann, 1980）。

しかし、もし非営利組織が財務的に困窮な状況に陥った場合、即座に事業サービス支出を低下させずに対応するために、一定の利益や純資産が必要である（Tuckman and Chang, 1991）。相対的に高い利益を有し、純資産が相対的に大きな非営利組織ほど、より多くの寄附金を得るという経験的な検証結果が先行研究では示されている（Parsons, 2003; Trussel and Parsons, 2008）³⁾。このような理由から、非営利組織であっても利益がマイナスであることが良いわけではなく、一定の金額を内部留保として保有することは経営的に必要であるといえる。

ただし非営利組織には明確な残余請求権者が存在しないことから、非営利組織には経営者のモラル・ハザードについての懸念がある（Fama and Jensen, 1986）⁴⁾。非営利組織の経営者によるモラル・ハザードが懸念される場合、非営利組織における内部留保の過多は、エージェンシー問題として顕在化している可能性を示す場合がある。Core *et al.* (2006) は、非営利組織が運用可能な資産として保有する基本財産の超過した保有について（1）成長機会、（2）モニタリング、（3）エージェンシー問題、という3つの仮説を検証した。分析の結果、役員報酬や事務局長報酬が超過する基本財産とプラスの関連があることを発見し、基本財産は非営利組織におけるエージェンシー問題と関連していると結論づけている。また、米国の地方自治体における現金保有の要因をCore *et al.* (2006) と同様の方法で調査したGore (2009) も、地方自治体における現金保有がエージェンシー問題を示す可能性が高いことを発見している。一方で、Ramirez (2010) は、非営利組織の現金保有が土地、建物、設備に対する投資とプラスに関連していることを報告しており、非営利組織が投資を目的として現金を保有していることを主張している。このように、先行研究による検証結果は、非営利組織における内部留保がエージェンシー問題の顕在化であるという仮説がやや支持されているものの、首尾一貫した結論が得られていない状況にある。

2.2 社会福祉法人における内部留保の検討

社会福祉法人をめぐる事業環境は、2000年前後より、大きく変化している。1997年に社会福祉基礎構造改革が実施され、介護保険法が制定されると同時に、社会福祉サービスの利用者と提供者の関係性について抜本的な改革が行われた。この改革以前において、社会福祉サービスは、利用者が行政に社会福祉の必要性について申請することにより、行政が適切な社会福祉施設を指

定するという流れで提供されたが（措置・委託制度）、改革以降においては、利用者が施設を選択できるようになり（契約制度）、利用者の意思決定が重視されるに至っている（向山・黒木, 2013）。

措置・委託制度から契約制度への変化は、社会福祉法人の財政状態に変化をもたらした。行政からの措置・委託事業の領域では、資金が他事業に流出することが制度によって阻止されており、一定額以上の内部留保を蓄積することが困難であった。しかし、介護保険制度を活用した介護保険事業を実施することによって、社会福祉法人においても内部に資金を蓄積することができるようになったのである⁵⁾。

昨今では、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人における内部留保の過多が指摘され（日本経済新聞2011年7月7日付）、社会福祉法人における内部留保の概念整理や実態調査が行われた。明治安田生活福祉研究所（2013）の調査結果や、財務省による調査結果では、特別養護老人ホームが平均して約3億円という過多の内部留保を保有していることが報告されている。このような状況から、社会保障審議会介護給付費分科会や同審議会福祉部会における介護報酬改定に向けた議論の中で、社会福祉法人における内部留保が、人的支出や利用者への支出、施設設備等への投資や修繕、社会貢献に対して十分に充てられていないことが示されている。

しかし、社会福祉法人における内部留保の要因については、いまだ十分に検証されたとはいえない。介護報酬は3年に1度改定され、近年ではマイナス改定が多く実施されていることから、社会福祉法人は不確実性の高い状況で事業運営を行っている。そのため、固定費としての人的支出を維持することや、将来の投資機会を得ることを目的として、社会福祉法人は意図的に内部留保を行っている可能性がある⁶⁾。

3 リサーチ・デザイン

3.1 推定するモデルの提示

本稿は、Core *et al.* (2006) およびRamirez (2010) の回帰モデルを参考として、社会福祉法人における内部留保と人的支出の関連性を検証する (1) 式、社会福祉法人における内部留保が相対的に過大となる要因を検証する (2) 式を推定する。

$$\text{End}_i = \alpha_0 + \alpha_{1-3} \text{HUMAN}_{i-1} + \alpha_4 \text{MAZRGIN}_{i-1} + \alpha_5 \text{SIZE}_{i-1} + \alpha_6 \text{FR}_{i-1} + \alpha_7 \text{DOMEIN}_{i-1} + \delta_{7-11} \text{INDUSTRY} + \varepsilon_i \quad (1)$$

$$\text{ov_End}_i = \beta_0 + \beta_{1-3} \text{HUMAN}_{i-1} + \beta_4 \text{MAZRGIN}_{i-1} + \beta_5 \text{SIZE}_{i-1} + \beta_6 \text{FR}_{i-1} + \beta_7 \text{DOMEIN}_{i-1} + \varepsilon_i \quad (2)$$

従属変数のEnd_iは社会福祉法人における内部留保を示す変数である。具体的には、Core *et al.* (2006) やRamirez (2010)、明治安田生活福祉研究所 (2013) を参考に、次の3つの変数を設定

する（表1参照）。

基本財産とは、Hansmann（1990）で示されるendowmentsを意味しており、「社会福祉法人が現在および将来の費用に用いることができる現預金・現預金相当額」を示すものである。また、実在内部留保および発生源内部留保の算定方法は、明治安田生活福祉研究所（2013）に依拠している⁷⁾。分析にあたっては、上記3つについて、事業活動支出総額を除いた割合を用いる。すなわち、算定結果は、1年間に事業活動で支出する金額のうち、どの程度を基本財産、実在内部留保、発生源内部留保として社会福祉法人に保有されているかを示す尺度となる（黒木、2014）。また、内部留保が相対的に過大となることを識別するために、Core *et al.*（2006）を参考にして、各事業領域において内部留保が上位25%のサンプルを1、それ以外は0とするダミー変数ov_Endをそれぞれ設定した。

表1 内部留保の算定方法

End (1)	基本財産	[現預金・現預金相当額（現金＋預金＋貸付金＋有価証券）]
End (2)	実在内部留保	[現預金・現預金相当額－（流動負債＋退職給与引当金）]
End (3)	発生源内部留保	[次期繰越活動収支差額＋その他積立金]

（出所）筆者作成

一方で、独立変数には、人件費比率（HUMAN）の構成要素として、常勤職員に該当するもの（FULLTIME）、非常勤職員に該当するもの（PARTTIME）、役員に該当するもの（EXECUTIVE）の3つを用いて分析する⁸⁾。本稿では、これら3つの人的支出の係数の符号がプラスであることを期待する。すなわち、固定費としての人的支出の割合が高い社会福祉法人に内部留保が多く蓄積されているならば、高い人的支出を維持することを目的として意図的に内部留保が蓄積されることが考えられる。反対に、制度設計者が想定するように、人的支出が少ない社会福祉法人に内部留保が多く蓄積されているならば、内部留保を積極的に抛出す方策が必要となる。

コントロール変数は、業績（MARGIN）としての事業活動収支差額比率、規模（SIZE）としての事業活動支出の自然対数、情報の非対称性の程度を示す広告宣伝費比率（FR）、不確実性への対応の容易さを示す事業領域の数（DOMEIN）を含めている。さらに、事業活動領域をコントロールする目的で、50%以上の収入をあげる主な事業をダミー変数（INDUSTRY）で設定した、介護保険事業（NURCING）、保育事業（NECURY）、障がい者福祉事業（HANDI）、高齢者福祉事業（ELDERY）、児童福祉事業（CHILD）の5つを設定している⁹⁾。

3.2 サンプル選択

本稿の分析に用いるサンプルは、大阪府下の2013年7月時点の1,154社会福祉法人のうち、公文書請求によって現況報告書が入手可能であった842法人を対象として手作業で構築したものである。その内訳は、大阪府が436法人、大阪府が244法人、堺市が99法人、中核市が63法人である¹⁰⁾。

データベース化する中で、会計上の問題や項目不足である82サンプルを、本稿で用いる検証にあたってデータ不足のため113サンプルを除外した。また、社会福祉協議会や病院が中心である社会福祉法人は明らかに財務状況が異なることから、37サンプルを除外した。さらに、外れ値処理として上下1%のサンプルを除外した。これらの結果、577サンプルが実態分析の対象となった(表2参照)。

表2 サンプル選択

	サンプルサイズ
社会福祉法人財務データベース(2010年)	842
貸借不一致等の財務諸表上問題あるサンプル	-82
データ不足・項目不足のサンプル	-113
社会福祉協議会・病院	-37
外れ値処理	-33
本分析で用いるサンプル	577

(出所)筆者作成

表3 基本統計量

	ave.	stdev.	min.	Q1	med.	Q3	max.
END (1) _t	0.373	0.392	0.000	0.145	0.261	0.449	4.325
END (2) _t	0.230	0.396	-1.491	0.038	0.162	0.314	3.986
END (3) _t	0.740	0.817	-0.656	0.280	0.570	0.970	9.629
FULLTIME _{t-1}	0.546	0.131	0.000	0.480	0.553	0.632	0.846
PARTTIME _{t-1}	0.094	0.085	0.000	0.014	0.088	0.146	0.638
EXECUTIVE _{t-1}	0.002	0.008	0.000	0.000	0.000	0.000	0.111
SIZE _{t-1}	19.114	1.314	10.897	18.482	19.189	19.913	22.713
MARGIN _{t-1}	0.109	0.386	-0.433	0.014	0.061	0.122	6.397
FR _{t-1}	0.001	0.003	0.000	0.000	0.000	0.001	0.056
DOMEIN _{t-1}	1.152	0.704	0.000	1.000	1.000	1.000	5.000
CITY	0.186	0.390					
NURCING	0.354	0.479					
NURSERY	0.299	0.458					
HANDI	0.120	0.325					
ELDERLY	0.017	0.129					
CHILD	0.015	0.123					

(出所)筆者作成

注：n=577。変数の定義は第3節に掲載している。それぞれの変数に対して、平均値(ave.)、標準偏差(stdev.)、最小値(min.)、四分位、最大値(max.)を示している。

表3は、実証分析で用いる変数の基本統計量の結果について、それぞれ平均値 (ave.)、標準偏差 (stdev.)、最小値 (min.)、四分位、最大値 (max.) を示している。表3からわかるように、基本財産、実在内部留保、発生源内部留保を事業活動支出で除した値は平均値 (中央値) でそれぞれ37.3% (26.1%)、23.0% (16.2%)、74.0% (57.0%) である。社会福祉法人は、基本財産で約3ヵ月から5ヵ月、実在内部留保で約2ヵ月から3ヵ月、発生源内部留保で約7ヵ月から10ヵ月程度を保有していることがわかる。

4 分析結果

4.1 人的支出と内部留保の関連性の検証結果

回帰分析を行うに先立ち、多重共線性の懸念がある変数を確認したが、従属変数である End_t あるいは ov_End_t と各独立変数の符号はほぼ仮説どおりの結果であった。また、独立変数間で多重共線性が懸念されるような相関係数の高い変数は観察されなかった。

表4は、社会福祉法人における人的支出と内部留保の関連性を検証する (1) 式について重回帰分析を行った結果である。

表4 重回帰分析の結果

	期待 符号	従属変数：END (1) _t		従属変数：END (2) _t		従属変数：END (3) _t	
		係数	t値	係数	t値	係数	t値
定数項		0.284	0.895	0.264	0.811	-1.013	-1.487
FULLTIME _{t-1}	(+)	0.336	1.830 *	0.408	2.166 **	0.649	1.667 *
PARTTIME _{t-1}	(+)	0.072	0.322	0.292	1.266	0.908	1.903 *
EXECUTIVE _{t-1}	(+)	0.791	0.404	-0.831	-0.414	-2.412	-0.583
SIZE _{t-1}	(+)	-0.011	-0.649	-0.020	-1.091	0.055	1.469
MARGIN _{t-1}	(+)	0.097	2.100 **	0.125	2.633 ***	0.228	2.216 **
FR _{t-1}	(+)	6.453	1.356	5.035	1.032	1.155	0.114
DOMEIN _{t-1}	(-)	0.045	1.633	0.012	0.418	0.121	2.079 **
CITY	(+)	-0.067	-1.626	-0.056	-1.335	-0.051	-0.593
NURCING	(+)	0.215	4.222 ***	0.229	4.385 ***	0.289	2.676 ***
NURSERY	(-)	-0.095	-1.839 *	-0.079	-1.485	-0.035	-0.321
HANDI	(-)	0.053	0.885	0.064	1.033	0.073	0.572
ELDERLY	(-)	-0.077	-0.610	-0.044	-0.346	0.038	0.143
CHILD	(-)	-0.048	-0.366	-0.026	-0.193	0.028	0.101
N		577		577		577	
R ²		0.120		0.098		0.081	
adj. R ²		0.100		0.077		0.060	

***: 1%有意, **: 5%有意, *: 10%有意

注：本表は (1) 式の推定結果である。各変数の定義は第3節を参照されたい。

検証の結果は、常勤職員（FULLTIME）の人的支出と3つの内部留保それぞれが、少なくとも10%水準以下でプラス有意に関連していることを示している。この結果は、固定費としての常勤職員の人的支出を維持するために、内部留保が蓄積されている可能性を示唆している¹¹⁾。

一方、いずれの式の推定値においても、非常勤職員（PARTTIME）の係数はプラスであったが、非有意であった。また、役員報酬（EXECUTIVE）においては、End (2) およびEnd (3) を従属変数とした場合、係数がマイナスであり、非有意であった。この結果は、非常勤職員や役員への人的支出が内部留保と関連していないことを示している。

4.2 内部留保が過大となる要因の検証結果

表5は社会福祉法人における人的支出が相対的に過大となる要因を検証する(2)式についてロジット回帰分析を行った結果である。

検証の結果は、先述の重回帰分析の結果と同様に、常勤職員（FULLTIME）の人的支出と2つの内部留保（基本財産および実在内部留保）が、5%水準以下でプラス有意に関連していることを示している。この結果は、社会福祉法人における内部留保が相対的に高い常勤職員の人的支出を維持するためにもたらされたものである可能性を示唆している。一方、いずれの式の推定値においても、非常勤職員（PARTTIME）および役員報酬（EXECUTIVE）の係数は非有意であった。この結果は、非常勤職員や役員への人的支出は内部留保が相対的に過大となることと関連していないことを示している。

表5 ロジット回帰分析の結果

期待 符号	従属変数：ov_END (1) _t		従属変数：ov_END (2) _t		従属変数：ov_END (3) _t	
	係数	z値	係数	z値	係数	z値
定数項	-3.165	-1.473	0.098	0.049	-5.764	-2.701 ***
FULLTIME _{t-1} (+)	3.189	2.411 **	2.380	1.963 **	1.098	0.854
PARTTIME _{t-1} (+)	2.374	1.554	0.941	0.643	1.337	0.887
EXECUTIVE _{t-1} (+)	-13.518	-0.804	0.456	0.036	-22.969	-1.163
SIZE _{t-1} (+)	-0.015	-0.134	-0.152	-1.389	0.194	1.719 *
MARGIN _{t-1} (+)	0.723	2.398 **	0.517	1.793 *	0.548	1.919 *
FR _{t-1} (+)	4.390	1.535	3.511	1.366	-3.125	-0.095
DOMEIN _{t-1} (-)	0.148	0.866	0.041	0.230	0.248	1.503
CITY (+)	-0.416	-1.494	-0.211	-0.789	-0.264	-0.981
N	577		577		577	
McFadden R	0.027		0.018		0.026	

***: 1%有意, **: 5%有意, *: 10%有意

注：本表は(2)式の推定結果である。各変数の定義は第3節を参照されたい。

4.3 ロバスト・チェック

推定結果の頑健性を高めることを目的として、次の2つのロバスト・チェックを行った。第1に、外れ値の処理基準を上下1%から上下0.5%、上下2%の基準に変更した分析を行った。その結果は、前項までの分析結果と首尾一貫するものであった。第2に、社会保障審議会などで議論の対象となる介護保険事業を実施する社会福祉法人と、実施しない法人とでサンプルを区分した分析を行った。その結果、2つのサンプルでは同様に人的支出と内部留保のプラスの関連性が検出されたが、とりわけ介護保険事業を実施する社会福祉法人のみを対象としたサンプルの方が人的支出の係数がプラスに大きな値で推定された。この結果は、先行研究に対して、政府の措置・委託としての事業よりもサービス事業に対する人的支出の方が内部留保に与える影響が強いという新たな可能性を示している。また、社会保障審議会の議論に対する新たな知見として本稿の貢献をより高めるものである。

5 おわりに

本稿は、わが国社会福祉法人において特有の論点である人的支出と内部留保の関連性に着目し、社会福祉法人において内部留保が相対的に過大となる要因について検証することを目的とした。社会福祉法人における人的支出を、常勤職員への支出、非常勤職員への支出、役員報酬の3区分を変数として設定し、これらと、非営利組織における内部留保の尺度として、基本財産を表す現金等価物、明治安田生活福祉研究所（2013）で示された実在内部留保、発生源内部留保の3つとの関連性を検証した。その結果、得られた発見事項は次の2つである。

第1に、社会福祉法人における人的支出、とりわけ常勤職員への人件費と3つの内部留保とのプラス有意な関連性を発見した。すなわち、人的支出が相対的に高く、人に手厚い社会福祉法人ほど、固定費である人件費を維持するために内部に資金を留保するインセンティブを持つ可能性がある。第2に、非常勤職員給与や役員報酬と内部留保と有意な関連性は検出されなかった。これらの結果は、エージェンシー問題の代理変数としてみなされる役員報酬と内部留保の関連性が検出されないが、その分が常勤職員への人的支出に抛出されている可能性があり、明確な人件費区分の必要性を喚起している。

本稿には課題が残されている。まず、非営利組織において、常勤職員に対する報酬が、エージェンシー問題を示しているのか、事業サービスに必要なものとして維持すべきものであるのか、いずれの仮説が正しいかについて検証していく必要がある。次に、社会福祉法人に維持された内部留保がどのように用いられるのかについて解明することも興味深い課題である。最後に、分析結果から得られた実証的証拠にもとづき、介護報酬改定や社会福祉制度に対して慎重にフィードバックを考察していくことも必要である。

<付記>：本稿は、関西大学で開催された日本社会関連会計学会第25回全国大会自由論題での報告を加筆修正したものである。当大会において司会の坂上学先生（法政大学）から、また匿名のレフリーの先生から貴重なコメントを頂いた。合わせて感謝申し上げたい。なお、本研究は医療経済研究機構2014年度（第18回）研究助成『地域包括ケアシステムに貢献する経営責任組織の持続可能性に関する経営学的・会計学的研究』の助成を受けた研究成果の一部である。ここに記して感謝申し上げる。

注

- 1) 数少ない先行研究として、Core *et al.* (2006) は非営利組織における内部留保の要因について、従業員数を独立変数とした分析を行っている。分析の結果、従業員数の係数はマイナス有意であり、従業員が少ないほど内部留保が大きいという結果を示している。
- 2) なお、社会福祉法人会計基準は2012年に改正されたが、本稿で用いるサンプルは2009年から2010年のものであるため、旧基準の区分で表示されている。人的支出とは、旧基準における事業活動収支計算書上の人件費支出であり、小科目は役員報酬、職員俸給、職員賞与、非常勤職員給与、退職金、退職共済謝金、法定福利費で構成される。後述するが、役員報酬、非常勤職員給与以外を常勤従業員の給与として算定している。
- 3) 過大な利益報告が寄附者の減少や規制コストを発生させることも指摘されており (Leone and Van Horn 2005)、利益の適正な水準を測定することは困難な研究課題である。
- 4) 実際に、役員報酬が業績に連動して決定される可能性の高い非営利組織は、事業費比率を経営者が有利になるように調整することが先行研究によって実証的に明らかにされている (Baber *et al.*, 2002)。
- 5) 契約制度は介護保険法などによって実現されているが、措置・委託制度下と同様に、行政の補助金で運営される社会福祉サービスも多く残されている点に注意されたい。
- 6) Core *et al.* (2006) や Ramirez (2010) では、非営利組織における内部留保が将来の投資機会に用いられているか否かを検証しているが、この検証を行うためには数カ年先のサンプルが必要である。本稿で用いるサンプルを用いることによって、社会福祉法人における内部留保が次期の投資性向へどのような影響を及ぼしているか、については分析可能であるが、本稿の論旨と異なるため、別稿を設けたい。
- 7) ただし、発生源内部留保に関して、4号基本金を厳格に区分する法人は少数であったことから、本稿の分析では除外している。
- 8) 具体的には、注釈2でもあげたように、事業活動収支計算書の人件費に該当する項目について、非常勤職員俸給をPARTTIME、役員報酬をEXECUTIVE、それ以外をFULLTIMEとして算定している。
- 9) 社会福祉法人における主な事業領域と内部留保の関連性については、介護保険事業を主に実施する社会福祉法人ほど、より巨額の内部留保を有することが黒木 (2014) で報告されている。
- 10) ただし、2012年度には各市および広域連合に管轄権限が分権化された状態にあったことから、各市および広域連合へ移管中の312法人の財務諸表を入手することができなかった。
- 11) (1) 式および (2) 式のいずれの分析結果においても、コントロール変数では、NURCING (介護保険事業) のダミー変数の係数がプラス有意に推定されている。この結果は、介護保険事業を主に実施する社会福祉法人と内部留保がプラスに関連していることを示しており、黒木 (2014) の結果と首尾一貫している。介護保険は実際に報酬が確定するまでに数カ月必要であり、また他の事業に比べて内部留保を蓄積しやすいことがその要因として考えられる。また、介護保険事業を実施する社会福祉法人のみのサンプルを用いた結果について、ロバスト・チェックで検証している。

参考文献

- Baber, W. R., Daniel, P. L. and Roberts, A. A. (2002) "Compensation to Managers of Charitable Organizations: An Empirical Study of the Role of Accounting Measures of Program Activities," *The Accounting Review*, Vol. 77, No. 3, pp. 679-693.
- Core, J. E., Guay, W. R. and Verdi, R. S. (2006) "Agency Problems of Excess Endowment Holdings in Not-for-Profit Firms," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 41, No. 3, pp. 307-333.
- Fama, E. F. and Jensen, M. C. (1983) "Separation of Ownership and Control," *Journal of Law and Economics*, Vol. 26, No. 2, pp. 301-325.
- Fisman, R. and Hubbard, G. (2003) "The Role of Nonprofit Endowments," in Edward, L. and Glaeser, L. *The Governance of Not-for-Profit Organizations*, University of Chicago Press, pp. 217-233.
- Gore, A. K. (2009) "Why do Cities Hoard Cash? Determinants and Implications of Municipal Cash Holdings," *The Accounting Review*, Vol. 84, No. 1, pp. 183-207.
- Hansmann, H. (1980) "The Role of Nonprofit Enterprise," *Yale Law Journal*, Vol. 89, No. 5, pp. 835-901.
- Hansmann, H. (1990) "Why do Universities Have Endowments?" *The Journal of Legal Studies*, Vol. 19, No. 1, pp. 3-42.
- Leone, A. J. and Van Horn, R. L. (2005) "How do Nonprofit Hospitals Manage Earnings?" *Journal of Health Economics*, Vol. 24, No. 4, pp. 815-837.
- Parsons, L. M. (2003) "Is Accounting Information from Nonprofit Organizations Useful to Donors? A Review of Charitable Giving and Value-Relevance," *Journal of Accounting Literature*, Vol. 22, pp. 104-129.
- Ramirez, A. (2010) "Nonprofit Cash Holdings: Determinants and Implications," *Public Finance Review*, Vol. 39, No. 5, pp. 653-681.
- Trussel, J. M. and Parsons, L. M. (2008) "Financial Reporting Factors Affecting Donations to Charitable Organizations," *Advances in Accounting*, Vol. 23, pp. 263-285.
- Tuckman, H. P. and Chang, C. F. (1991) "A Methodology for Measuring the Financial Vulnerability of Charitable Nonprofit Organizations," *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, Vol. 20, No. 4, pp. 445-460.
- 黒木淳 (2013) 「非営利組織会計の実証研究の展開：先行研究サーベイを中心に」『経営研究』第64巻第2号, 67-93頁。
- 黒木淳 (2014) 「社会福祉法人における内部留保の実態分析：法人の規模と事業領域の観点から」『経営研究』第65巻第3号, 165-178頁。
- 厚生労働省 (1998) 『社会福祉基礎構造改革について (中間まとめ)』厚生労働省。
- 社会福祉法人経営研究会 (2006) 『社会福祉法人経営の現状と課題』全国社会福祉協議会。
- 全国社会福祉施設経営者協議会 (2011) 『財務情報調査 (平成21年度決算)』経営対策委員会。
- 向山敦夫・黒木淳 (2013) 「社会福祉法人の財務状況の分析」『会計』第184巻第5号, 86-100頁。
- 明治安田生活福祉研究所 (2013) 『介護老人福祉施設等の運営及び財政状況に関する調査研究事業報告書』。

(筆者：横浜市立大学国際総合科学部専任講師)

(2015年5月15日採択)

【研究論文】

損害賠償基金に対するIFRIC第5号の適用

—メキシコ湾岸原油流出事故を題材として—

土井 聡 恵

論文要旨

2010年4月に起こったメキシコ湾原油流出事故の主たる責任当事者である英 BP社は、米国政府の要請に応じ設立した200億ドルの損害賠償基金に対し、IFRIC第5号「廃棄・原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利」（以下、IFRIC第5号という）を適用した。巨大大事故では損害賠償額が確定するまでに長い時間を要するのが通例であるが、BP社においてはIFRIC第5号の適用により基金への拠出額が損益計算書に計上され、いち早く損賠賠償の規模が示された。損害賠償の総額が決するには最終調整が必要であるものの、信頼性をもって見積もれないとして多額の簿外債務を注記とするのに比べ、財務諸表利用者にとってはその情報価値が高い。これを背景として、本稿ではBP社のIFRIC第5号の適用による損害賠償にかかる基金の会計処理の特徴を明らかにした。

1 はじめに

2010年4月20日夜、メキシコ湾石油探鉱区MC252 (Mississippi Canyon 252) において、半潜水式石油施設（リグ）ディープウォーター・ホライズン (Deepwater Horizon) で暴噴 (Blowout) が発生し、2度の爆発を経て水深1,500mに沈没した。リグでは126人が作業中であり、作業員11人が死亡した。その後、防噴装置 (BOP) が設置されるまでの間、メキシコ湾に大量の原油が流出し、メキシコ湾及び湾岸各州に甚大な被害をもたらした（以下「事故」という）。

鉱区のパレータであり権益の65%を保有していたのは、大手石油会社、BP社 (BP p.l.c.) である¹⁾。BP社は、「事故」に伴い、1国のGDPにも匹敵する費用の負担を余儀なくされた²⁾。とりわけ損害賠償に関しては、米オバマ大統領の要請を受け、2010年6月16日、損害賠償のため第三者が管理する200億ドルの信託基金、ディープウォーター・ホライズン原油流出基金

キーワード：IFRIC第5号 (IFRIC interpretation 5), 損害賠償基金 (compensation fund), 訴訟 (litigation), 会計上の見積り (accounting estimates)

(Deepwater Horizon Oil Spill Trust; 以下「基金」という)の拠出に同意した旨が発表された³⁾。この発表では、「基金」が第三者の管理下に置かれること及び200億ドルが補償の上限ではないことが強調された。

BP社は、2010年8月6日の信託契約の締結を経て「基金」を設立し、2010年8月23日より運用を開始した。BP社はIFRSを採用しており、「基金」に対しIFRIC第5号を適用し、その設立時において、拠出額200億ドルを一時に損益計算書に費用計上した。そして、「基金」から支払われるべき見積り損害賠償額が200億ドルに達する2014年12月期第3四半期までの間、損益計算書において「基金」の範囲とされる損害賠償費用を計上することなく事業を継続した。

このような大規模損害賠償基金にIFRIC第5号が適用された事例は筆者が知る限り初めてのことである。また我が国にはIFRIC第5号の適用事例はない。また、先行研究においては、「事故」の技術的要因、法的問題点あるいは「事故」にかかる天然資源被害などが論じられ、IFRIC第5号の適用を解説したものはない⁴⁾。そこで、本稿では、「事故」から約4年半を経て「基金」が枯渇するまでの間において、多様な責任を問われ複雑な法的環境下にあるBP社が「事故」に関する損害賠償にかかる会計処理をどのように行ってきたかについて総括し、BP社におけるIFRIC第5号の特徴を明らかにする。

2 「基金」の設立と運用

2.1 「基金」の適用対象

BP社は「事故」に伴い、他の責任当事者と共に、1990年米国油濁法（以下、OPA90という）に基づく責任を負う。米国は、国際油濁損害賠償制度である1992年民事責任条約及び1992年基金条約等には参加することなく、自国のOPA90を運用している。OPA90は、適用対象にタンカーのみならず船舶や施設を含み、責任当事者は天然資源損害の賠償まで広く求められる。OPA90の下では、責任当事者に重大な過失又は意図的な不正行為がない場合、責任限度額は実費である除去費用に加え75百万ドルとなる⁵⁾。「事故」がOPA90の想定をはるかに上回る規模であることは早くから判明しており、BP社は、2010年10月18日、OPA90の責任限度額については放棄する旨を表明した⁶⁾。BP社に対する責任追及の多くは集団訴訟であり複雑多岐にわたる。これらは2010年8月、広域係属訴訟司法委員会により2件の広域係属訴訟手続に併合されたことから⁷⁾、手続は効率化され迅速な和解協議が期待されている。OPA90に基づく責任追及も、この手続に含まれている。


「基金」は、OPA90に基づく損害賠償のために設立された。個人及び事業者に対する正当な損害賠償金、州及び地方政府への賠償金、最終判決及び和解金、州および地方政府への対策費、天然資源の損害及び関連費用などである。罰金、制裁金及び賠償金の管理費用は「基金」の対

象とされていない（表 1 参照）。

「基金」設立から 1 年半を経た 2012 年 3 月 3 日、BP 社は、補償の大部分を占める個人及び事業者の原告団を代表する原告運営委員会（Plaintiffs' Steering Committee; 以下、PSC と略す）との和解を発表し⁸⁾、現在も「基金」からの損害賠償支払が続けられている⁹⁾。

表 1 BP 社に対する責任追及

相手先	連邦法(刑事) 人命喪失にか かる船舶船 員に不正行 為又は過失 他(*1)	証券取引法 原油流出量 にか かる虚偽報 告	除去費用	1990年油濁法(OPA90)						水質浄化法 罰則金	州法その他 の法律 罰金/制裁 金、損害賠 償等(*3)
				自然資源損 害、対応費 用	政府収入の 損失/公共 サービス提 供の増加	経済的・財 産的損害	逸失利益/ 収益獲得能 力の減損	生活に使用 する天然資 源の損失	健康被害/ 医療上の被 害		
連邦政府			○		○					○	○
米国司法省	○ 和解										
メキシコ湾岸州/地 方政府			○(*2)		○					○	○
個人及び事業者						○ 和解	○ 和解	○ 和解	○ 和解		○
連邦(NOAA (*4)、州、インディ アン及び外国の管 財人				○							
その他民間団体											○
米国以外の政府等											○
米国証券取引委員 会(SEC)		○ 和解									



ディープウォーター・ホライズン原油流出基金 (200億ドル)

(*)1 11名の人命喪失に関する船舶職員による不正行為または過失の11件の重罪の訴因、水質浄化法に基づく1件の軽罪の訴因、渡り鳥保護条約に基づく1件の軽罪の訴因及び議会の議事妨害に関する1件の重罪の訴因に対するもの。
 (*)2 2010年度、引当金の「流出事故対策」の区分に56百万ドルが信託基金から支払われるべき費用として計上されている。
 (*)3 株主代表訴訟、証券詐欺行為及び従業員退職所得保障法に基づく請求並びに和解合意に至らなかったその他の種々の請求が係属中である。
 (*)4 米国商務省国家海洋大気管理局(National Oceanic and Atmospheric Administration)

Annual Report及びOIL POLLUTION ACT OF 1990より作成

2.2 「基金」の設立と運用

BP社の「基金」への拠出は、2010年度に50億ドル、その後は四半期毎に1,250百万ドルずつ行うことにより2013年度末に完了する予定であったが、2011年度及び2012年度において他の責任事業者からの和解金計5,390百万ドルを受領し¹⁰⁾、これを「基金」に拠出した結果、2012年度末において1年前倒しで完了した。そして、「基金」への拠出額200億ドルは、2010年12月期第2四半期において、時間の経過を考慮した割引後価額19,580百万ドルの営業外費用として一時に計上されると共に、「基金」への未拠出債務はその他の未払金として会計処理された¹¹⁾。

BP社には「基金」への追加拠出義務はなく、賠償額が200億ドルを超過することとなる場合、その額はBP社が請求者に直接支払うこととなる。

「基金」は、2010年8月23日以降、個人及び事業者への損害賠償管理機関としてオバマ米大統領の指名を受けたKenneth Feinberg氏¹²⁾が統括するガルフ・コースト・クレームズ・ファシリティ（Gulf Coast Claims Facility; 以下、GCCFと略す）により運用が開始された。個人及び事業者への損害賠償請求はGCCFが査定し支払を実行する一方、政府及び政府機関に対する損害賠償についてはBP社が判断し「基金」に支払依頼を行うことにより支払が実行された（図1参照）。

GCCFによる損害賠償査定に関しては、裁判所の承認を経たPSCとの和解条項¹³⁾に基づき、2012年6月4日以降、ディープウォーター・ホライズンに関する裁判所和解監督下プログラム（Deepwater Horizon Court Supervised Settlement Program; 以下、DHCSSPと略す）にその機能を移行し、現在はDHCSSPの下で支払が行われている。一方、集団訴訟のメンバーでない者、集団訴訟メンバーから離脱する権利を行使する者及び集団訴訟メンバーであるがPSC和解案と異なる請求を行うことを希望する者のため、BPに直接請求を行う「BP請求プログラム」が2012年6月4日以降運用されており、この支払も「基金」から行われる¹⁴⁾。

図1 「基金」の運用体制



3 BP社におけるIFRIC第5号の適用とその特徴

3.1 適用範囲

IFRIC第5号は、廃棄債務を有する企業が、債務の履行のための資金を積み立てるために設立した別個のファンドへの拠出を行っている事例が増加し、それらファンドの企業の持分に関す

る会計処理が多岐にわたっていることから、特にファンドから補填を受ける権利にかかる資産の会計処理についてのガイダンスを提供するために公表された¹⁵⁾。

IFRIC第5号では、詳細な適用範囲の定義を行うことなく、廃棄ファンドとなる契約に関する特性を識別することにより範囲を特定している。この結果、廃棄ファンドではないが同様の特性を持つ契約の下での補填について、同様の会計処理が適用される。当解釈指針を適用すべきファンドの特性は、IFRIC第5号第4項に次の2点が識別されている。その第一は、「資産が別個に管理されている（独立した法的事態が保有しているか又は他の企業において分離された資産として保有されている）」点である。そして第二は、「資産にアクセスする拠出企業の権利が制限されている」点である。

「基金」にかかる会計方針の選択及び適用にあたり、具体的に当てはまるIFRSは存在しない。そこでBP社は、IAS第8号第10項から12項に従い、利用者の経済的意思決定のニーズに対する目的適合性があることを前提に、類似の事項や関連する事項を取り扱っているIFRSの要求事項を参照した。そして、「基金」がBP社とは独立した法的事態でありかつ信託契約において定められた独立した管財人が資金を管理し、BP社には「基金」の資金にアクセスするいかなる権利もないことから、IFRIC第5号にいう廃棄ファンドの特性を備えていると判断した¹⁶⁾。このような判断過程は、会計方針の選択及び適用に関するIFRSの要求に合致したものである。

また、IFRIC第5号第8項においては、「拠出企業は、IFRS第10号、第11号及IAS第28号を参照して、ファンドに対する支配又は重要な影響力を有しているかを判断しなければならない。もしこれらを有しているのであれば、拠出企業はファンドに対する持分を、当該基準に準拠して会計処理しなければならない。」とされている。つまり、BP社が「基金」に支配を有している場合、「基金」を連結することとなる。

当時、GCCFの運営については批判が多く、地方裁判所は、請求者の意思決定をミスリードすること避けるため、BP社はGCCFを統括するFeinberg氏がBP社から独立していると述べてはならないという旨を判示した¹⁷⁾。これに対しBP社は、地方裁判所の判決は会計上の基金への意思決定過程に対する支配に関する判断ではないとした上で、BP社は「基金」からIFRSにいういかなる利益も享受せず、それら利益は米大統領との合意に基づき政府と請求者にもたらされる点、及びBP社には「基金」の資金にアクセスするいかなる権利もないことからそれらをコントロールしたり利用方法を決定することはできない点から、「基金」への支配は有していないと判断した¹⁸⁾。

こうしてBP社は、これらの会計方針の選択及び適用に関する判断に基づき、IAS第37号のみを適用して損害賠償費用を計上するのではなく、「基金」にIFRIC第5号を適用し、損益計算書に損害賠償費用を一時に計上した。それに伴い、損益計算書上は「基金」が枯渇するまでの間いったん「事故」の解決が図られたかのような外観が現れた。他の会計処理と比較すると、IFRIC第5号の適用がない場合又は「基金」を連結した場合においては、引当金の計上を通じ損害賠償費

用が徐々に表され、損益計算書は見積りを介し複雑なものとなる。拠出額に関しては「基金」の創設に米国政府が深く関与した経緯から¹⁹⁾、政治的解決額であった側面が見受けられるが、そうであっても、BP社における最尤値としての損害賠償費用が計上されたものと考えることができ、他の会計処理と比較し理解しやすい。「事故」の甚大な影響の概算にかかる経営者の意思決定がいち早く損益計算書に表され、費用計上の適時性の点でも優れている。補償が「基金」で足りない場合にはBP社自身が支払うプロセスが明記されており、財務諸表利用者は、損益計算書への計上額が損害賠償にかかる仮の規模額を示すものと理解できる。

3.2 損害賠償債務の認識

IFRIC第5号第7項により、「拠出企業は、ファンドが支払不履行となっても、拠出企業に廃棄費用を支払う債務がない場合を除き、廃棄費用を支払う債務を負債として認識し、ファンドに対する持分を別個に認識する」ことが求められる。

表2 引当金の推移

年度	環境関連					流出対策関連					(単位:百万ドル)				
	2010	2011	2012	2013	2014 (3Q)	2010	2011	2012	2013	2014 (3Q)	2010	2011	2012	2013	2014 (3Q)
	期首残高	-	809	1,517	1,862	1,679	-	1,043	336	345	-	-	-	-	-
基金の範囲とされない引当金の純増減	496	34	48	-24	-	10,874	586	62	-66	-	-	-	-	-	-
基金の範囲である引当金の純増減	443	1,133	753	24	190	9	-	47	-	-	-	-	-	-	-
信頼性を持って見積もることのできない引当金項目の認識中止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他の引当金項目への振替額	-	-	-	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
割引額の振り戻し	4	6	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
割引率の変更	5	17	-	-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基金の範囲である引当金のその他の負債への振替	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基金の範囲とされない引当金のその他の負債への振替	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IF社による支払による取崩	-68	-33	-76	-60	-62	-9,831	-1,293	-100	-143	-	-	-	-	-	-
基金からの支払による取崩	-61	-449	-381	-255	-67	-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
期末残高	809	1,517	1,862	1,590	1,740	1,043	336	345	89	-	-	-	-	-	-
基金の範囲とされない引当金の純増入額	-	-	-	-	591	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,409
基金の範囲である引当金の純増入額	-	-	-	-	2,543	-	-	-	-	-	-	-	-	-	96

年度	訴訟関連					水質浄化法に基づく罰則金					合計				
	2010	2011	2012	2013	2014 (3Q)	2010	2011	2012	2013	2014 (3Q)	2010	2011	2012	2013	2014 (3Q)
	期首残高	-	10,973	9,970	9,483	4,157	-	3,510	3,510	3,510	3,510	-	16,335	15,333	15,200
基金の範囲とされない引当金の純増減	2,823	525	4,773	408	230	3,510	-	-	-	-	17,693	1,145	4,833	318	230
基金の範囲である引当金の純増減	12,115	2,905	1,185	1,897	472	-	-	-	-	-	12,567	4,038	1,955	1,921	662
信頼性を持って見積もることのできない引当金項目の認識中止	-	-	-	-794	-379	-	-	-	-	-	-	-	-	-794	-379
他の引当金項目への振替額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
割引額の振り戻し	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	4	6	7	1	-
割引率の変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	17	-	-5	-
基金の範囲である引当金のその他の負債への振替	-	-	-	-84	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-84	-
基金の範囲とされない引当金のその他の負債への振替	-	-	-350	-3,849	-	-	-	-	-	-	-	-	-350	-3,849	-
IF社による支払による取崩	-1,011	-1,175	-1,064	-523	-225	-	-	-	-	-	-10,910	-2,501	-1,240	-726	-287
基金からの支払による取崩	-2,954	-3,238	-4,243	-2,796	-614	-	-	-	-	-	-3,024	-3,707	-4,824	-3,051	-681
期末残高	10,973	9,970	9,483	4,157	4,020	3,510	3,510	3,510	3,510	3,510	16,335	15,333	15,200	9,346	9,270
基金の範囲とされない引当金の純増入額	-	-	-	-	8,759	-	-	-	-	3,510	-	-	-	-	24,269
基金の範囲である引当金の純増入額	-	-	-	-	17,401	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,000

(注) 流出対策関連引当金は、2014年度期首より環境関連引当金に含めて開示されている

先に述べた通り、BP社は「事故」に伴い多様な責任を問われており、今なお裁判は係属中である。それら「事故」に関連する債務は、環境関連、流出対策関連、訴訟関連及び水質浄化法に基づく罰則金の4種類に区分して開示され、さらに「基金」の範囲である債務とそれ以外の債務とに区分して開示されている²⁰⁾。当該債務については、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産（以下「IAS第37号」）」第36項及びIAS第37号適用ガイダンスC設例 設例10に従い、法律専門家等の助言等も踏まえ報告期間の末日における現在の債務を決済するために必要となる

支出の最善の見積りによるべきことが求められ、IFRIC第5号の適用がない場合又は「基金」を連結した場合においても同額が計上される。それぞれの引当金に含まれる内容は次節に解説する通り訴訟の推移と損害賠償見積りにかかる経営者の意思及び内容が多岐にわたり複雑なものであるが、財務諸表利用者は、IFRIC第5号の適用下においても他の会計処理におけると同様に、それらを貸借対照表から理解することができる。引当金の推移は表2の通りである。

3.2.1 「基金」の範囲とされる引当金

BP社は、「基金」の範囲とされる引当金として、主として環境関連及び訴訟関連の引当金を計上している。

環境関連引当金としては、OPA90に基づく責任当事者として天然資源損害に対する賠償見積り額が計上されている。OPA90によると、責任当事者は、連邦または州などの天然資源受託者に対し、天然資源の損傷、破壊、損失又は利用の喪失に関し、損害評価の合理的な費用を含む実際に生じた合理的費用を負担することが求められる。BP社は、その査定段階の見積り費用として約1,500百万ドルを、過去の経験及び特定の計画に基づき計上している。天然資源損害の査定は、特定の生物群への潜在的被害を判断するために1世代以上にわたるデータが必要である等、損害の範囲及び金額の確定に相当の期間を要することが見込まれる。BP社は、その確定を待たず、米国及びメキシコ湾岸5州の天然資源受託者との間で、「基金」から「事故」による天然資源の早期復旧プロジェクトに10億ドルを拠出する合意をし、この費用を2011年12月期第1四半期に計上した。10億ドルという金額はOPA90が天然資源損害の復旧義務として想定する規模をはるかに上回る額である。これらを主な内容とする環境関連引当金は、2014年12月期第3四半期までに合計2,599百万ドル計上された²¹⁾。

BP社は、これら以外の環境関連費用は合理的な見積りが不能であるとして計上していない。しかし、天然資源の早期復旧プロジェクトへの10億ドルの拠出については、未だ未確定のOPA90に基づく最終的な天然資源損害請求の頭金と言われている²²⁾。OPA90に基づく天然資源損害評価(Natural Resource Damage Assessment; 以下、NRDAと略す)手続は、「事故」のような地理的に広範かつ大量の油濁被害に適用されたことがなく、天然資源復旧プロジェクトの進行に伴いさらなる費用負担が生ずるか否かは未確定である²³⁾。

訴訟関連引当金としては、OPA90に基づく個人及び事業者並びに政府の損害に対する賠償額が計上されている。個人及び事業者に対しては、動産及び不動産への損害、利益喪失又は収益力の低下、天然資源生計使用の損失及び健康被害に対する賠償を対象としている。また政府に対しては、動産及び不動産への物的損害、政府歳入の損失、公務費用増大に対する賠償を対象としている。当引当金は、多くの重要な仮定の下、BP社のクレーム処理経験、保険業界の指標データ、及び保険数理法と統計法の活用に基づき、適切な場合には経営陣による判断を交えてその総額を見積もる方法が採用されており、さらなる情報が入手され請求プロセスが進展する

と共に前提となる仮定を四半期毎に見直すものとされている。BP社は、2012年12月期第2四半期以降、信頼性を持って見積もることのできるPSCとの和解に基づく賠償総額を「基金」の範囲である引当金としている。和解当初はこれを7,800百万ドルとしていたが、事象に基づき適宜増減し、2014年12月期第3四半期においては9,700百万ドルとしている²⁴⁾。

訴訟関連引当金としては、2014年12月期第3四半期までに合計174億ドルが計上され、「基金」の範囲である引当金の計上額は200億ドルに達した。これらに含まれない、和解に至った集団訴訟メンバー以外からの請求、OPA90に基づく連邦及び州政府からのさらなる請求、証券関係の訴訟及びその他潜在的な個人または政府機関からの請求等多岐にわたる内容については見積りが不能であるとして引当金を計上せず、偶発債務として注記するにとどまっている。BP社は裁判で争う姿勢を示しており、どれだけの費用負担が生ずるかは未確定である。2014年12月期第3四半期末において「基金」には未分配の現金残高4,900百万ドルが残されているが、PSCとの和解には海鮮食品産業補償を除き金額の上限は設けられておらず²⁵⁾、さらなる損害賠償費用が発生する可能性がある。また、BP社はPSCとの和解条項の解釈を巡りDHCSSPによる過払が行われていると主張し返還を求めて裁判中であるが、成功するか否かは定かでない²⁶⁾。

3.2.2 「基金」の範囲以外の引当金

BP社は、「基金」の範囲でない「事故」に伴う費用についても引当金を計上しており、その内容は「事故」に対するBP社の対応の全体を知るのに有益である。

まず、環境関連引当金として591百万ドルを計上している。その主な内容は、「事故」がメキシコ湾の海岸線に及ぼす影響を研究するための10カ年調査計画に対しBP社が抛出に合意した500百万ドルのほか、メキシコ湾岸州魚介類試験及びマーケティングに対する抛出等である。

流出対策引当金の設定対象は、「事故」に伴う海岸線の清掃費用、パトロール費用、維持管理費用及び船舶除去費用等である。OPA90に基づく除去費用は「基金」の範囲とされておらず、114億ドルが計上された²⁷⁾。BP社は、海岸線清掃は2011年12月期末までにはほぼ完了したとしており、当引当金の2013年12月期末残高89百万ドルは2014年第1四半期より環境関連引当金に含めて開示された。

また、訴訟関連引当金として8,759百万ドルを計上している。その主な内容は前述した司法省及び米国SECとの和解に伴う和解金及び罰金等である。

さらに、水質浄化法に基づく罰則金引当金が2010年12月第2四半期に3,510百万ドル計上され、これは以後変更されていない。水質浄化法第311条に基づき、「事故」の責任当事者に対しては原油流出量に応じた罰則金が科される。その額は、流出量1バレルあたり1,100ドルであるが、重大な過失または故意の不正行為がある場合には増額され、1バレルあたり最大4,300ドルとなる可能性がある。BP社としては、「事故」について重大な過失または故意の不正行為はないとの主張から、政府機関の原油流出量調査チーム（Flow Rate Technical Group）の推定値を用

いた 1 日あたりの原油流出量 47,500 バレルに「事故」から原油流出停止までの日数 85 日を乗じ、海水面の原油回収量約 850 千バレルを差し引いた流出量推定値に、1,100 ドルを乗じた額の引当金を計上した。ところが、2014 年 9 月 4 日、東部ルイジアナ連邦裁判所において、BP 社が「事故」に関し「重大な過失及び意図的な不法行為」があった旨の判決が下された²⁸⁾。これに対し BP 社は、即日強い異議を表明し、2014 年 10 月 28 日に発表した第 3 四半期報告書 (Form 10-Q) においては水質浄化法に基づく罰則金の見積りの変更は行わず、罰則金は最大 180 億ドルになる可能性がある旨を注記により開示するにとどまった²⁹⁾。

3.3 補填資産の認識

IFRIC 第 5 号第 9 項では、「IAS 第 37 号に準拠して、ファンドから補填を受ける権利を、補填として認識しなければならない。」とされている。当該補填については以下のうちいずれか小さい方の金額で測定する。

- (a) 第 7 項により認識されている廃棄債務の金額
- (b) 拠出企業に帰属するファンドの純資産の公正価値に対する拠出企業の持分相当額

BP 社において (a) の金額は、IFRIC 第 5 号第 7 項に基づき認識された「基金」に関連する引当金の金額である。(b) の金額は「基金」の純資産に対する BP 社持分の公正価値であるが、「基金」への拠出は BP 社 1 社で行っており、「基金」内の現金残高（「基金」への未拠出債務がある期間においてはこれを含む）と等しい。「基金」からの分配に先立ち引当金が計上されることから、BP 社における IFRIC 第 5 号の適用においては常に (a) の金額が選択される³⁰⁾。そして、先の第 7 項に基づく引当金の額と同額の補填資産が両建て計上される結果、引当金の計上及び補填資産の計上は損益計算書には影響を及ぼさない。「基金」からの分配に伴い補填資産は引当金と共に取り崩され、その支払は BP 社ではなく請求者に直接行われる。取り崩しにおいても引当金と同額の会計処理が行われるため、損益計算書には影響を及ぼさない。

先に述べたように、IFRIC 第 5 号は特に廃棄ファンドから補填を受ける権利にかかる資産の会計処理についてのガイダンスである。引当金と同額の補填資産が両建て計上されることにより、BP 社においては、「事故」後の複雑な訴訟の推移は貸借対照表において示されている³¹⁾。損害賠償の規模は先に損益計算書において一時に示されており、損害賠償の全体を把握したい財務諸表利用者にとって必要な情報が損益計算書と貸借対照表の双方から提供されている。

4 おわりに

BP 社は、「事故」に伴う天然資源被害に対し OPA90 に基づく NRDA 手続を待たず 10 億ドルの拠出に応じ、また、MDL 第 2179 号における集団訴訟団との和解条項においては、GCCF による賠

償額をはるかに上回る補償となるリスク移転プレミアム (Risk Transfer Premium: RTP)³²⁾ に合意するなど、積極的な補償に応じてきた。一時、米国環境保護庁 (US Environmental Protection Agency: EPA) により新規の連邦契約への参加停止及び強制排除措置を受けた³³⁾ こともあり、「事故」にかかる責任を全うする姿勢を示し信用失墜を食い止めたい強い誘因があると考えられる。高額補償は請求者にとり好ましいが、BP社にとっても、単一の手続で全ての請求を解決することにより規模の経済を得られ、逆選択を避けることができかつ紛争を避け事業に専念することができるメリットがあると言われる³⁴⁾。損益計算書上も同様に、IFRIC第5号の適用により損害賠償規模をいち早く示し、その後は損益計算書に影響させることなく事業を進め、翌事業年度には「事故」前の利益水準を回復することができた。かかるBP社における一定の意義のみならず、財務諸表利用者にもBP社のIFRIC第5号の適用には合理性が認められ、意義あるものである。

表3の通り、「基金」にかかる損益は、抛却費用が計上された2010年12月期の後は、金融費用及び設立時費用を除きゼロであり、合計200億ドルの損害賠償費用が計上された。「基金」の会計処理は一つの区切りを迎えており、今後のBP社の損害賠償費用は、係属中の裁判の進展により見積もられ、損益計算書への計上を通じ配当可能利益に影響を及ぼすこととなる。未解決の裁判も多く「事故」にかかる損害の全貌を決するにはなお時間を要する見込みであり、今後、「基金」枯渇後のBP社の会計処理も注目される。

表3 「事故」に関連する損益計算書項目の推移

	2010年度			2011年度			2012年度			2013年度			2014年度(3Q累計)			合計		
	基金	その他	合計	基金	その他	合計	基金	その他	合計	基金	その他	合計	基金	その他	合計	基金	その他	合計
損益計算書																		
生産及び製造費用																		
基金への抛却費用-割引後	19,580	0	19,580	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19,580	0	19,580
基金抛却負債にかかる割引率の変更	240	0	240	43	0	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	283	0	283
補償資産の取崩	-12,567	0	-12,567	-4,038	0	-4,038	-1,191	0	-1,191	-1,542	0	-1,542	-662	0	-662	-20,000	0	-20,000
基金にかかるその他の費用	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8
小計	7,261	0	7,261	-3,995	0	-3,995	-1,191	0	-1,191	-1,542	0	-1,542	-662	0	-662	-129	0	-129
環境関連																		
- 引当金繰入額	443	486	929	1,133	34	1,167	753	48	801	24	23	47	190	0	190	2,543	591	3,134
- 引当金にかかる割引率の変更		5	5		17	17		0	0		-5	-5		0	0		0	17
- 損益計算書に直接計上された費用		70	70		0	0		0	0		0	0		0	0		0	70
環境関連 小計	443	561	1,004	1,133	51	1,184	753	48	801	24	18	42	190	0	190	2,543	678	3,221
流出対策関連																		
- 引当金繰入額	9	10,874	10,883	0	586	586	47	62	109	-113	-113		0	0	0	56	11,409	11,465
- 損益計算書に直接計上された費用		2,745	2,745		85	85		9	9		0	0		0	0		0	2,839
流出対策関連 小計	9	13,619	13,628	0	671	671	47	71	118	0	-113	-113	0	0	0	56	14,248	14,304
訴訟及び請求関連																		
- 引当金繰入額	12,115	2,824	14,939	2,905	525	3,430	391	4,773	5,164	1,518	408	1,926	472	230	702	17,401	8,760	26,161
- 損益計算書に直接計上された費用		184	184		0	0		0	0		0	0		0	0		0	184
訴訟及び請求関連 小計	12,115	3,008	15,123	2,905	525	3,430	391	4,773	5,164	1,518	408	1,926	472	230	702	17,401	8,944	26,345
水質浄化法に基づく罰則金		3,510	3,510														0	3,510
損益計算書に直接計上されたその他の費用		332	332		0	427	427		248		136	136		0	83	83	0	1,226
和解金の受領による収益		0	0		-5,517	-5,517		-145	-145		-19	-19		0	0		0	-5,681
利益前・税引前損益	19,828	21,030	40,858	43	-3,843	-3,800	0	4,995	4,995	0	430	430	0	313	313	19,871	22,925	42,796
金融費用	73	4	77	52	6	58	12	7	19		39	39	0	29	29	137	85	222
税引前損益	19,901	21,034	40,935	95	-3,837	-3,742	12	5,002	5,014	0	469	469	0	342	342	20,008	23,010	43,018
法人税 - 控除		-12,894	-12,894		1,387	1,387		-94	-94		-73	-73		-99	-99	0	-11,773	-11,773
当期損益	19,901	8,140	28,041	95	-2,450	-2,355	12	4,908	4,920	0	396	396	0	243	243	20,008	11,237	31,245

(単位: 百万ドル)

Annual Report and Form 20-F 2010から2013及びQuarterly results First quarter 2014からThird quarter and nine months 2014に基づき作成
 貸方はマイナス表記
 基金に関する引当金を対比のため同列に記載
 基金にかかるその他の費用8百万ドルが計上されている

注

- 1) BP社はイギリスに本拠を置くいわゆるスーパーメジャーであり、世界各国で石油及び天然ガスの探査、開発、生産及び販売を行っている。Fortune Global 500 2014によると、小売のWal-Mart Stores、石油会社のRoyal Dutch Shell、Sinopec Group、China National Petroleum及びExxon Mobilに続き、売上高第6位にランキングされている。<http://fortune.com/global500/>（アクセス2014/11/25）
BP社はかつて日本の東京証券取引所にも上場していたが、2008年8月に申請により上場を廃止した。現在は、BPグループブランドの一つであるBPカストロール株式会社が東証1部に上場している。
東京証券取引所 2008年上場廃止銘柄一覧参照。<http://www.jpx.co.jp/listing/stocks/delisted/archives-07.html>（アクセス2015/1/25）
- 2) International Monetary Fund (IMF) World Economic Outlook Databaseによると、BP社が事故に伴い2014年12月期までに計上した税前損失430億ドルは、2013年のセルビアのGDP（シリアを除く全188か国のうち87位）と同程度である。<http://www.imf.org/external/>（アクセス2014/12/25）
- 3) ホワイトハウスプレスリリース参照。<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/fact-sheet-claims-and-escrow>（アクセス2014/11/24）
- 4) 「事故」の技術的要因や被害の規模については、森田（2010）が詳しい。Selby（2011）、Mullenix（2011）、Bond（2013）及び梅村（2013）等においては、「事故」の法的な面が論じられている。また、米国議会調査局（Congressional Research Service: CRS）のレポート、Upton（2011）、Ramser他（2013）及びVann（2013）等において、「事故」の法的手続の経緯、海鮮産業被害、天然資源評価手続等が詳しく解説されている。
- 5) OIL POLLUTION ACT OF 1990, Sec.1001 (9) (37), Sec.1002 (b), Sec.1004 (a) 及びOIL POLLUTION ACT OF 1990, 9509 of the Internal Revenue Code of 1986 (26 U.S.C. 9509) 参照。
責任限度額を超える損害については、油濁責任信託基金（Oil Spill Liability Trust Fund）により、最大10億ドルの補償（うち天然資源損害については5億ドルが上限）がなされる。
- 6) IN THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE EASTERN DISTRICT OF LOUISIANA (2010/10/18) "STATEMENT OF BP EXPLORATION & PRODUCTION INC. RE APPLICABILITY OF LIMIT OF LIABILITY UNDER OIL POLLUTION ACT OF 1990" Document 559, p.1参照。<http://www.laed.uscourts.gov/OilSpill/Orders/BPStatement.pdf>（アクセス2014/12/25）
- 7) BP社に対する多数の集団訴訟は、複雑訴訟のための特別な連邦の手続により、①共通の事実問題が当該係属中の訴訟に存在し、②単一の裁判管轄区へと訴訟を集中することが当事者と証人の便宜を促進し、③当該訴訟の適正かつ効率的な処理を促進するため、広域係属訴訟（MDL）に併合された。証券・配当等に関してはヒューストン連邦地方裁判所における広域係属訴訟手続に併合され（MDL第2185号）、その他はニューオーリンズ連邦地方裁判所における広域係属訴訟手続に併合された（MDL第2179号）。シャーキー他（2011）30-31頁参照。
- 8) PSCは、広域係属訴訟手続MDL第2179号における個人及び事業者の集団訴訟の原告運営委員会である。BP社が毎月公表している「Gulf of Mexico Oil Spill Claims and Other Payments Public Report」によると、支出の90%は個人及び事業者に対するものである。<http://www.bp.com/en/global/corporate/gulf-of-mexico-restoration/claims-information.html>（アクセス2014/12/25）
- 9) PCSとの和解のほか、米国司法省及び米国証券取引所（U.S. Securities and Exchange Commission; 以下、SECと略す）との間では、前者40億ドル及び後者525百万ドルの和解金、民事制裁金及び罰金をもって和解に至った。前者は2017年まで分割支払を継続中であるが、後者は2014年12月期第3四半期に支

- 払を終えている。米国司法省及びSECとの和解金等については「基金」の対象とされていない。一方、政府への損害賠償に関しては金額が折り合わず、和解は成立していない。
- 10) BP社と他の「事故」の責任当事者は、責任の負担などに関し互いに訴訟を提起し争ったが、このうち次の4社と和解に至った。MOEX1,065百万ドル、Weatherford75百万ドル、Anadarko4,000百万ドル、及びCameron250百万ドルである。和解においては、権益をBP社に譲渡すること及び「事故」にかかる請求をBP社が補償することなどが条件とされた。掘削施設Deepwater Horizonの所有者Transocean及び地層データ管理等のHalliburtonとは和解に至らず裁判が続いている。
- 11) BP社は、信託契約に基づき、全額の抛出が完了するまでの間、未抛出債務の担保としてメキシコ湾最重要鉱区使用権を「基金」に差し入れ、当該事実は注記として開示された。
DEEPWATER HORIZON OIL SPILL TRUST, Trust Agreement (2010/8/6), pp.1-9参照。
<http://www.motherjones.com/files/2010-8-9TrustAgreement.pdf> (アクセス2014/11/25)
この担保については、米国内で批判もあった (Bloomberg (2010/8/11), 「英BP原油流出事故基金、石油生産収入を充たかー利益相反との批判も」 <http://www.bloomberg.co.jp/news/123-L70FW20D9L3501.html> (アクセス2014/12/6))
- 12) Kenneth Feinberg氏は2001年9月11日同時多発テロの犠牲者補償基金 (September 11 Victim Compensation Fund of 2001) を統括した弁護士である。
- 13) PSCとの和解は、MDL第2179号における個人及び事業者との間の経済的・物的損害賠償の一部及び医療費請求集団訴訟を対象としている。
- 14) 補償の合計額の合意がなされた特定分野については、「基金」の資金から特定目的の適格補償基金 (Qualified settlement funds: QFSs) が設立されており、適格補償基金が設立された場合、最終的な分配でなく「基金」から適格補償基金への抛出をもって、BP社は補償義務から解放される。適格補償基金は、海鮮食品産業補償基金、天然資源の早期復旧プロジェクトへの抛出などについて設立されている。
- 15) 例えば、IFRIC第5号を適用するフィンランドの電力会社Fortum社は、ロビーサ原子力発電所にかかる国家原子力廃棄物管理基金に対する持分についてIFRIC第5号を適用しており、使用済核燃料廃棄引当金と同額の補填資産を計上している。同社は、IFRIC第5号適用前である2005年12月期においては、使用済核燃料廃棄義務にかかる偶発債務及び基金への持分にかかる偶発資産を注記により開示すると共にその差額を貸借対照表に計上していた。Fortum Financial Statements 2005, p.9参照。
- 16) BP社は、「基金」のIFRIC第5号の適用に関する判断過程について、SECから問い合わせを受け、IAS第8号第10項から12項に従い、「基金」の特性を当てはめた過程を回答している。
U.S. Securities and Exchange Commission EDGAR System Filing date (2010/12/14)
Correspondence, SEC Accession No. 0000891836-10-000221, pp.2-5参照。 <http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/313807/000089183610000221/filename1.htm> (アクセス2015/1/25)
- 17) GCCFについては、請求処理手続の透明性と一貫性に関する批判が多く、Feinberg氏がBP社から報酬を得ている事と相まってFeinberg氏の独立性に対する疑義が高まり、裁判所にFeinberg氏を監督することを求める提訴がなされた。地方裁判所の判示はこれを受けなされたものである。
審理においては、Trust AgreementのみならずFeinberg氏とBP社との契約内容も検討された。
UNITED STATES DISTRICT COURT EASTERN DISTRICT OF LOUISIANA (2011/2/2) “In re: Oil Spill by the Oil Rig “Deepwater Horizon” in the Gulf of Mexico, on April 20, 2010” Document1098, p.6, pp.13-14参照。 <http://www.laed.uscourts.gov/OilSpill/Orders/222011OrderonRecDoc912.pdf> (アクセス2015/1/25)

18) BP社は、「基金」に対する支配に関する検討過程についてもSECから問い合わせを受けている。SECの問い合わせは、2011年2月2日の地方裁判所判決を受け、BP社による「基金」に対する支配に関する検討内容について説明を求めたものである。

U.S. Securities and Exchange Commission EDGAR System Filing date (2011/2/11) SEC-generated letter, SEC Accession No. 0000000000-11-009420, p.2参照。http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/313807/000000000011009420/filename1.pdf (アクセス2015/1/25)

これに対しBP社は、「基金」への支配に関する検討過程を理由を挙げて回答した。

U.S. Securities and Exchange Commission EDGAR System Filing date (2011/2/16) Correspondence, SEC Accession No. 0000950123-11-014480, pp.2-4参照。http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/313807/000095012311014480/filename1.htm (アクセス2015/1/25)

また、GCCFへの批判を受け、司法省に選任されたBDO Consultingを独立監査人としたGCCFの監査も行われた。BDO Consultingのレポートにおいては、不十分な提出文書もある中限られた時間の中で広範な請求を取り扱ったとのGCCFに対する一定の評価がなされた一方、7,300の手続エラーが発見され、64百万ドルの追加支払が行われた。BDO Consulting (2012) pp.66-70参照。

19) BP社は、SECからの「基金」に対する支配に関する問い合わせに対する回答の中で、初期管財人は米司法省の非公式承認の下決定され、ホワイトハウス及び財務省が「基金」の設計、信託契約の草稿作成やその交渉等に綿密に関与した旨を述べている。

U.S. Securities and Exchange Commission EDGAR System Filing date (2010/12/14)

Correspondence, SEC Accession No. 0000891836-10-000221, p.5参照。http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/313807/000089183610000221/filename1.htm (アクセス2015/1/25)

20) Annual Report and Form 20-F 2010において「基金」に関連する引当金の内訳は明らかにされておらず、その数値はAnnual Report and Form 20-F 2013の累計数値からの差引で求めることができる。

21) 流出対策関連引当金計上額56百万ドルを含む。

22) バーチェック他 (2012) 20頁参照。

23) 天然資源復旧プロジェクトは、2014年10月2日に至ってようやく受託者により第3フェーズの44プロジェクトが承認されたところである。

24) PSCとの和解に基づく賠償総額の見積りについては、和解当初は7,800百万ドルとし、その後、管理費用の増大等を理由に段階的に2013年12月期第2四半期に9,600百万ドルまで引き上げた後、翌第3四半期には9,200百万ドルに引き下げ、2014年12月期第3四半期において再び9,700百万ドルに引き上げた。BP社は2013年より、PSCとの和解条項の解釈を巡り、DHCSSPによって「事故」と因果関係のない過払が行われていると主張し裁判で争っており、2013年10月に一部支払差止命令が得られた事に伴い見積りを引き下げ、続いて2014年9月、BP社による過払返還請求が棄却された事に伴い見積りを引き上げ引当金の追加計上を行ったものである。

25) 海鮮食品産業に関しては、総額2,300百万ドルの補償合意がなされた。2014年12月期第3四半期における「基金」の未分配現金残高4,900百万ドルには、海鮮食品産業補償基金残高1,100百万ドルは含まれていない。

UNITED STATES DISTRICT COURT EASTERN DISTRICT OF LOUISIANA (2012/5/3)
“DEEPWATER HORIZON ECONOMIC AND PROPERTY DAMAGES SETTLEMENT AGREEMENT AS AMENDED ON MAY 2, 2012”, Document6430, p.16参照。http://www.deepwaterhorizoneconomicsettlement.com/docs/Amended_Settlement_Agreement_5.2.12_optimized.pdf#search (アクセス20

15/1/12)

26) PSCとの和解条項の解釈を巡る裁判では、ルイジアナ東部連邦裁判所において2014年9月24日、BP社の主張は棄却された。BP社は2014年10月7日、第5巡回控訴裁判所に控訴の申立をし、続いて最高裁判所に第5巡回控訴裁判所の判決の見直しを求めたが、2014年12月8日、最高裁判所は審理を拒否した。BP社は同日、「事故」と因果関係のない請求の調査を求め続けること及びこれにより弁護士が不当な利益を得ている旨を表明した。

UNITED STATES DISTRICT COURT EASTERN DISTRICT OF LOUISIANA (2014/9/24) “In re: Oil Spill by the Oil Rig ”Deepwater Horizon” in the Gulf of Mexico, on April 20, 2010”, Document13435, pp.1-2参照。http://www.laed.uscourts.gov/OilSpill/Orders/9242014MinuteEntry (MDL) pdf (アクセス2015/1/25)

日本経済新聞電子版 (2014/12/9) http://www.nikkei.com/article/DGXMZO80678840Z01C14A2000000/ (アクセス2014/12/9)

27) 流出対策関連引当金のうち「基金」の範囲として計上された56百万ドルは対策費用である。

28) 同判決では、BP社の重大な過失及び行為及び意図的な不法行為が認定された他、「事故」の責任の67%がBP社にある旨が判示された。

UNITED STATES DISTRICT COURT EASTERN DISTRICT OF LOUISIANA (2014/9/4) “In re: Oil Spill by the Oil Rig ”Deepwater Horizon” in the Gulf of Mexico, on April 20, 2010”, Document13381-1, pp.152-153参照。http://www.uscourts.gov/courts/laed/9092014RevisedFindingsofFactandConclusionsofLaw.pdf (アクセス2015/1/25, 2014年9月4日付文書が9日に一部差替えられた)

29) BP社は、2014年10月2日、地方裁判所に対し、事実認定の修正、判決の修正または新たな審理を求めたが、これは11月13日に却下された。裁判は広域係属訴訟手続MDL第2179号において段階的に進んでおり、地方裁判所は2015年1月15日、原油流出量についてはBP社の主張に近い3.19百万バレルと判示した。2015年1月20日からの次フェーズにおいて罰則金に関する審理が予定されている。

UNITED STATES DISTRICT COURT EASTERN DISTRICT OF LOUISIANA (2014/11/13) “In re: Oil Spill by the Oil Rig ”Deepwater Horizon” in the Gulf of Mexico, on April 20, 2010”, Document13644, p.11参照。http://www.laed.uscourts.gov/OilSpill/Orders/11132014Order (AmendFindings) pdf (アクセス2015/1/25)

UNITED STATES DISTRICT COURT EASTERN DISTRICT OF LOUISIANA (2015/1/15) “In re: Oil Spill by the Oil Rig ”Deepwater Horizon” in the Gulf of Mexico, on April 20, 2010”, Document14021, pp.43-44参照。http://www.laed.uscourts.gov/OilSpill/Orders/1152015FindingsPhaseTwo.pdf (アクセス2015/1/25)

30) IFRIC第5号に定義された特性を備えた廃棄ファンドは通常、長期の安定的な運用が予定されていると考えられ、引当金については時間の経過を考慮した割引現在価値で計上されるのに対し、補填はファンド資産の運用益により一般的には拠出額より大きくなる。そうであれば、IFRIC第5号の下ほとんどの補填資産は常にBP社と同様に引当金の額と同額となると考えられる。

31) 2014年12月期第3四半期末において、「基金」の範囲である債務は引当金4,829百万ドルに加えその他の未払金26百万ドルが計上されており、補填資産残高はその合計額4,855百万ドルである。

32) リスク移転プレミアム (RTL) は、現在認識していないが「事故」に関連して将来起こりうる損害について請求者に対する補償をすること等を目的として策定された乗数係数である。この乗数の使用により、DHCSSPの下では特に海鮮産業従事者に対しGCCFによるのと比較し何倍もの補償が行われる。

“GULF COAST CLAIMS FACILITY FINAL RULES GOVERNING PAYMENT OPTIONS, ELIGIBILITY AND SUBSTANTIATION CRITERIA, AND FINAL PAYMENT METHODOLOGY” (2011/2/18) pp.3-6参照。

前掲注 25 “DEEPWATER HORIZON ECONOMIC AND PROPERTY DAMAGES SETTLEMENT AGREEMENT AS AMENDED ON MAY 2, 2012”, pp.107-108, Exhibit 10, Exhibit 15 参照。

33) 2012年11月28日のBP及びその子会社の新規連邦契約への参加停止通知に続き、2013年2月1日にはBP子会社のBPXPがヒューストン本社における強制排除通知がなされた。BP社によるテキサス州地方裁判所への異議申立及び略式判決申立を経て、2014年3月13日、EPAとの行政合意に至り、連邦の倫理及び技術的安全性要求に合意することを条件に5年間の新規連邦契約への参加の再開が認められた。

34) Issacharoff他 (2013) p.414参照。

参考文献

BDO Consulting, a Division of BDO USA, LLP (2012) *Independent Evaluation of the Gulf Coast Claims Facility Report of Findings & Observations to the U.S. Department of Justice.*

BP p.l.c. (2011) *Annual Report and Form 20-F 2010.*

BP p.l.c. (2012) *Annual Report and Form 20-F 2011.*

BP p.l.c. (2013) *Annual Report and Form 20-F 2012.*

BP p.l.c. (2014) *Annual Report and Form 20-F 2013.*

BP p.l.c. (2011) *Quarterly results First quarter 2011.*

BP p.l.c. (2011) *Quarterly results Second quarter and half year 2011.*

BP p.l.c. (2012) *Quarterly results Fourth quarter and full year 2011.*

BP p.l.c. (2012) *Quarterly results First quarter 2012.*

BP p.l.c. (2012) *Quarterly results Second quarter and half year 2012.*

BP p.l.c. (2013) *Quarterly results Fourth quarter and full year 2012.*

BP p.l.c. (2013) *Quarterly results Second quarter and half year 2013.*

BP p.l.c. (2013) *Quarterly results Third quarter and nine months 2013.*

BP p.l.c. (2014) *Quarterly results Second quarter and half year 2014.*

BP p.l.c. (2014) *Quarterly results Third quarter and nine months 2014.*

Bond, D (2013) “Governing Disaster: The Political Life of the Environmental during the BP Oil Spill,” *Cultural Anthropology*, Vol. 28, pp.694-715.

IFRIC Interpretation 5 (2004) Rights to Interests arising from Decommissioning, Restoration and Environmental Rehabilitation Funds, IFRIC. (IFRIC解釈指針第5号 (2004) 「廃棄, 原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利」。)

Basis for Conclusions on IFRIC Interpretation 5 (2004) Rights to Interests arising from Decommissioning, Restoration and Environmental Rehabilitation Funds, IFRIC. (IFRIC解釈指針第5号 (2004) 「廃棄, 原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利」に関する結論の根拠。)

Issacharoff, S. and Rave, D. T. (2013) “The BP Oil Spill Settlement and the Paradox of Public Litigation,” *New York University Law and Economics Working Papers*, Vol. 74, pp.396-431.

Mullenix, L. S. (2011) “Prometheus Unbound: The BP Gulf Coast Claims Facility as a Means for

- Resolving Mass Tort Litigation -- A Fund Too Far,” *Louisiana Law Review*, Vol. 71, pp.818-916.
- Selby, B. (2011) “In re: Oil Spill by the Oil Rig “Deepwater Horizon” on the Gulf of Mexico, on April 20, 2010, Order, Aug. 26, 2011,” *Harvard Environmental Law Review*, Vol. 36, pp. 533-566.
- Vann, A. and Meltz, R. (2013) “The 2010 Deepwater Horizon Oil Spill: Natural Resource Damage Assessment Under the Oil Pollution Act,” *Congressional Research Service Report*, R41972.
- Ramseur, J. L. and Hagerty, C. L. (2013) “Deepwater Horizon Oil Spill: Recent Activities and Ongoing Developments,” *Congressional Research Service Report*, R42942.
- Upton, H. F. (2011) “The Deepwater Horizon Oil Spill and the Gulf of Mexico Fishing Industry,” *Congressional Research Service Report*, R41640.
- 梅村悠 (2013) 「メキシコ湾洋上掘削施設 (Deepwater Horizon) 事故をめぐる法的課題：自然資源損害評価手続 (NRDA) ルールを中心として」『上智法學論集』第56巻第4号, 119-155頁。
- キャサリン.M.シャーキー, 溜箭将之監訳, 和田武士訳 (2011) 「アメリカ合衆国における現代的複雑訴訟-公と私の主導権争い」『アメリカ法』第1号, 27-52頁。
- 高橋大祐 (2013) 「海洋汚染事故における損害賠償責任と企業の法的・社会的責任—ナホトカ号日本海重油流出事故及びBPメキシコ湾原油流出事故を題材として」『環境管理』第49巻第9号, 57-71頁。
- ロバート.R.M.バーチック・スティーブン.ブソウ・大塚直監訳, 原田一葉訳 (2012) 「BP社による原油流出事故-補償, 予防および回復」『Law & Technology』第56号, 10-21頁。
- 福嶋睦夫・岸恵一 (2010) 「メキシコ湾岸事故概要 (HSQE分科会成果報告)」『石油技術協会誌』第76巻第5号, 390-394頁。
- 森田裕二 (2010) 「メキシコ湾原油流出事故の影響」 「メキシコ湾原油流出事故の影響 (2)」『Energy Trend Topics』一般社団法人日本エネルギー経済研究所。

<謝辞> 研究報告の際にコメントいただいた先生方及び拙稿の改善にあたり査読頂いた先生方には、大変貴重なご教示を頂きました。心より御礼申し上げます。

(筆者：愛知工業大学大学院経営情報科学研究科博士後期課程)

(2015年7月2日採択)

【研究論文】

シュマーレンバッハの会計哲学 —私的利益と公的福祉の調和—

宮崎 修行

論文要旨

シュマーレンバッハの創造した会計学（動態論＝動的貸借対照表論）は、今日ではドイツでもわが国でも研究されつくした感がある。しかし、ドイツ会計学の源流をなすシュマーレンバッハの会計哲学は奥深い含蓄を有し、形式論理的研究とは別に、実質内容面の経済的、経営的、さらに倫理的、社会学的議論は、いまだ未開拓な領域といえる。

本稿では、シュマーレンバッハの会計の構想が、共同経済的利益（社会的利益＝公益）と個人的利益（企業家利益＝私益）という2つの利益概念を必要とすることの意味を論じつつ、この対立概念の不可分の内容的関係性を論じる。

そして、この対立概念のヘーゲルの止揚が「現実社会」から発展した「理想社会」の到来によって可能になる、とするシュマーレンバッハの会計哲学のユニークな予定調和的見解について、シュマーレンバッハが活躍した当時のドイツ経済社会の、倫理的・社会政策的考察を基軸として考察するとともに、現代の会計のおかれている状況についての反省を試みる。

1 はじめに

シュマーレンバッハ (Eugen Schmalenbach) は、会計学の聖典と称される *Die dynamische Bilanz* (Schmalenbach, 1939) (『動的貸借対照表論』) と訳されて、わが国に紹介されてきた) において、ドイツ会計の基礎を築いただけでなく、さらに近年のアメリカ会計やIFRS (国際財務報告基準) の用語でいうところの収益費用アプローチの先駆けともなる動態論会計 (Dynamik; Dynamic Theory) を確立し、戦後のわが国の会計の発展にも絶大な影響を与えた。

その会計スタイルは、会計の目的は財産計算にではなく、ただひたすら期間損益計算に存するという、非常にシンプルな一元論であった。期間利益は全体損益計算における (全体収入－全体

キーワード：シュマーレンバッハ (Schmalenbach), 動態論 (dynamic theory), 共同経済的利益 (social profit), 社会的市場経済 (social market economy), 経営倫理 (business ethics)

支出＝全体利益)を理論的モデルとした「資金的・貨幣収支モデル」(収益である収入－費用である支出＝期間利益)によって算定され、この期間利益こそが企業家(ドイツ的なオーナー・マネジャー)が利潤追求の結果として獲得した「私的経営成果」であり、「経営生産性を測定する尺度」となるとする学説であった。

このドイツ会計における動態論学説は、神戸大学や一橋大学を中心にわが国に紹介され、戦後のわが国会計学の揺るぎない主流学説となり、今日まで現存する研究者では新田忠誓をはじめとする数多くのメジャーなアカデミストによって研究されてきた。さらに、これまで動態論の母国であるドイツでも研究されなかったような、非常に深い学術的・内容的な分析・検討が加えられ、わが国独自のユニークな発展を遂げ、現在に至るのである¹⁾。

1世紀ほど前に提唱されたこの驚くべき簡潔なシェーマにたいしては、もちろん(本稿では論じないが)提唱当時よりいくつかのマイナーな問題点や矛盾が指摘されてはきたが、その根本をなす圧倒的な理論的完結性と構造的レジリエンスは、いささかの論駁を許さない確固とした構えを崩していないように思える。

しかし目を転じて少々離れて見れば、シュマーレンバッハのそれ自体が独立した(ように見える)会計的発想は、実はこれと表裏一体の関係をもつもう一つの全く異なる会計的発想を母体とし、それと対になり、それに従属する(もう片方の)思考であることが発見できる。

2 公益のための会計のオリジナルな提唱

シュマーレンバッハの本来のオリジナルな発想は、むしろ企業家の(自分のための)私的利益(経営成果)を超越した、社会共同体全体の福祉と正義を増進するような「公的・社会的観点からの経営成果」の測定が会計の責務とするものであり、これをシュマーレンバッハは共同経済的利益(gemeinwirtschaftlicher Erfolg)と呼んだ。

このネーミングは、当時、「ドイツの鍛冶屋」と呼ばれたクルップ社の社主アルフレート・クルップ²⁾が労働の目的を「全体の福祉、みんなの幸福(Gemeinwohl)」にあると考え、福祉国家(Wohlfahrt)における共同体の姿を示したことを想起させるものである(田中, 2001, p.32, p.259)。すなわち、共同経済的利益とは、共同体(現代の表現では、ステークホルダー全員の、あるいは、社会全体)の幸福(Gemeinwohl)を増進する企業成果をさすのである。

そして、このような社会的経営成果である利益の算定に先だち、シュマーレンバッハは企業が社会共同体全体のベネフィット(共同経済的的幸福)を追求する、いわゆる社会的経営を行うことを主張した。

シュマーレンバッハは、たとえば「自由経済の国では、企業成果にたいする尊重とならんで、全体の利益という尺度が強く作用するならば、それによって自由経済はその付加的な効果だけそ

の意義について豊富になるであろう。反対に、経済的成果の価値評定にあたって、全体経済性という思考が疎んじられている国は・・・不正取引者とあまり大差ない・・・」(Schmalenbach, 1958, S.55; 邦訳, 1960, p.49)と「社会全体のための利益」概念を強調する。

また「私が自由経済体制における経済的成果についてだけ語るかぎり、私は一面的である。このほかにまた、他のとくに社会的な事項を顧慮せねばならない・・・」(Schmalenbach, 1958, S.56; 邦訳, 1960, p.51)」と経営の社会的側面を積極的に擁護した。

さらに自分の立場を「私と同じ傾向の経営経済学者は、共同経済の機関としての経済的経営のみに興味をもつ (Schmalenbach, 1939, S.94; 邦訳, 1950, p.74)」あるいは「われわれの学問の精神はただ、どのように、そして、どれほど、経営がその共同経済的生産力を示すかを研究することにある (Schmalenbach, 1939, S.94; 邦訳, 1950, p.75)」として、「会計研究の社会共同体へのフォーカス」という点を明瞭に打ちだしたのである。

3 社会的価値と外部費用の認識

シュマーレンバッハは、費用計算においては経営が市場から物財を取り入れたときの価格ではなく国民経済的価値を使用し、また収益計算においても国民経済的価値を使用すべきであるとする。そして会計の本来的職務である「自由・公平・正義・福祉などの価値観を織りこんだ国民経済的生産力を測定・表示するために、収入と支出で測定した価格(市場価格)ではなくて、国民経済における価値(自然的価格 *Natuerlicher Preis*)をもってするとし、それが計算可能か計算不能かを問わないとする (Schmalenbach, 1939, SS.4-7; 邦訳, 1950, pp.6-11)。

計算可能か不可能かを問わないとは、当時の会計の常識では、いや現在の会計の常識でも大胆なほどユニークな主張であるが、「環境・資源問題に起因して発生した外部費用(外部不経済)の測定」などがこれに相当するものである。シュマーレンバッハは鉱山の乱掘を例に挙げて、つぎのように明確に主張する。

「いままでに自由経済の時代におけるほど多く鉱山の乱掘の行われた時代はなかった。地下の石炭埋蔵量をなんの考慮もなく、なんら子孫のことを顧慮せず消費してもよいという見解をもつ人々は、おそらく自分が正しいと思っているのだろう。というのは、後世において、たとえば原子力の利用によりたぶん動力、熱および化学的目的のために同じような価値をもつ活動集団が発見されるだろうからである。けれどもそれは単なる期待であって、なんら確実性はない。そしてもしその期待が実現しなければ、われわれの世代は子孫の前には無分別な、責任のない、そしてまた思慮なき者たちとして記憶されることになるだろう。・・・われわれは太陽による貯蓄を発見して、それを巧妙に奪取しただけなのであった。だからわれわれは、それが自由経済の収益勘定に貸記されてもよい収益だと信じてはいけない (Schmalenbach, 1958, SS.58-59; 邦訳, 1960,

pp.53-55 (の全体も) 参照)。」

ここでは、私的会計と社会会計では価値と価格の相違以上に、そもそも把握しようとする計算対象ないしは計算範囲である価値運動自体 (計算対象となるフロー、ストック自体) が、大きく相違するということになるのである。

4 社会的利益算定 (理想) と私的利益算定 (現実) の矛盾とその超克

4.1 現実に必要な「私的利益追求」

しかしながら、以上のような企業経営の公的側面を強調する議論にもかかわらず、シュマーレンバッハは現実に企業経営で行われる会計は、私的利益を計算することを余儀なくされると考えた。その理由は (1) 計算の確実性と実行の容易さ、(2) 企業家のモチベーション (自分がいくら「儲けた」のか知りたい!)、および (3) 貨幣収支にもとづく分配可能性のある利益の必要性の3つである (Schmalenbach, 1939, S.95; 邦訳, 1950, p.76)。

これは、現代会計においてもほぼ同様に妥当する論拠であり、「全人類の幸福という観点からの理想価値にもとづく、外部費用を内包する社会会計など実際は実行不可能であり、反対に、計算確実な収入と支出にもとつき処分可能な利益を算定する原価実現主義的な会計が、企業にとっては唯一実行可能な会計である」というさしあたり現実的な認識である。

しかしそうすると当然ながら、理想の会計 (社会的会計) と現実の会計 (私的会計) の間に、いつまでも解決されない重大な乖離と矛盾が生ずることになる。

4.2 社会的枠組み (束縛) 中での自由が「本当の自由」

このようなシュマーレンバッハの理想会計と現実会計の乖離は、そのそれぞれの会計に具体的な根拠と哲学があることからしても、たんなるホンネ (実質) とタテマエ (形式) と考えることは間違っている。そして、この両者に見過ごすことができない乖離があることを認めつつ、シュマーレンバッハはヘーゲル的な止揚 (Aufheben, synthesis) を試みる。

「国民経済がいったん私経済的原則のうえに構築され、私経済的利益は共同経済的利益と一致すべしという原則を基礎とすれば³⁾、この原則を経営の評価プロセスに適用しても矛盾はない……経済的機構がわれわれにそれを規範として与えるのである (Schmalenbach, 1939, S.94; 邦訳, 1950, p.76)。」

これを要するに、私的利益と社会的利益が一致する理想の経済社会が到来すると期待され、そこにおいては、以上の3つの理由から私的利益を計算目的とする現実的な会計を実務で行っていても、それがそのまま最終目的である社会的利益を示すことになる、と主張しているのである。

とするとしかし即座に疑問となるのは、いったい「いつ、どこで、どのようにしてそういう理

想の経済社会が実現するのか」ということであろう。この問題の詳細は、むしろ以下の経営学的・経済学的論究で内容的に議論されるが、大事なことはシュマーレンバッハの活躍した当時のドイツの社会が、正義、平等、福祉が実現する自由主義の理想とはほど遠い社会であり、なんらかの「社会的枠組み、ないしはボンデージ（束縛）」を必要とする、とシュマーレンバッハは考えたことである。

4.3 商人道徳（経営倫理）の重要性

ここで、シュマーレンバッハがまず第一に尊重するのは、商人道徳の偉大な力である。すなわち「自由経済における商人道徳の偉大な作用を観察する機会をもつ人・・・は、経営経済学の中で共同経済的思考は保護を要することを知るであろう」、あるいは「すべての企業家たちは尊敬すべき商人だと思われることを重視し、彼らの取引をそれにふさわしく行った。商人道徳の作用はいくら評価しても高く評価しすぎることはない（ともにSchmalenbach, 1958, S.54; 邦訳, 1960, p.48)」さらに「・・・現状としては経済道徳が十分に発達していない。これは最高に重要な問題である・・・(Schmalenbach, 1939, S.96; 邦訳1955, p.77)」と強力に主張するのである。

つまり、シュマーレンバッハは商人道徳（現在の言葉でいえば、経営倫理business ethics, ethical business practices）を非常に重視し、経営倫理を高めることにより、私経済的な経営成果（＝利益）が同時に社会共同体的成果（＝国民全体の福祉としての利益）に一致する道を追求したのである。

それではシュマーレンバッハが、（それが欠如しているから自分の利益の追求が全体の利益の増進にならないで、それが存在すれば）国民全体の利益、共同経済的利益ないしは全体の福祉を推進すると主張する、キーポイントとなる経営倫理（「商人道徳」＝尊敬すべき商人の知恵）の重視の思考は、いったいどこから来たものなのであろうか。

ここで、江戸時代のわが国の「士農工商」という言葉に象徴されるような、まだまだ商業や会計が卑しい行為と考えられがちであった世界において、簿記・会計のエクセレンスをいち早く見抜き、会計人のステイタスを成し遂げた、いわば「全会計人の恩人」ともいべきゲーテの存在を忘れることはできないであろう。

一般的な印象とは違い、大文豪にしてワイマル公国宰相であった万能の人ゲーテは、商人の子として生まれ、商人となることを囑望され、同時代人の中でも抜群の経営・会計の実践的知識をもっていた。そのゲーテは自伝的大河小説『ウィルヘルム・マイスターの修行時代』(Goethe, 1796)のなかで、商業を「合法的な利得」、「正当な征服」と呼んだのであるが、この表現は、著名な経済学説史家であるアーシュマンの論ずるところの「善良なる商業 (due commerce)」の概念を想起させて余りあるものがある (Hirschman, 1978)。

アーシュマンは、古代から中世にかけての（宗教的情熱に発する）戦争行為による略奪を

passionといい、商業による秩序正しい利益（利得・利潤・利子）をinterestと概念づけたのであるが、前時代の主導的理念であった（血で血を洗う戦乱の）「情念」はやがて宥められ飼いならされて、（合法的、平和的手段で商業利得を追求する）「利益」の時代へと変遷し、ゲーテの時代はまさに「善良なる商業」が繁栄する時代となっていたのである。

すなわち、ヴェーバーのいうところの時代精神（Zeitgeist）は、まさに「情念（Passion, passion）」から「利益（Interesse, interest）」へと変遷していたのであり、そこからさらに現代に向けて「共生（conviviaty = living together）」へと、重層的・不可逆的に移行していくことになるが、ゲーテの言葉にはそれを予感させるものさえ感じられる。

さてこのような時代背景を認識したうえで、ゲーテの前掲書に戻ると、つぎのような記述がある：「生粋の商人の精神より広い精神をもつものはないだろう。いや、より広い精神をもたねばならないものはないだろう。われわれが仕事をやっていく秩序というものが、われわれにどんなに広い視野を与えてくれることだろう！それでわれわれは、個々のことでわれを惑わされることなく、いつでも全体を見渡すことができる⁴⁾」

「全体を見渡す」ビジネス・パースペクティブを有する、広い視野と精神をもつ企業家であれば、シュマーレンバッハのいう（マクロ的な）国民経済的利益（国民全体の福祉と幸福）を希求する経営を実行し、企業利益の追求ばかりではなく、同時に種々様々な広範なステークホルダーのメリットとなる CSR や CSV を重視することは、むしろ自然の成り行きであろう。

もちろんシュマーレンバッハはゲーテに言及してはいないので、このような論証を文献学的に跡づけることは俄かには困難である。しかし、このように考察しつつシュマーレンバッハの思想を育んだ時代的・歴史的背景を考慮すれば、ゲーテの「生粋の商人の精神」の主張をシュマーレンバッハの前掲の主張「（いくら高く評価しても評価しすぎることはない）尊敬すべき商人がもつべき商人道徳」（Schmalenbach, 1958, S.54; 邦訳, 1960, p.48）の淵源をなす哲学であると位置づけることは、必ずしも的外れとはいえず、むしろシュマーレンバッハのいうところの「商人道徳」の普遍性を浮き彫りにするのではないだろうか。

4.4 商人道徳（経営倫理）の不十分性と教育・政治の重要性

さて、ここまでの議論と一見矛盾するように見えるかもしれないが、そのような重要な「商人道徳」であっても、私経済的利益を社会全体の利益に高める（止揚する）には、やはり現実問題として十分ではなかったのである。

シュマーレンバッハは「自由経済における商人道徳の偉大な作用・・・とくに道徳の作用が商法典や刑法典や、そしてまた破産法などの作用を超越するのを見るひとがいるが、私は経営経済学の中で共同経済的思考は保護を要すると考える・・・なぜなら、商人道徳は不完全であるからである（Schmalenbach, 1958, S.54; 邦訳, 1960, p.48）」とする。

そこで、シュマーレンバッハは、つぎのように教育と政治の重要性を訴える。「将来の経済家と

なる人たちに、全体の福祉についての思考を植えつけ、そして現に行われている商人道徳の明瞭な欠陥を治療するのが教師や教育者の義務である (Schmalenbach, 1958, S.55; 邦訳, 1960, p.48)。」

また教育の重要性の指摘だけではなく、さらに政治に言及してつぎのように論じる。「私経済が共同経済的利益を保護すべきだという立派な意見をもつ人は、会計制度をいじりまわして、その保護を实践することはできない。そういう人々はむしろ、共同経済的利益と私経済的利益とがつねに一致するよう、自ら率先して行動する必要がある。そういう行動が可能かどうかは、根本的には、経済政策の問題であり、つぎに教育の問題なのである・・・これは最高に重要な問題である・・・ (Schmalenbach, 1939, S.95; 邦訳 (1950) p.77)」と。

このように、シュマーレンバッハは、この「最高に重要な問題」をめぐる、理想社会実現に向けて (商人道徳という名の) 経営組織の倫理規範をもっとも重視しつつ、重要な役割を演じる3つの規範 (個人の「道徳規範」と組織の「倫理規範」、そして国の「法規範」) の補完的役割を指摘した。そしてその3つの規範の関係性については、これまでカントやヘーゲルなどの哲学者・思想家が豊饒な議論を展開し、長きにわたりドイツ観念論哲学のまさに王道を形成し、とりわけ戦前のわが国哲学界にも絶大な影響を与えた。

しかしながら、このシュマーレンバッハの「最高に重要な問題」には、有名なリーガー (Wilhelm Rieger) の「今日の価値 (Der heutige Wert)」 (Rieger, 1928) の問題にたいしてと同様、問題の提唱者自身によってはこれ以上なんら解決が提示されていないのである。

5 社会的利益思想とCSR経営のバックボーン

ここまでシュマーレンバッハの文献にもとづいて、シュマーレンバッハにおける「公益・社会的会計の優位性」を論じ、そしてユニークな「私的会計即公益会計論」による「私的 (利潤追求) 会計」の正当化のロジックを吟味し、さらにそのロジックの実現可能性の条件とでもいべきものについて、ゲーテとドイツ哲学に触れつつ考察した。しかし、ここでシュマーレンバッハがこのような独創的な見解を抱くにいたらしめ、このような考え方を勇気づけた、当時のドイツ語圏諸国の社会的・経済的背景について一言述べなければ、やはり片手落ちであろう。

政治経済体制としての自由主義市場経済を最大限尊重しつつも、その歪みを率直に認め、それを道徳と倫理と法という3つの規範により制度的に修正する必要がある、とするシュマーレンバッハのこのような考え方の根底にあるのは、本稿ではその内容に立ち入った議論はできないが、当時のドイツの「社会的市場経済 (soziale Marktwirtschaft; social market economy)」の思想である。

そして、なかんずく、「自己の利益追求が必然的に全体の利益追求になる」とするアダム・スミ

ス流のレッセフェールに対すところの、「自由な市場経済を信奉しつつ、国が積極的に介入することにより、独占の形成などの市場の弊害を除去すべき」という立場の、ワルター・オイケン等の特徴ある経済思想（オールド自由主義）ではないだろうか（福田敏浩, 2001参照）。オイケンとシュマーレンバッハは、ともに19世紀に生まれ第2次世界大戦の激動の時代を超えて生き抜いた、ほとんど同時代を生きた大学者である。

田中（2001）によれば、ドイツ企業の分析について、つぎのような総括がなされている：「ドイツでは、19世紀中葉までにツunft撤廃や営業の自由などを通じて「市場」の前提がいったん形成されると、その後はもはや「市場」の実を通じて自動的に社会がうまく進んでいくと考える論調が社会の主流にはならなかった。むしろ、・・・「市場」がもたらす社会的弊害をいかにくい止め、市民社会・国民の安定的秩序をはかるかが優先して考えられてきた・・・この中で経済的発展による国家公民の福祉・共同体構成員全体の幸福の増進（ゲマインヴォール Gemeinwohl）という目標が、イギリスやアメリカの市場中心主義とは異なる方向で、ドイツ社会を牽引する新たなイデオロギーの役割を果たし、プロイセン官僚から社会政策学者、企業家から労働運動の指導者までを大きな意味で糾合することになったのである（pp.452-453）」

さらに現実に存在する資本主義の類型論に即してみれば、アダム・スミス流のいわゆる「アングロアメリカ型資本主義経済」と社会的市場経済の主張に代表される修正資本主義的色彩が強い「ラインアルプス型資本主義」という異なる2つの資本主義の国際的潮流があり、後者の「ラインアルプス型資本主義」の社会共同体の結束と福祉を重視する社会的風土がシュマーレンバッハの会計学形成に持続的影響を与えていたと考えることは、必ずしも的外れではないと思われる（Albert, 1991; 邦訳, 1992）。

さらに、市原（1976）などに詳述されているように、シュマーレンバッハの活躍した時代にかぶさる前時代に、ツアイス社やクルップ社において、ヒューマニズムに溢れる、「従業員重視の経営思想」にもとづく、現代のCSR経営を先取りするかのような先進的経営が実践されてきたことも、われわれは見逃すわけにはいかないだろう。

まとめて言えば、1. ラインアルプス型資本主義（サステイナブルな共同経済体制の確立）、2. 社会的市場経済理論（Gemeinwohl: 構成員全体の福祉の重視）そして3. ドイツの福祉経営（従業員重視の経営思想）という歴史的・制度的背景の中で、（1）教育と（2）経営倫理と（3）経済政策が重要な役割を果たし、後者のそれぞれに対応する形で（1）個人レベルにおける道徳規範（2）企業レベルにおける倫理規範（3）国家レベルにおける法規範、すなわち、モラルとエシクスとローの3つのノーム（規範）の三位一体が機能すれば⁵⁾、われわれの生きる「現実社会」が変容してシュマーレンバッハの希求する「理想社会」が達成される、ということである。

そしてそこでは、「伝統的会計」（収支と費用収益を基礎とする動態論）の測定する成果（企業利益）がそのまま「幸福会計」（すべてのステークホルダー・人々の福祉と幸福を測定する会

計)の測定する成果(幸福度)となるはずだ、というのがシュマーレンバッハの基本的主張なのである。いわば、「私的会計」即「公益会計論」である。

6 おわりに：現状と展望

最後に、以上のシュマーレンバッハのユニークな主張のもつ、現代の伝統的会計、環境・CSR会計への貢献について思うところを付言したいと思う。

むき出しの資本主義の欠陥を国の政策により補正する「社会的市場経済」の潮流は、その後のナチスドイツの時代の一時的後退はあったが、ドイツ語圏諸国とわが国を中心に、急速な戦後経済成長を成し遂げることに相当に成功した。しかしその後、長い冷戦時代を経て東西対立が緩和してもなお南北問題、宗教対立そして公害・環境問題などが激化し、「現実社会」は今に至るまで、シュマーレンバッハの希求した「理想社会」へと発展してはこなかったのも、また争えない事実である。

そしてこの半世紀、＜社会的利益のための会計＞と＜私的利益のための会計＞という2項対立のシューマが、ジモニスにおける「エコノミーとエコロジー」の対立と協調にその嚆矢を見るように(Simonis, 1994; 邦訳, 1995)、環境会計やCSR会計の理論と実務において、「伝統的会計自体の改良・進化」とはほとんど関わりをもたずに、別個に展開されてきたのである。

このような展開を直視すれば、國部の議論は示唆的である。國部はアレントの議論を取りあげて、「公共領域のリアリティ」が無数の見方と側面をもち、金銭という単一の共通尺度では表現できないことを指摘する(Arendt, 1958; 邦訳, 1994)。そこで、「伝統的な会計システムによる金銭的な一元化を環境管理会計が多元化することができれば…公共性の回復に資すると考えることができる」として、情報を多元化・相対化して、そこに対話や討議の可能性がされれば、そこに新しい公共性の契機が生まれるかもしれない、と主張する(國部, 2011, pp.38-39)。

ここで少しばかり注意したいことがある。たしかに國部の議論はマテリアルフローコスト会計を念頭において、直接的には「環境管理会計」を対象になされたものである。しかし、もともとドイツ発祥のマテリアルフローコスト会計は外部報告会計と連携するものであり、國部の議論でも環境コストを巡って内部環境会計と外部環境会計が密接な関係にあることが述べられている(國部, 1998, pp.7-8および宮崎, 2001, p.223)。また、シュマーレンバッハの会計理論体系では今日のアメリカ会計では常識の、管理会計(内部会計)と財務会計(外部会計)の厳密な区別はそもそも存在せず、内部と外部の会計目的はむしろ混然一体となっていた。さらに井尻(1998)は、現代のアメリカ会計においてさえも、管理会計と財務会計の一体化が進展していることを説得的に主張する。したがって、國部の議論は管理会計にとどまらず、財務会計を含む伝統的な制度会計一般に及ぶものと考えるのが、むしろ自然ではないだろうか。

そう考えると、國部の正しく主張するように、「会計システムの技術的核心である経済情報への一元化」（國部，2011，p.41）を捨てることが不可能な「伝統的（外部および内部）会計」が、そのままのスタイルを保持しつつ「公共性」を包含ないし表現することは、非常に困難と言わざるをえないであろう。ミューラー＝ウェンク型のエコバランスや LCA にしろ、マテリアルフローコスト会計にしろ、それらはすべて「多元化」のためのツールであり、國部の主張する「討議空間」（國部，2011，pp.39-40）創造のためのエレメントと考えられよう。付言すれば、ここで國部は討議空間創出のための手段として「教育」の重要性を主張しているが（國部，2011，p.40）、シュマーレンバッハが公共の福祉のための会計を実現するために挙げた3つの手段の中で、（国の政治とともに）やはり「教育」が重要な役割を占めているのと符合するのは興味深いことである。

翻ってみれば、前掲のアーレントの著作が公表された1950年代から60年代は、まさに公害問題の盛りの時代であり、日本列島改造論が跋扈した、経済発展と環境保護の利害が極限まで拡大した、いわば「矛盾の時代」であった。そしてわれわれが生きる現実の経済社会は、シュマーレンバッハがかつて考えた「理想社会」とは、いまだほど遠いものである。この現実を直視すれば、「伝統的会計が（同時に）公共福祉の会計になる可能性」は、いまだ低いと言わざるをえないであろう。残念なことに、会計の現実もそれを追認している。

しかし、われわれ会計人にとって皮肉なことかもしれないが、会計にできることには、所詮限りがある。現実世界の経済や経営が、そしてそれを認識する人々の価値観が変化しなければ、「一元的な伝統会計の改良」であろうと「多元的な会計」であろうと、それらをいかに巧みに設計しても、やはり早晚、矛盾に突き当たることであろう。つまり、矛盾に満ちた「討議空間」は、矛盾をはらんだままに崩壊するかもしれないのである。その意味で、今日では一見途方もないようにも見える「CSR会計不要論」とでも名づけられるシュマーレンバッハ理論的主張は、非常に長期的視野で見れば、やはりまさに正論であると言えよう。

それとともに、「伝統的会計システム」が＜現実＞に環境破壊に加担して、（負の）影響を与えているとしても、なお、それに対するアンチテーゼとしての「多元化した会計情報」が機能して、もしも、＜教育（モラル）や経済制度（エシクス）⁶⁾や政治（ロー）の力を借りて現実の経済社会に働きかける＞という正のフィードバックを生くむことができれば、その時は約1世紀前にシュマーレンバッハが思いもよらなかったような展開（会計と経済のフィードバックコントロールの発生によるジンテーゼ）が生まれる可能性もあろう。そう考えることは、われわれ会計人にとって、なんと愉快なことではないだろうか。

* 限定された紙幅の関係で、会計・経営・経済以外の、文学・哲学・社会学・政治学・歴史学関係の文献にかんしては、厳密な引用と注釈を省略させていただいた場合がある。

注

- 1) 新田忠誓『動的貸借対照表原理』, 1987年, 国元書房を引き継いだ『動的貸借対照表の原理と展開』, 1995年, 白桃書房には, それまでのわが国の, 主にケルン学派に属するドイツ動態論正統派研究の, 奥行き深い蓄積が示される。
- 2) Schmalenbach, 1958, S. 17; 邦訳, 1960, p. 5でシュマーレンバッハは企業者自由に関連してクルップの名を挙げている。
- 3) Simonis, 1994; 邦訳, 1995 では, これを「エコノミーのエコロジー化」と「エコロジーのエコノミー化」という2つの方向から論じている。
- 4) ゲーテはこのあとに, 複式簿記が人類のもっとも素晴らしい発明である, というのを, ゲーテ自身を投影するウイヘルムの言葉として述べる。この部分はわが国の会計・簿記所に非常に頻繁に引用されるが, 本来は会計というより経営についての発言である。
- 5) この3つの規範には企業により優先順位の違いがあり, 当時のドイツを代表するツァイス社とクルップ社における経営改革においては, (ツァイスでは) 社会的企業の確立に向けて, 国による時間のかかる制度改革を待つことよりも, 共同体の福祉・福利厚生を企業側の信条や原理(経営倫理=商人道徳というく倫理規範)によって実現していくことの重大な意義が述べられた一方で, (クルップでは) 反対に, 労働運動の高まり(教育によるく道徳規範)の変化・変革)と社会的民主主義実現に向けての社会・経済政策く法規範)の制定・実施の重要性の指摘がなされた。
- 6) 会計制度そのものではないが, CSR会計に関連し, その一部を包含する組織として, 今回発足した消費者庁倫理的消費調査委員会(消費者庁:山本良一委員長)によるエシクスの普及・促進などは, その例として挙げられよう。

参考文献

- Albert, Michel (1991) *Capitalisme Contre Capitalism*, Paris : Éditions du Seuil , 1991. (ミシェル・アルベール, 小池はるひ訳『資本主義対資本主義』竹内書店新社, 1992年。)
- Arendt, H. (1958) *The Human Condition*, The University of Chicago Press. (志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫, 1994年。)
- Goethe, Johan Wolfgang von (1796) *Wilhelm Meisters Lehrjahre*. (高橋義孝訳『ヴィルヘルム・マイスターの修行時代, 新潮世界文学第3巻 ゲーテ 1: 若いウエルテルの悩み ウィルヘルム・マイスターの修業時代 他』新潮社, 1970年。)
- Hirshman, Albert O. (1978) *The Passion and the Interest: Political Argument for Capitalism before Its Triumph*, Princeton.
- Rieger, Wilhelm (1928) *Einführung in die Privatwirtschaftslehre*, Nürnberg: Hochschulbuchhandlung Krusche & Co., 1928, VI, 331 S.; 3., unveränd. Auflage.
- Röpke, Wilhelm (1949) *Civitas humana : Grundfragen der Gesellschafts- und Wirtschaftsreform*, 3 Aufl. E. Rentsch. (喜多村浩訳『ヒューマンイズムの経済学 上巻・下巻』(翻訳) 勁草書房, 1952年。)
- Schmalenbach, Eugen (1939) *Die dynamische Bilanz*, Köln und Opladen 1939. (土岐政蔵訳『動的貸借対照表論』森山書店, 1950年。)
- Schmalenbach, Eugen (1958) *Der freien Wirtschaft zum Gedächtnis*, Köln und Opladen. (土岐政蔵, 斎藤隆夫訳『回想の自由経済』森山書店, 1960年。)
- Simonis, Udo Ernst (1994) *Ökonomie und Ökologie*, Verlag C. F. Müller. (宮崎修行訳『エコノミーとエ

- コロジー』創成社、1995年。)
- 井尻雄士 (1998) 「アメリカ会計の変貌と展望」『会計』第153巻第1号、117-135頁。
- 市原季一 (1976) 『ドイツ経営政策』(市原季一著作集、ドイツ経営学研究) 森山書店。
- 國部克彦 (1998) 『環境会計』新世社。
- 國部克彦 (2011) 「地球環境問題と管理会計研究・教育の変革—社会システム論と公共性の視点から」『会計』第179巻第2号、190-204頁。
- 田中洋子 (2011) 『ドイツ企業社会の形成と変容』ミネルヴァ書房。
- 新田忠誓 (1987) 『動的貸借対照表原理』国元書房。
- 新田忠誓 (1995) 『動的貸借対照表の原理と展開』白桃書房。
- 福田敏浩 (2001) 「ドイツ新自由主義の第3の道 (1) —レッセフェールと集産主義を超えて—」『彦根論叢』第333号、25-41頁。
- 宮崎修行 (2001) 『統合的環境会計論』創成社。

<付記>本稿を作成するにあたり、新田忠誓一橋大学名誉教授、黒川保美専修大学教授、大下勇二法政大学教授、村井秀樹日本大学教授より学問的示唆と励ましをいただいた。ここに深甚なる感謝の意を表したい。

(筆者：国際基督教大学教養学部教授)

(2015年5月15日採択)

ESG情報に求められる会計の役割

研究代表 大 島 正 克

1 研究代表者および構成員（以下、敬称は略）：

研究代表者：大島正克（亜細亜大学）

研究構成員：石崎忠司（松蔭大学）、上田俊昭（明星大学）、大坪史治（獨協大学）、
黒川保美（専修大学）、耿興龍（中国大連外国語大学）、松本徹（専修大学）、
宮地晃輔（長崎県立大学）、湯田雅夫（獨協大学）、吉岡勉（産業能率大学）

研究協力者：仲伯維（亜細亜大学大学院院生）、筑波由美子（亜細亜大学大学院院生）

2 研究期間：

平成26年10月～平成28年9月の2年間

3 研究目的

企業価値の捉え方において、従来の財務情報を中心とする捉え方と、企業は社会的公器として捉え、財務情報にCSRを加えた捉え方がある。前者の財務情報を中心とする捉え方においては、財務的要素あるいは指標に何をを用いるかには多少の差異はあっても、その差異はある程度了解できる。しかし、後者において、非財務情報の要素あるいは指標に何をを用いるかについては、かなりの差異がある。また、前者の財務情報と後者の非財務情報とを統合する統合報告のフレームワーク（IIRC）についても、近年、熱い議論がある。さらに、企業のガバナンスが注目されると、非財務情報にESG（環境、社会、ガバナンス）という考え方が強調されるようになってきた。また、企業戦略論の立場からは、ポーター、M.E.によって共有価値の創出（Creating Shared Value）が提起され、CSRあるいはESGとCSVとの関係も議論となっている。

以上から、本スタディグループは、社会関連会計の立場から、非財務情報の中心的要素であるESG情報に焦点を当て、ESG情報に対する社会関連会計の役割について検討することを研究目的とした。

4 研究経過の報告

平成27年7月までの前半の1年では、4回の研究会を開催し、出席者の先生方から、本スタディグループのテーマに関連して、活発な討議が行われた。各研究会の後、欠席の先生もいらっしや

るので構成員の先生方全員に研究会での報告内容の纏めをメールにて配信し、次回の研究会のための補足資料とした。暫定的ではあるが、各先生方のテーマならびに報告内容の纏めを一覧にしておく。

(1) 第1回研究会（平成26年10月4日，関西大学）

- ① 日本社会関連会計学会の平成26年10月4日の理事会及び会員総会にて承認の確認。
- ② 研究代表者の決定および研究目的，研究計画，研究構成員など内容の検討。

(2) 第2回研究会（平成26年11月14日，専修大学7号館764教室）

出席者7人（なお，欠席の宮地晃輔，耿興龍は研究報告資料を提出）

2.1 大島正克

CSVと統合報告との関係→CSVは総合報告に適合するかに関する検討。

CSVとESGとの関係→CSVはESGを包括するかに関する検討。

2.2 石崎忠司

コーポレート・ガバナンスのあり方と会計の課題（試案）。

2.3 上田俊昭

トヨタのビジョナル経営に関する見解。

2.4 大坪史治

企業実践にみるCSR会計に関する研究（仮）。

2.5 黒川保美

EU会社法（フランス）改正状況から見たESG情報の位置に関する研究。

2.6 湯田雅夫

組織のリスク回避情報について関する考察。

2.7 仲伯維

信用創造における共有価値—CSVにおける中国酒業界『五糧液』社の社会環境ソリューションに関する見解。

(3) 第3回研究会（平成27年2月27日，専修大学7号館764教室）

出席者11人

3.1 大島正克

Social Compliance Accounting（社会遵守会計）の研究。多国籍企業がサプライチェーンにある途上国の活動においてCSRを遵守しているか。カリフォルニアのサプライチェーン透明法とも関連させる。

3.2 石崎忠司

コーポレート・ガバナンスの改革—日台の動向からみるガバナンスのあり方—を検討。

3.3 上田俊昭

コーポレート・ガバナンスと企業パフォーマンスに関する考察。

3.4 大坪史治

CSR経営・活動における定量的情報に関する調査と見解。

3.5 黒川保美

EU会社法と非財務情報の関係に関する見解。

3.6 耿興龍

中国におけるESG研究の現状と動向に関する見解。

3.7 松本徹

会計情報における環境負債の取扱いに関する研究。

環境負債変遷と課題を研究する中で、環境における会計情報に求められる役割について。

3.8 宮地晃輔

持続的な企業価値の向上に貢献する統合報告のためのBSCの事例から一造船企業F社のBSCの事例から一に関して報告。

3.9 湯田雅夫

財務会計の延長線では、社会関連情報は難しい。現代企業が当面する課題は、1970年代とは大きく異なる。当面する課題をランダム13題目に列挙して検討。

3.10 仲伯維

中国の環境問題と国有企業のコーポレート・ガバナンスに関する見解。

中国国有企業（例：中国石油化工集团公司（Sinopec Group: China Petro-Chemical Group）のコーポレート・ガバナンスを考察。

(4) 第4回研究会（平成27年7月4日、専修大学7号館782教室）

出席者9人（なお、欠席の吉岡勉は資料を提出）

4.1 松本徹

会計情報における環境負債の取扱いに関する考察。環境負債会計の変遷を、会計基準などの設定に係る議論や問題点などを明らかにしながら、今後の課題は何かを検討。

4.2 大坪史治

企業では、どのようにCSR経営（活動）の効果あるいは実績を定量的に測定しているかに関する報告。CSR報告書の調査対象：1,379組織（9,631冊）、対象期間：1994年～2013年。定量的なCSR情報の件数は、統合報告書へ移行、報告書発行中止、経営統合、WEB開示へ移行などを理由に減少していることを報告。

4.3 湯田雅夫

社会関連情報の現状と課題に関する見解。構造と機能の側面から統合報告の中核に位置する社会関連情報のあるべき方向性から考察。

4.4 宮地晃輔

日本の造船企業・サプライヤー等の組織間学習による人的資産・組織資産の高度化に関

する論点の報告。

4.5 吉岡勉

ホスピタリティ産業のESG情報開示に関する見解。

同産業にとってこの情報開示がどのような意味を持つか、持つべきかを考察。

4.6 仲伯維

中国初のESG報告書—Sinopec Report On ESG：シェールガス開発—に関して報告。

本スタディグループは日本をはじめ、ドイツ、フランス、アメリカ、中国のESG情報に関する問題を取り上げている。

アングロサクソン世界では、ROE10%以上が当たり前のように求められているが、独仏では、日本と同様に高くない。すなわち、日本的経営にもっと存在感があってもよいのではないか。ESGの情報をどのように開示していくか。ESG情報として求められるものは何かについて考えるべきであるというディスカッションがなされた。

EU会社法の2012年改正では、ESG情報との関連で、品質、安全、納期などに関して、信用を失うリスクをヘッジしているかが問われている。ヨーロッパは、資本のみでなく、資本と労働の2つが噛み合っ初めて企業は動くという観点を持っていることに注目することが重要であるというディスカッションもなされた。

また、中国企業においてもESGの導入が進んではいるが、ESGにおけるガバナンス側面における評価が低いことが判明した。その要因は、社長権限（代表取締役）の法定化を見直すことにも関連しているというディスカッションもなされた。

外部環境の変化の側面として、ESG問題すなわち環境問題、社会問題、ガバナンス問題がある。つまり、社会関連会計は、財務情報に非財務情報を加味した企業評価の試みから、環境問題から社会問題へさらにはガバナンス問題も包括した企業評価あるいは企業活動報告へと拡大しつつあり、他方それらを統合した企業評価と報告へと収斂しつつある。またステイクホルダーの立場からは、ステイクホルダーの中心に投資家を置き、投資家の立場からESG情報に着目するのか、ステイクホルダーを広く捉え、マルチステイクホルダーの立場からESG情報に着目するのかの拠って立つ立場の違いから、ESG情報の考え方が異なってくることも判明した。後半の1年は、以上のようなESG情報に注目するステイクホルダーの特質の解明とその要求も視野に入れつつ、各研究者の見解が十分反映できるようにESG情報に対する社会関連会計の役割の研究を進めていくことになる。

学会行事

学会奨励賞

2014年度日本社会関連会計学会奨励賞は、審査の結果、該当なしとなりました。

第26回年次大会

2013(平成25)年11月9日(土)～11月10日(日)

会場：獨協大学

大会準備委員長：湯田雅夫(獨協大学)

大坪史治(和光大学)

第1日：11月9日(土)

11:00～12:30 理事会(中央棟3階第4会議室)

12:00～ 受付(天野貞祐記念館1Fエントランス)

12:50～13:45 会員総会(A-207)

【スタディ・グループ報告】(A-207)

13:50～14:20 (報告25分・質疑応答5分)

司会：富増和彦(愛知大学)

研究代表者：湯田雅夫(獨協大学)

「CSR実践の現状と将来—社会関連会計の視点から—」

【自由論題報告】各報告20分・質疑応答10分

<第1会場>(A-208)

司会：佐藤倫正(名古屋大学)

14:30～15:00 第1報告

野田昭宏(東京都市大学)・阪 智香(関西学院大学)

「CSRディスクロージャーにおけるステイクホルダーの影響分析—同時方程式アプローチ—」

15:00～15:30 第2報告

牟禮恵美子(青山学院大学)

「統合報告におけるCSR情報の数値化状況—IIRCパイロットプログラム参加企業を中心として—」

司会：東健太郎(立命館大学)

15:40～16:10 第3報告

小村輝代(University of Southern Queensland)

「Financial Disclosure Policy Changes for Japanese Non-profit Organisations」

16:10～16:40 第4報告

岡田 斎(広島経済大学)・國部克彦(神戸大学)

「震災を経験した企業のBCP構築プロセス—阪神淡路大震災を経験した企業の事例報告—」

司会：上妻義直(上智大学)

16:50～17:20 第5報告

東田 明(名城大学)・北田皓嗣(法政大学)

「企業事例に見る環境経営の制度化」

<第2会場>(A-409)

司会：坂上 学(法政大学)

14:30～15:00 第1報告

鈴木 新(大阪市立大学)・天王寺谷達将(広島経済大学)

「日本における源流管理の生成—翻訳の社会学の視点から—」

15:00～15:30 第2報告

安藤 崇(同志社大学)

「新たなエコ・コントロール・システムの展開可能性—シャープを事例として—」

司会：大原昌明(北星学園大学)

15:40～16:10 第3報告

岡 照二 (関西大学)

「Sustainability MCS構築におけるSBSC導入の効用」

16:10~16:40 第4報告

中澤優介 (神戸大学大学院博士後期課程)

「ナラティブ・アカウンタビリティの可能性—実践的側面からの考察—」

司会：黒川保美 (専修大学)

16:50~17:20 第5報告

五百竹宏明 (県立広島大学)・馬場英朗 (関西大学)・石田 祐 (明石高専)

「寄付者の意思決定とNPO法人会計基準に関する実証研究」

【特別公演】(A-207) 17:30~18:30

司会：大坪史治 (和光大学)

小山富士雄 (東京工業大学総合安全管理センター)

「津波被害と福島問題から学ぶ 震災復興と企業の対応」

18:45~20:15 懇親会 (2階セミナースペース)

第2日：11月10日 (日)

【自由論題報告】各報告20分・質疑応答10分

<第1会場> (A-408) 9:30~10:00

司会：村井秀樹 (日本大学)

東 健太郎 (立命館大学)

「イベントスタディにおける環境情報開示」

<第2会場> (A-409) 9:30~10:00

司会：水野一郎 (関西大学)

大坪史治 (和光大学)・黄 海湘 (獨協大学)

「CSR報告書等の変遷と重要課題の探索—単語に着目したカテゴリー分析」

【統一論題報告】(A-207)

10:15~12:15 各報告30分

司会：國部克彦 (神戸大学)

テーマ：「社会から信頼され、危機に強い組織を目指して」

小林麻理 (会計検査院検査官)「行政分野」から

廣瀬忠一郎 (環境経営学会理事)「労務管理分野」から

石津寿恵 (明治大学経営学部)「医療福祉分野」から

石崎忠司 (松蔭大学大学院)「企業経営分野」から

12:15~13:30 昼食休憩

13:30~15:00 【統一論題ディスカッション】

座長：國部克彦 (神戸大学)

ディスカッサント：小林麻理、廣瀬忠一郎、石津寿恵、石崎忠司

東日本部会

2013 (平成25) 年7月6日 (土)

会場：苫小牧駒澤大学

大会準備委員長：川島和浩 (苫小牧駒澤大学)

司会：勝山 進 (日本大学)

14:40~15:10 第1報告

筑波由美子 (亜細亜大学大学院生)

「統合報告における環境会計情報に関する一考察—財務情報と非財務情報の関連性を中心として—」

司会：黒川保美 (専修大学)

15:10~15:40 第2報告

鹿谷麻里子 (亜細亜大学大学院生)・大島正克 (亜細亜大学)

「排出権取引における国際炭素行動パートナーシップ (ECAP) との連携—地球環境の実態へのリンク—」

15:40~16:10 第3報告

仲 伯維 (亜細亜大学大学院生)・

大島正克（亜細亜大学）
「中国における排出権取引の会計上の処理
について」

休憩15分

司会：大原昌明（北星学園大学）

16:25～16:55 第4報告

吉田武史（横浜商科大学）

「福島原発事故後におけるソーシャルコス
トの計算と開示の意義」

16:55～17:25 第5報告

長岡 正（札幌学院大学）

「物流原価計算の課題」

17:25～17:30 閉会の挨拶

18:30～20:00 懇親会

（グランドホテルニュー王子16Fグランビュー）

西日本部会

2013（平成25）年6月15日（土）

会場：香川大学

大会準備委員長：朴 恩芝（香川大学）

司会：五百竹宏明（県立広島大学）

13:20～14:05 第1報告

黒木 淳（大阪市立大学大学院生）

「社会福祉法人における財務情報開示の要
因分析—アンケート調査結果から—」

14:10～14:55 第2報告

谷光 透（川崎医療福祉大学）

「DPC及びクリニカルパスが急性期病院の
経営に与える影響」

休憩15分

司会：向山敦夫（大阪市立大学）

15:10～15:55 第3報告

西谷公孝・國部克彦・梶原武久（神戸大学）

「低炭素型サプライチェーンと環境パフォー
マンスの実証研究」

16:00～16:45 第4報告

大西 靖（関西大学）

「非営利組織の存続と社会的評価」

17:10～ 懇親会（大学生協）

第27回年次大会

2014（平成26）年10月4日（土）～10月5日（日）

会場：関西大学

大会準備委員長：水野一郎（関西大学）

第1日：10月4日（土）

11:00～12:30 理事会（第1特別会議室）

12:00～ 受付（エントランス）

12:50～13:40 会員総会（ホール1）

【スタディ・グループ中間報告】（ホール1）

13:45～14:20（報告25分・質疑応答10分）

司会：郡司 健（大阪学院大学）

研究代表者：水野一郎（関西大学）

「付加価値会計の総合的研究」

【自由論題報告】各報告25分・質疑応答10分

<第1会場>（第1会議室）

司会：大原昌明（北星学園大学）

14:30～15:05 第1報告

野口豊嗣（神戸大学大学院博士後期課程）

「日本におけるステークホルダー・エンゲージメントの現状—アンケート調査結果の分析から—」

15:05~15:40 第2報告

金 幸弘 (神戸大学大学院博士後期課程)

「サステナビリティ・マネジメント・コントロール・システム研究の展開と展望」

司会：宮地晃輔 (長崎県立大学)

15:45~16:20 第3報告

鈴木 新 (就実大学)

「原価企画研究の動向と課題」

16:20~16:55 第4報告

土井聡恵 (公認会計士・税理士、愛知工業大学大学院博士後期課程)

「損害賠償実務におけるIFRIC5号の適用—メキシコ湾岸原油流出事故を題材として—」

司会：菊谷正人 (法政大学)

17:00~17:35 第5報告

中尾悠利子 (鳥取環境大学)

「環境社会報告の記述的表現に関する現状と課題」

17:35~18:10 第6報告

阪 智香 (関西学院大学)・野田昭宏 (滋賀大学)

「東アジアにおけるCSR情報開示」

<第2会場> (第2会議室)

司会：坂上 学 (法政大学)

14:30~15:05 第1報告

中澤優介 (神戸大学大学院博士後期課程)

「多元的業績評価の可能性—アカウントビリティの視点から—」

15:05~15:40 第2報告

黒木 淳 (大阪市立大学)

「なぜ社会福祉法人は剰余金を留保するのか?—内部留保の決定要因分析—」

司会：上妻義直 (上智大学)

15:45~16:20 第3報告

古市承治 (福岡国税局)・徐 陽 (長崎大学)

「公営企業会計と税制」

16:20~16:55 第4報告

村井秀樹 (日本大学)

「統合報告書における自然資本概念の導入と課題」

司会：中嶋道靖 (関西大学)

17:00~17:35 第5報告

宮崎修行 (国際基督教大学)

「シュマーレンバッハと社会会計—ドイツの経済、経営、会計の関係性の文脈において—」

18:20~19:50 懇親会

(100周年記念会館レストラン紫紺)

第2日：10月5日 (日)

【記念講演】10:00~10:40 (ホール1)

司会：水野一郎 (関西大学)

講演者：謝 志華 (北京工商大学副学長・教授)

「幸福の会計学について」

【統一論題報告】10:50~12:20 (ホール1)

テーマ：「幸福の会計学を目指して—社会関連会計の可能性—」

司会：梶浦昭友 (関西学院大学)

10:50~11:20 平岡秀福 (創価大学)

「統合報告と価値創造の人間主義経営」

11:20~11:50 富増和彦 (愛知大学)

「環境会計と付加価値会計—環境コストは幸福の指標か?—」

11:50~12:20 辻本健二 (関西生産性本部)

「生産性経営論」

12:20~13:30 昼食休憩

13:30~15:00 【統一論題ディスカッション】

東日本部会

2014 (平成26) 年7月5日 (土)

会場: 上智大学

大会準備委員長: 上妻義直 (上智大学)

司会: 堀江美保 (㈱サステナビリティ会計事務所)

13:30~14:10 第1報告

朴 星浩 (拓殖大学大学院博士後期課程)

「ストック型環境会計システムの必要性和その在り方について」

14:15~14:55 第2報告

筑波由美子 (亜細亜大学大学院博士後期課程)

「統合報告における排出権に関する一考察」

休憩15分

司会: 宮崎修行 (国際基督教大学)

15:10~15:50 第3報告

小津稚加子 (九州大学大学院)

「国立博物館の収益構造と成果指標の国際比較」

15:55~16:35 第4報告

古庄 修 (日本大学)

「統合報告の制度化と開示フレームワークの形成—南アフリカにおける経緯と動向をふまえて—」

17:00~19:00 懇親会 (アビアン&サブニール)

西日本部会

2014 (平成26) 年6月28日 (土)

会場: 広島経済大学

大会準備委員長: 岡田 斎 (広島経済大学)

司会: 向山敦夫 (大阪市立大学)

14:05~14:40 第1報告

増子和起 (神戸大学大学院経営学研究科博士後期課程)

「アカウントビリティの脱構築—自己と他者の視点から—」

14:45~15:20 第2報告

藤近雅彦 (滋賀県立大学)

「日本企業の社会課題適応マネジメント」

休憩20分

司会: 水野一郎 (関西大学)

15:40~16:15 第3報告

金 宰弘 (神戸大学大学院経営学研究科博士後期課程)

「韓国製造業におけるマテリアルフローコスト会計の継続的適用に向けて—その課題と克服—」

16:20~16:55 第4報告

東田 明 (名城大学)・北田皓嗣 (法政大学)

「戦略における環境と経済の統合とマネジメントコントロールシステム」

16:55~17:00 閉会の挨拶

学会役員

(第11期：第25-27年度 2013-16年)

会長	勝山 進
副会長（東日本部会長）	上妻義直
副会長（西日本部会長）	向山敦夫
理事（東日本部会）	石津寿恵，大下勇二，大原昌明，菊谷正人，黒川保美 坂上 学，村井秀樹，宮崎修行，湯田雅夫
理事（西日本部会）	小津稚加子，梶浦昭友，國部克彦，阪 智香，佐藤倫正， 富増和彦，中畷道靖，平松一夫，水野一郎
顧問理事	木下照嶽，中原章吉，松尾聿正，野村健太郎，石崎忠司， 郡司 健
監事	大島正克，宮地晃輔
幹事	吉田武史，依田俊伸，大西 靖

「日本社会関連会計学会」へ入会を希望される方へ

日本社会関連会計学会ホームページ (<http://www.jcsara.org/>) に記載されている入会申込書に所定の事項をご記入の上、次頁奥付記載の学会事務局へお送りください。

学会誌編集委員会

編集委員長	國部克彦
副編集委員長	坂上 学
編集委員	石津寿恵，菊谷正人，黒川保美 小津稚加子，佐藤倫正，中畷道靖
編集委員会事務局	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1 神戸大学大学院経営学研究科 國部克彦研究室 Tel & Fax: 078-803-6925 email: kokubu@b.kobe-u.ac.jp

「社会関連会計研究」へ投稿を希望される方へ

日本社会関連会計学会ホームページ (<http://www.jcsara.org/>) に記載されている「投稿規程」および「執筆要領」を参照の上、ホームページの投稿フォームをご利用くださるか、上記編集委員会へ直接emailで投稿ください。いずれの場合も、編集委員長からの受信の返事をもって受付と致しますので、投稿後のご確認をお願いします。

編集後記

「社会関連会計研究」第27号では、10本の論文が投稿され、査読審査の結果5本が採択された。テーマは、環境に関するものから社会に関するものまで幅広く、会計領域に関しても、財務会計、管理会計、非営利会計そして会計哲学に至る広範囲に及んでいる。

本号から、学会賞審査の関係で、原稿の締切りを1月末とし10月刊行に変更したため、スタディグループの研究終了以前に校了する必要があるため、水野委員会のスタディグループ最終報告は次号で掲載予定である。なお、学会行事に関しては、昨年度分で掲載すべきであった2013年度分も併せて掲載している。

次号以降も、1月末投稿締切り10月刊行を原則として、進める予定であるため、引き続き、積極的な投稿をお願いしたい。最後になったが、査読を担当頂いた先生方に深くお礼申し上げる。

(編集委員長・國部克彦)

「社会関連会計研究」第27号

2015年10月1日発行

編集 日本社会関連会計学会
発行人 会長 勝山 進
事務局 大阪市立大学大学院経営学研究科 向山敦夫研究室
〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138
Tel & Fax: 06-6605-2232
E-mail: jcsara@bus.osaka-cu.ac.jp
URL: <http://www.jcsara.org/>
印刷 株式会社 ルネック
〒652-0047 神戸市兵庫区下沢通4-7-30
Tel: 078-576-8866 Fax: 078-576-3016
